



アメリカ会社法上の株主の帳簿・記録開示請求権

—「正当な目的」要件と情報漏洩防止に関する

デラウェア州判例法理を中心に—

千 手 崇 史

概要 日本法上、株主の会社に対する会計帳簿閲覧謄写請求権は、直接株主に帳簿等を開示させる制度である。しかし、この制度は日本法上、制度趣旨通りに機能していない。また、株主から情報が漏洩する危険性が極めて高い。日本法の会計帳簿閲覧謄写請求権に関する問題点の根源を探るためには、制定時にモデルとされたアメリカ法の帳簿・記録開示請求権に関する検討が欠かせない。そこで、本稿ではアメリカ法上の帳簿・記録開示請求権に関する全体像を概観する。また、特に「正当な目的」要件と派生的な判例上の基準、その他情報漏洩防止に関連する判例法上の仕組みに重点を置いて、アメリカ法が情報漏洩問題にどのように対処しているかを明らかにする。

キーワード アメリカ法、コモン・ロー、デラウェア州一般会社法（DGCL）、模範事業会社法（MBCA）、帳簿・記録開示請求権

原稿受理日 2021年9月26日

Abstract On Companies Act of Japan, shareholders have rights to request for direct inspection or copying of account books and materials. But, these rights are not being functioned as their intended purpose. And these rights involve risks of information leakage. To investigate the root of problem on Japanese system, it is essential to research stockholders' rights to inspect books and records of U.S. Corporation Law, which was modeled when enactment of Japanese system. This paper outlines the stockholders' rights of "inspection of books and records". This paper also researches how U.S. Corporation Law countermeasures against problem of information leakage, especially focusing on case laws on "proper purpose" and other derivative requirement, and on system of information leakage prevention.

I はじめに一本稿の検討対象と目標、検討方法

本稿は、株主の会社に対する情報開示請求権（特に会計帳簿閲覧謄写請求権（会社法（以下、条数のみ引用）433条）に関する問題点をさらに明らかにするため、母法であるアメリカ法上の同制度との比較⁽¹⁾を行う論文である。

株式会社が「所有と経営の分離」を採用したことに付随して、会社経営に関する情報が取締役側に偏在し、株主の側から分かりにくくなるという弊害も一部生んでいる。株主は常時詳細な企業情報に触れる必要はないが、例えば不祥事が疑われる場合などには、その証拠・資料などを収集するための「情報開示請求権」が重要性を帯びる。中でも、会計情報を入手する手段は、企業の状態について数値をもってつかみ、不祥事の兆候がある場合には動かぬ証拠を得るために特に重要である。我が国の会社法制においては、計算書類等（442条）およびその前提となる会計帳簿等（433条）につき株主は開示請求権を持ち、これらは直接に帳簿・記録へのアクセスを認める制度である。一方、日本の会社法は同時に、裁判所の選任する中立の第三者に、会計情報も含めた会社調査をさせる業務財産検査役の制度（358条）も併有する。

日本の会社法で主に用いられているのは前者の「直接型」の仕組みである。しかし、これら制度自体にも利用を妨げる弊害が存在することを、筆者はこれまでの論稿で明らかにしてきた。具体的に、まず、計算書類等はそもそも開示を前提とした書類で、株主総会において株主に直送もされる（437条）が、これがそもそも作成されていない場合にこれを促す・強制するための仕組みが会社法上なく、わずかに過料のペナルティと損害賠償請求

(1) アメリカ法上の株主の会社に対する帳簿・記録の情報開示請求権と日本法上の会計帳簿閲覧謄写請求権（現行会社法では433条に相当）との比較に関する優れた研究は国内に多数存在し、枚挙にいとまがない。例えば、初期の本格的研究の一つとして、和座一清「アメリカ法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権（一）」金沢法学1巻1号60頁以下（1955）、同「アメリカ法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権（二）」金沢法学1巻2号57頁以下（1956）、同「アメリカ法に於ける株主の帳簿・書類の閲覧権（三・完）」金沢法学2巻2号154頁以下（1957）。その後のものとして、久保田光昭「帳簿・書類閲覧謄写権について（一）」上智法學論集32巻2・3号199頁以下（1989）、同「帳簿・書類閲覧謄写権について（二）」上智法學論集33巻1号151頁以下（1990）、同「帳簿・書類閲覧権に関する立法論的考察—その実効性確保のために—」吉川栄一・出口正義編『石田満先生還暦記念論文集 商法・保険法の現代的課題』171頁以下（文眞堂，1992）、木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権—会計帳簿閲覧権を中心に—」産大法学38巻1号1頁以下（2004）など参照。近年は、主にMBCAの改正史を中心として詳細に研究した書籍として、澤山裕文『アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権—模範事業会社法の改正の経緯を中心に—』（専修大学出版局，2019）がある。

に頼らざるを得ないという問題がある⁽²⁾。また、会計帳簿等の開示請求は概ね現在まで、株主の監督是正権の実効性確保という制度趣旨を一貫してとっているものの、日本の裁判例を再度子細に分析してみると、実際には「既に不祥事の兆候をある程度具体的につかんでいる株主が、さらに具体的な証拠・資料を得るための手段」としての機能のみを果たしており、（もと）取締役であるなど会社情報に既に一定程度のアクセスが可能である（であった）株主にしか利用されていないという「制度趣旨と利用実態のズレ」があり、そのような属性を持たない個人株主が情報収集をする目的では利用しにくいことを確認した⁽³⁾⁽⁴⁾。さらに、特に会計帳簿等情報は開示を前提としていない企業秘密情報なども含むため情報漏洩が大きな問題であり、この情報を直接そのまま株主に閲覧等させる制度自体が妥当なのかどうかという根本的な問題に関しても、わが国学会において古くから意見が分かれている⁽⁵⁾。会計帳簿閲覧謄写請求権の制度は、アメリカからの強い働きかけによって制定され、日米の政治的な関係を背景として大きく改正された点を筆者は既に確認した⁽⁶⁾。ここで、現在日本法上生じている問題点の根源を探るには、アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権に関する調査・検討が欠かせない。特に、アメリカ法ではこの情報漏洩の危険性の問題についてどのように対処しているのかが重要である。

(2) 拙稿「株式会社における計算書類・附属明細書等の作成義務懈怠—法規制の変遷と実効的な法規制の欠如—」商経学叢（近畿大学経営学部）67巻1号25頁以下（2020）。この論稿では、これまでの法規制を丹念に追い、「計算書類作成義務懈怠」問題に関して唱えられてきた複数の対処法についても、関連する裁判例にも配慮しつつ検討したが、いずれも現行法において強い実効性を持たないとの結論に至った。

(3) 拙稿「株式会社における株主の会計帳簿閲覧謄写請求権—法改正の変遷と制度趣旨・機能の不一致—」商経学叢（近畿大学経営学部）67巻3号259(607)頁以下。この論稿でも、これまでの法規制の変遷を丁寧に追って制度趣旨や仕組み自体は基本的に変化していない点を確認した。また、会計帳簿閲覧謄写請求権では解釈論で一律の基準を立てることが容易ではないが、法改正の調査だけでは見えない変化に関しては、要件・論点ごとに学説・裁判例を丁寧に拾って検討し、本文で述べたような調査結果が得られた。

(4) 久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集32巻2・3号234頁以下によれば、株主総会の活性化を目的とした昭和56年改正がなされる以前はほとんど利用されてこなかった会計帳簿閲覧謄写請求権が、以後飛躍的に利用されるようになった点が、詳細なデータとともに紹介されている。もっとも、当時は総会屋や仕手筋、プロ株主が跋扈する時代でもあり、ひとりの株主が多く請求をなした結果ではないか、また一部の会社に請求が集中しているのではないかと分析もなされている（同・238頁、240-242頁など）。

(5) 会計帳簿閲覧謄写請求権の行使の推進・拡大を主張するものとして、例えば、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集32巻2・3号199頁以下、同・上智法學論集33巻1号151頁以下、同・『石田還暦』171頁以下。一方、この権利は日本法では機能しないとするものとして、例えば、西山芳喜「株主の会計帳簿閲覧請求権と商業帳簿制度との関係」平出慶道ほか編『現代企業法の理論—菅原菊志先生古稀記念論集』467頁、469頁、470頁など（信山社出版株式会社、1998）。

(6) 拙稿・前掲注(3)『会計帳簿』261(609)–273(621)頁。会計帳簿閲覧謄写請求権の制度に関して、これまで特に大きな動きがあったのは、昭和25年、平成5年と平成17年（会社法制定）である。そのうち、昭和25年商法改正は敗戦後GHQの強い働きかけによって行われたもので、そこで本制度は創設された。また、持株比率要件の緩和（による同制度利用促進）の改正（平成5年改正）は、いわゆる日米構造問題協議に付随する政治的な両国の関係の影響を強く受けてなされている。

そこで、本稿では日本法で特に「会計帳簿閲覧謄写請求権（会社法433条）」のモデルとなったアメリカ会社法上の「帳簿・記録開示請求権」に焦点をあて、その概要や特徴を調査・検討した上で日本法と比較する。以下、「Ⅱ」では前提となるアメリカ法の重層性、主にアメリカ法の考え方の基礎となっているコモン・ロー（Common Law）と、州の制定法一般との関係について簡単に紹介する。次に「Ⅲ」では、アメリカ会社法上の「帳簿・記録開示請求権」について、その全体像を素描する。特に、アメリカ会社法分野においては、デラウェア州一般会社法（Delaware General Corporation Law⁽⁷⁾；DGCL）が最も影響力を持っており、次の章で主に扱う判例法理も DGCL に関するものが特に重要であるので、これに最も多く紙幅を割いて検討する。同時に、DGCL の背後に流れその前提となるコモン・ローの考え方にも十分に配慮し、論点ごとに重要な判例を確認しながら検討する。また、DGCL にも強い影響を与えていると考えられる模範事業会社法（Model Business Corporation Act⁽⁸⁾；MBCA）に関しても簡単に言及する。さらに、「Ⅳ」では、アメリカ会社法（特に DGCL）の「帳簿・記録開示請求権」において特に争点とされる各要件・論点について、その判例法理を明らかにする。筆者が特に検討したい点は大きくは二つである。第一に、株主による濫用的な開示請求を防止し、正当な請求のみを選別するのに最も重要な「正当な目的」要件とその派生的要件（法理）がどのような構造となっているか。第二に、開示された情報に関する守秘義務を中心とした、情報漏洩防止の問題についてアメリカ法・判例がどのような態度をとっているか。これら論点について重要な判例にはフォーカスし、それ以外にも多くの判例を紹介して検討する。なお、その前提として、開示請求対象たる「帳簿・記録の範囲」の論点についても触れる。以上の各プロセスにおいて、日本法との比較は適宜必要に応じて行った上で、「Ⅴ」において本稿のさしあたりの検討結果とまとめを行う。なお、本稿は日本法の「会計帳簿閲覧謄写請求権（433条）」との比較を主に念頭に置いているが、アメリカ法と日本法はきれいに1対1で対応してはいないため⁽⁹⁾、箇所によって会計情報以外の情報開示も念頭におく場合がある。

(7) 訳語に関しては、鴻常夫・北沢正啓編『英米商事法辞典〔新版〕』274頁（商事法務研究会、1998）を参照。

(8) 国内の文献では、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法學論集32巻2・3号252頁以下、同・『石田還暦』177頁以下、及び、澤山・前掲注(1)63頁以下が特に MBCA の成り立ちや歴史、その詳細について細かく言及している。

(9) 本文で後述の通りアメリカ法（特に DGCL）は「株主名簿関連情報」と「それ以外」という形で媒体や立証責任を分けて考え、後者に主に議事録情報と会計情報が含まれるという構造である。

II アメリカ会社法の全体像と重層性—コモン・ロー・DGCL・MBCA

会社法が単行の法典とされている我が国とは異なり、アメリカでは会社法の法源自体が複数存在する。まずその一つはコモン・ローである。コモン・ローとは、広義にはもとはイギリスにおいて国王の裁判所が発展させてきた法を指し¹⁰⁰、裁判上も法源として機能している。後掲の通り、会社法分野においても根本的にはコモン・ローが強く影響を与えている。

次に、現在は殆どの州が独自の会社法¹⁰¹を制定しており、かかる制定法も法源として機能する。中でもアメリカ法の代表格として引用されるのは、デラウェア州一般会社法（DGCL）である。DGCLは州際会社設立競争において優位に立っているが、それは自州における会社の設立を勧誘する同州の政策の結果であるといわれる¹⁰²。本稿でもアメリカ合衆国における会社法州法の代表格として、主にDGCLを検討対象とする。

上記制定法を統一しようとする動きとして、会社法分野では模範事業会社法（MBCA）に言及せねばならない。MBCAとは、アメリカ法律家協会（American Law Institute¹⁰³；ALI）が起案、改正するモデル法であり、各州の制定法に多大な影響を及ぼし続けている。後述の通り、MBCA上も帳簿・記録開示請求権の規定が存在するが、ここでは簡単に

(100) 田中英夫『英米法総論 上』6頁（東京大学出版会，1980）、伊藤正巳・木下毅著『アメリカ法入門 [第5版]』89頁以下（日本評論社，2012）によれば、厳密には本文に述べた「Equityと対置される中世に起源をもつ法体系」という意味の他に、「statute（制定法）と対置される判例法」という意味、「大陸法（civil law）と対置される英米法」という意味があり、多義的である。特に上記コモン・ローの第一義と第二義との関係が不明確であるが、伊藤・木下・同103頁に、「判例法という意味でのコモン・ローは、さらに歴史的法源としてのコモン・ローとエクイティ（equity＝衡平法）とに区別される」とある。コモン・ローの詳細な歴史は、同・67頁以降が特に詳しいほか、E・アラン・フェーンズワース他著・笠井修ほか訳『アメリカ法への招待』105頁以下（勁草書房，2014）参照。

(101) アメリカの制定法の中にも「連邦法」と「州法」とが重層的に規定されており、これが裁判管轄権とも関係しているので複雑である。両方の管轄が重なった場合に困難が生じるのであるが（この点につき、溜箭将之『英米民事訴訟法』41頁以下（東京大学出版会，2016）参照）、商事では証券法・証券規制は主に連邦法、会社法は主に州法という形で住みわけがなされている（岩田太ほか編『基礎から学べるアメリカ法』5頁以下（弘文堂，2020））。

(102) 鴻・北沢・前掲注(7)274頁。なお、竹田公子編著『米国会社法の実務 Q & A デラウェア州会社法に基づく設立・運営』3頁以下（中央経済社，2019）には、他にも、強行規定の少なさに伴う柔軟性、裁判例が多く蓄積したことによる予測可能性の高さ、届出や申請の場面における州当局の迅速・合理的な対応など多くの理由が詳細に解説してある。

(103) 弁護士、裁判官、法律学教授などから構成された研究団体で、コモン・ロー諸原則の明確化を最も大きな使命とする団体である。アメリカ判例法の統一であるリステイメント（Restatement）の編纂や、本文で述べた各種の統一州法案（uniform state law）や模範法典（model code）を発表するなどしている（鴻・北沢・前掲注(7)54頁、田中英夫『英米法辞典』47頁（東京大学出版会，1991）参照）。

MBCA 制定前後の状況⁽¹⁴⁾に触れておこう。初期のアメリカ法は会社をパートナーシップ法理により捉えており、株主がいわば主権者であった⁽¹⁵⁾。しかし、会社経営の効率性の観点から徐々に各州制定法が取締役の権限拡大の立法を行い、株主の性格は徐々に取締役の改選を通じた経営監督的機能を担う機関と位置付けられるようになるも、それも実質的に無機能化したため、帳簿・記録開示請求権や訴訟提起権など株主の権利の機能分化がはかられた⁽¹⁶⁾。もっとも、各州制定法は依然として会社所有者たる株主の自主的監督により会社の健全性が確保されるという「フィクション」に基づいており、結果としてアメリカの会社法制は全体として取締役に大幅な裁量権を認めるものとなっていた⁽¹⁷⁾。州毎に会社法を持つアメリカでは「州間競争」⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾を排除・緩和するために各州制定法を統一する動きがあり、その最たるものが MBCA であった⁽²⁰⁾。

Ⅲ アメリカ法上の帳簿・記録の情報開示請求権の諸相

1. 株主権の分類と帳簿・記録開示請求権の位置づけ

アメリカ会社法上、株式に関する契約⁽²¹⁾に基づいて会社に対して発生する権利の分類にはいくつかの方法がある。有力なものとして、①統制・運営に関する権利 (rights as to control and management)、②所有する権利 (proprietary rights)、③救済的・付随的権利 (remedial and ancillary rights) に分類する見解がある⁽²²⁾。この見解によれば、①

(14) MBCA 制定前後の状況、帳簿・記録閲覧権を含む株主権の動きや各州の対応に関しては、久保田安彦「一九二八年のアメリカ統一事業会社法と株主の権利」早法75巻4号79頁以下(2000)参照。

(15) 久保田安彦・前掲注(14)早法75巻81頁。

(16) 久保田安彦・前掲注(14)早法75巻81-82頁。

(17) 久保田安彦・前掲注(14)早法75巻83-84頁。

(18) たとえある州が強力な株主保護を内包する法律を制定したとしても、他州のそれがより緩やかで自由度が高いのであれば、当該他州での会社設立が増加してしまう(久保田安彦・前掲注(14)早法75巻84頁参照)。

(19) この結果として、自州での会社設立を望む各州が規制を緩やかにすることを求めて「競争」をしてしまう状況が生ずる(底辺への競争(race to the bottom))。現実には、アメリカでは規制が緩やかなデラウェア州に会社が集中してしまう(フォーチュン500社の半分以上はデラウェア州である)という弊害がたびたび指摘される。特に DGCL では株主と経営者の紛争が勃発した場合に「親経営者的な」判断がなされることも多いと批判される。(かかる議論とそれへの反論につき、RICHARD FREER, THE LAW OF CORPORATIONS IN A NUTSHELL, at 56-59 (7th ed. 2016))。

(20) 久保田安彦・前掲注(14)早法75巻84頁。

(21) なお、アメリカ会社法の根底には契約理論があり、定款契約(charter contract)の内容として株主の情報開示請求権を位置づける見解は日本でも紹介されている(久保田光昭・前掲注(1)上智大学法學論集32巻2・3号247頁参照)。

(22) See JAMES D. COX & THOMAS LEE HAZEN, BUSINESS ORGANIZATIONS LAW, 362 (5th ed. 2020).

の権利として株主総会の議決権や基本定款（charter）²³、付属定款（bylaw）²⁴等の修正権、株主の利益のために誠実・慎重に会社が運営されるための権利など、②の権利として、配当や残余財産分配にあずかる権利、経営陣から平等に誠実に扱われる権利、会社の記録に株主として登録される権利、会社の債務に関して個人責任を免除される権利などが含まれる²⁵。そして、「情報に対する権利・会社の記録を情報開示請求する権利（以下、帳簿・記録の開示請求権という）²⁶」は、派生訴訟（derivative suit）²⁷の提起権、個人への権利侵害に対するコモン・ロー上、エクイティ上、制定法上の救済と並んで、③の権利に分類される²⁸。なお、各種情報の情報開示請求権全体を株主の投票権の延長に位置付ける見解もある²⁹。

2. アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権の諸相—コモン・ローと制定法一般

コモン・ロー上はもともと、株主は自己の利益を守るために、会社の帳簿・記録を閲覧する絶対的な権利を持っていた³⁰。株式会社は元来組合的・契約的に捉えられ、「株主は株式の所有を通じて会社財産の所有者」³¹であったため、「受託者」たる取締役から、自分た

²³ 「会社法上は、主権者たる国王または立法府が会社を設立し営業権を与える証書または法律。会社の設立が個々の会社のための特別法によらず一般法による場合にも、定款（article of incorporation）の意味で用いられることがある。」（鴻・北沢・前掲注(7)156頁より引用。また、同・72頁も参照）。

²⁴ 基本的な事項を定めた定款（article of incorporation）よりも付随的な内部業務について定めた規則をいい、登記による公示の必要はなく、取締役会による変更が可能である（鴻・北沢・前掲注(7)128頁）。

²⁵ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 363–364.

²⁶ 日本法では閲覧謄写請求権（会社法442条、433条参照）等という用語が用いられるが、（詳細は本稿で随時紹介する通り）アメリカ法上の権利はこのように単に記録を閲覧するにとどまらず、総合的に会社の状態を知る権利に近いと解釈し、本文では「情報開示請求権（inspection）」という訳語をあてた。なお、「株主情報開示請求権」という用語法を用いる論稿として、木保由美「アメリカにおける株主名簿・会計帳簿閲覧請求権をめぐる問題と行使状況について—R. S. Thomasによるデラウェア州会社法セクション二二〇関連ケースのリサーチより—」産大法学39巻3・4号50頁（2006）。

²⁷ 訳語は、小山貞夫編著『英米法律語辞典』310頁（研究社、2011）に従った。

²⁸ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 363–364.

²⁹ See ARTHUR R. PINTO & DOUGLAS M. BRANSON, UNDERSTANDING CORPORATE LAW, 129 (5th ed. 2018).

³⁰ DAVID A. DREXLER ET AL., DELAWARE CORPORATION LAW AND PRACTICE VOLUME 2, 27–1 (2014). その他、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法学論集32巻2・3号251頁参照。

³¹ 和座・前掲注(1)『閲覧権（一）』62頁引用。その他、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法学論集32巻2・3号246頁参照（なお、久保田教授は法人擬制説の立場からの主張である）。当時のアメリカ法における株主権の絶対性は、未発達であったアメリカの判例法理が母法であるイギリス法、特に「株主は会社財産の所有者である」とするパートナーシップ法理に依存したことも関係があった（久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利（一）」早法74巻2号84頁（1999））。なお、法的には会社の財産であるが、株主は潜在的な所有権を持つ、とも説明される（WILLIAM MEADE FLETCHER (Revised by OWEN T. SMITH), FLETCHER CYCLOPEDIA OF THE LAW OF PRIVATE CORPORATIONS Vol.5, 693 (1976 Revised ed. 1976)）。

ちの財産の運営についての知識を得る権利も当然のものとしてされ³²、役員の手には委ねられた会社の帳簿・記録も株主らの共有財産の一つと捉えられていたのである³³。よって、もともとは株主が帳簿・記録の開示請求をする権利は、制定法を前提とせずに発生する権利であった³⁴。

なお、コモン・ロー上、帳簿・記録の開示請求時点において実際に株主であることが原則として要請される³⁵。(合理的な証拠がある前提で) 実際の開示請求を代理人に行わせることは認められ³⁶、開示請求時に補助者(弁護士、会計士、速記者など)を伴ったとしても権利内容に影響はない³⁷が、裁判所はこのような者が会社の利益から独立した者か否かについて監督する場合がある³⁸。株式の量によってコモン・ロー上の権利内容に制限が加えられることは基本的にはない³⁹。持株比率要件を設ける方法、その他の方法でこの権利そのものを制限する定款規定は無効と解されている⁴⁰。請求の途中で株式を譲渡した場合にはこの開示請求権は否定され⁴¹、また、(株式と切り離して) 権利だけを譲渡することもできない⁴²。これらは、後述する DGCL のそれと共通する面が多い。

株主の権利がもともと強力なものであるという発想は、コモン・ロー上の同請求権によって開示請求できる帳簿・記録の範囲にも表れているようである。コモン・ロー上は、

32 和座・前掲注(1)『閲覧権(一)』62頁。

33 和座・前掲注(1)『閲覧権(一)』63頁。なお、これとは別に信託的な考え方でこの権利を理解する見解もある(和座・同63頁)。

34 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 697.

35 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 759.

36 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 762.

37 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 767. もっとも、同伴者を伴うことに付随する費用は株主が負担する(*Id.* at 768)。

38 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 768.

39 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 765. なお、持株比率要件や株式保有期間要件を設ける州もある(See also *Id.* at 759)。

40 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 766, EDWARD P. WELCH ET AL., FOLK ON THE DELAWARE GENERAL CORPORATION LAW: FUNDAMENTALS 2020 EDITION, GCL-760 (2020), see also DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-2. 和座・前掲注(1)『閲覧権(一)』82頁以下も参照。

なお、フロリダ州の事例であるが、仮にこの帳簿・記録の開示請求にかかる制定法の規定に持株比率要件が定められ、それを満たさない場合でも、コモン・ロー上の同請求権は行使できるとしたものがある(*Soreno Hotel Co. v. State*, 107 Fla. 195 (Fla. 1932))。

また、古いデラウェア州の事例であるが、株主の情報開示請求権を拒絶できる基本定款規定が問題とされた事案において、最高裁は、制定法が明示的にまたは必要に黙示にその権利を奪うことを許容していない限り、株主はコモン・ロー上の開示請求権を使うことができる旨判示している(*State ex rel. Cochran v. Penn-Beaver Oil Co.*, 143 A. 257 (Del. 1926), See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 697)。その他、付属定款において「正当な目的」の宣誓が必要だとされていても、その宣誓は法的には必要ないとされる(FLETCHER ET AL., *Id.* at 799)。

41 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 760.

42 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 761.

会社の財産、責任、契約、管理や実務（会社の内情に関する執行役間のやりとりまで含み）等に関する、基本的に全ての帳簿⁴³、書類、記録、データ（具体例は後掲）について株主による開示請求が認められ⁴⁴、その範囲は極めて広い。開示が認められた場合のために、会社はこれら帳簿・記録類の開示が合理的に可能な状態に置いておく義務を負う⁴⁵。なお、実際にはこれら情報の閲覧だけではなく抄本や摘要⁴⁶、コピー等を要求する権利も含まれている⁴⁷。

以上のように、絶対的な権利を出発点としている帳簿・記録の開示請求権も、コモン・ロー上の古い判例により、その救済の利用可能性は裁判所の裁量のもとにおかれ⁴⁸、株主の利益に合理的に関連した、「正当な目的⁴⁹ (proper purpose)」のために情報開示請求が認められるようになった⁵⁰。会社側（実際には請求を受けた取締役・執行役側を指す、以下本稿において同じ）が任意に情報を開示すれば問題ないが、拒絶する場合には株主は強制的にその情報の開示をさせる職務執行令状（writ of mandamus；後述）を求めて裁判所に申し立てる⁵¹。ここで、あまりにも漠然不明確で株主の利益との合理的関連性が判別できないものも棄却されうるが、裁判所はそのような場合でも請求のなされた文脈などに照らして分析する⁵²。基本的に株主の利益に根差し、かつ、会社の利益を害さないものが正当な権利行使と考えられ、裁判所は両当事者の利益を考えて調査をはかるといって態度でのぞむ⁵³。もっとも、裁判所は帳簿の状態および性質、会社の同請求拒絶の理由をはじめ

43) なお、準備中の損益計算書や貸借対照表、利益分析などはコモン・ロー上「帳簿」に含まれないが、制定法上それが含まれる場合がある旨文献には記載がある（FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 778-779.）。

44) FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 778.

45) FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 778. なお、日本の会社法の「計算書類」に関する規制は「保存」とは別に「備え置く（現行会社法442条）」ことに関して規定し、その意義は株主からの請求に応じて「見せられる」状態にしておくことをいう（上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(8)』71頁〔倉沢康一郎執筆〕（有斐閣、1987）参照。なお、拙稿・前掲注(2)『計算書類』30-31頁にも関連する議論をまとめた）。

46) 訳語につき、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法學論集32巻2・3号248頁に従った。

47) FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 784.

48) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-1.

49) COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365; FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 725, 821.

50) この流れに関して、久保田安彦「初期アメリカ会社法上の株主の権利（二・完）」早法74巻4号480頁以下（1999）。なお、コモン・ロー上の帳簿・記録開示請求権は「株主に最も広く知らしめる」という趣旨から始まっており、職務執行令状による絶対的調査権を保障したものであるという「理論」に忠実に考えると、裁判所は請求の目的等は見ない（見てはならない）というのが一つの帰結であり、当初はそうのように考えられていた。しかし、その後徐々に制定法によってこの権利が与えられたという考え方が強まるにつれ、制限を課すようになり、それとの関連で「請求目的・動機」の中身まで見るのが適切だと考えられるようになったのである（FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 715-716.）。

51) 和座・前掲注(1)『閲覧権（一）』66頁、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法學論集32巻2・3号248頁。See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 697, 820-821.

52) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-9.

53) 和座・前掲注(1)『閲覧権（二）』182頁以下。

として、多様な要素をすべて考慮するという態度であったため、株主は相当具体的な事情を陳述せねばならなかった⁵⁴。

その他、コモン・ロー上の同権利は他者に不合理な不便をさせない限り、基本的に完全に、自由に、いつでもその行使が可能であるが⁵⁵、後述する DGCL など制定法は合理的時間、場所等の制限を加える⁵⁶。また、コモン・ロー上帳簿・記録の開示が認められた場合、その閲覧等は当該記録が所在する主な事務所・事業所に限定されるが⁵⁷、会社は他州に帳簿等があることで請求を逃れることはできず、裁判所は他州にある帳簿等も州内に開示請求のために持ち込むことを要求することが多い⁵⁸。なお、弁護士費用は基本的に原告の負担となる⁵⁹。

大半の州は株主に同様の情報開示請求権を制定法によって規定している。当初、コモン・ロー上の開示請求権が制限されないように、制定法上も制限のない絶対的な権利と定める傾向にあったものが⁶⁰、濫用防止の動きへと変わり、現在のように「正当な目的」をはじめとしたさまざまな要件が要求されるようになった⁶⁰。制定法とコモン・ローとの関係に関して、制定法がコモン・ローの権利に取って代わるというよりは、それを補完するものと位置づけられている⁶⁰⁶⁰。株主が会社の情報を情報開示請求しようとする場合、コモン・

54 久保田安彦・前掲注50早法74巻4号480頁。

55 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 786.

56 久保田光昭・前掲注(1)上智大学法學論集32巻2・3号252頁参照。

57 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 788.

58 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 788.

59 FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 833.

60 なお、コモン・ロー上の権利を制定法によりさらに強化し、絶対的な権利とした州もあった(FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 704)。

61 木俣・前掲注(1)20頁、和座・前掲注(1)『閲覧権(一)』68頁。多くの州は、「資格のある株主」「書面による請求」「合理的時間」「正当な目的」という4つの要件を課す(FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 701.)。なお、その後の判例では、「正当な目的」のために与えられる条件付きの権利(conditional right)であると表現するものもある(State ex rel. Miller v. Loft, Inc., LEXIS 10 (Del. Super. Ct 1931))。

62 COX & HAZEN, *supra* note 22, at 363-364。なお、殆どの法域では同様の制定法を持っているが、例えば制定法が特定の記録(株式原簿(stock ledger)や株主名簿(list of stockholders))だけの閲覧を認めていたとしても、残りの記録類(会計帳簿や議事録)の閲覧に関してはコモン・ロー上の閲覧権が認められるという扱いになる(*Id.* at. 353)。その他、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法學論集32巻2・3号247頁参照。

63 初期の制定法一般とコモン・ローとの関係に関して、和座・前掲注(1)『閲覧権(一)』72頁以下に次のように整理されている。すなわち、①株主の開示請求権の絶対性を強調し、制定法においては株主であることをいうのみで目的を問わず帳簿・記録の開示が認められるとする「絶対説」(この立場によれば、コモン・ローよりも制定法上の権利の方が強化されていることになる)、②会社の取引上の機密・企業の円満な維持発展の利益、株主権の濫用の危険なども考慮に入れた上で、制定法は「会社を害する目的での閲覧」が認められないとするコモン・ロー上の制限をそのまま伴ったと解する「宣言説」、③制定法上の権利が絶対的であることを認めつつ、職務執行令状を付与する段階での、閲覧目的と利益を考慮する裁判所の裁量により妥当な解決をはかるうとする「執行令状区別説」、④絶対的権利であるとはいえ、単なる好奇心その他正当でない目的による閲覧は認められないとする制限が暗黙裡にあり、制定法に明文規定がなくとも(株主が正当な

ロー上の権利と制定法上の権利のいずれも用いることができるが、いずれの場合も「正当な目的」要件が課され⁶⁴、裁判所も両方の権利を見る⁶⁵。帳簿・記録開示請求権に関していえば、コモン・ロー上の権利をリステートした上で、会社側の請求拒否に関する制裁を制定法によって結合させた点に特に意味がある⁶⁶。後述する立証責任など細かな観点を除けば、「正当な目的」に関しては制定法がコモン・ローの基準を採用したという関係にある⁶⁷。そこで守られるべき「自己の利益」⁶⁸とは、所有者としての利益であり、執行役によって事業がどのように遂行されているかを確かめるということも当該利益に基づいている⁶⁹。コモン・ロー上の帳簿・記録の情報開示請求権は、株主の会社財産に対する所有権に根ざしており⁷⁰、帳簿（books）、資料（files）、記録（records）などをはじめとして、基本的には会社の全ての帳簿・記録に及ぶとされる⁷¹。会計の帳簿・記録（books and records of account）に関して開示請求権を与える制定法は、単に四半期報告書の情報開示請求ではなく、現在進行の契約に関する記録行為や契約書にまで及ぶが、裁判所は制限を加えることもありうる⁷²。

以上に対して、我が国にはこのような総合的な情報開示請求権は存在せず、計算書類等（442条）、会計帳簿等（433条）、株主名簿（125条）、取締役会議事録（371条）など、開示を求める情報の種類によって規定が分かれており、拒絶事由もある場合とない場合がある。また、株主が本来的に（仮に会社法の規定がなかったとしても）これら情報の開示請求をできると一般的には考えられていない。よって、上記のように制限のない絶対的権利から出発し、徐々に制限を加えるようになったアメリカ法と我が国における株主の会社に対する情報開示請求の権利群は、そもそも出発点において異なる。

ゝな目的を立証するのではなく）会社側が「正当ならざる目的」を立証すれば開示は認められないとする「暗黙制限説」の四つである。

64 PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130.

65 PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130. なお、制定法を超える範囲の職務執行令状（writ）をコモン・ロー上出すことは基本的にできない旨文献に記載がある（FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 833）。

66 ロバート・W・ハミルトン著・山本光太郎訳『アメリカ会社法』363頁（木鐸社、1999）。

67 ハミルトン・山本・前掲注66 363頁。

68 原告ではなく、原告代理人弁護士の利益のための閲覧であるとされて請求が棄却された事例などがある（Wilkinson v. A. Schulman, Inc., C. A. No. 2017-0138-VCL (Del. Ch. 2017)）。

69 COX & HAZEN, *supra* note 22, at 363-364.

70 COX & HAZEN, *supra* note 22, at 363-364.

71 和座・前掲注(1)『閲覧権（一）』67頁。

72 COX & HAZEN, *supra* note 22, at 364-365.

3. アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権の諸相—模範事業会社法 (MBCA)

次に MBCA を簡単に紹介する。Ch.16が記録と報告 (Records and Reports) の章となっており、§ 16.01は、設立定款、通常定款、取締役会や株主総会の議事録など、かなり広範な帳簿・記録・記録の保存義務を会社に課しているが、そのうち § 16.01(b)においてはすべての年次財務諸表に関して過去3年 (3会計年度) 分の保存を義務付けている⁷³⁾。§ 16.01(c)においては会計記録を、財務諸表作成の準備となるような形式で保存することを義務付ける。ここでも、MBCA は何が義務付けられ保存すべき「会計の記録」に該当するか、どの程度の期間保存しなければならないかについては定義していない⁷⁴⁾。オフィシャル・コメントによれば、会社が § 16.01(c)記帳・保存すべき会計記録は、その会社の財務諸表の形式に依存する。また MBCA § 16.02において株主には当該書類や記録の開示請求権が付与されており、具体的に①株主の請求が誠実に (good faith)⁷⁵⁾ 正当な目的のためになされていること、②株主の請求が、株主の目的と情報開示請求を希望する記録についての合理的に特定性を伴ってなされ、③記録と株主の目的との間に直接の関係がある、という三つの要件を満たせば (MBCA § 16.02(c))、会社の営業時間内に、会社の指定した合理的な場所において、株主が当該記録の開示・謄写 (inspect and copy) する少なくとも5営業日前までに、株主の要求を示した署名入りの通知をすることで、開示させ・謄写することができる⁷⁶⁾。なお、制定法において明示的にその旨が規定されていなくとも、会社の利益に反する請求は許されないと解されている⁷⁷⁾。なお、閉鎖会社や未登記会社 (unregistered corporation)⁷⁸⁾ の株主は定期的に財務諸表を受け取る権利がなく、「株主の書面による要求」による場合にだけ財務諸表を作成・送付等する義務を負うに留まり (MBCA § 16.20)、オフィシャル・コメントもこれら会社に (要求がない限り) 財務諸表の作成義務がないことを明示している⁷⁹⁾。かかる MBCA 上の帳簿・記録開示請求権に対しては、かつては会社経営の効率性を害し、濫用のおそれが大いこと等から厳しい行使要件をつける州もあっ

⁷³⁾ オフィシャル・コメントによれば、その書式は会社の事業活動の複雑さと、準備や納税申告を要求する第三者との関係で決まる上、特に要求されていない限り「公正なる会計慣行 (Generally Accepted Accounting Principles ; GAAP)」によって準備・保有することを MBCA は要求しない (JONATHAN R. MACEY & DOUGLAS K. MOLL, THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATIONS CASES, MATERIALS, AND PROBLEMS, 833 (5th ed. 2020))。

⁷⁴⁾ MACEY & MOLL, *supra* note 73, at 833.

⁷⁵⁾ 田中・前掲注(3)384頁。

⁷⁶⁾ かつての MBCA は、6か月の株式保有又は5%の持株比率を要求していた (FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 700)。久保田光昭・前掲注(1)『石田還暦』182頁以下も参照。

⁷⁷⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 367.

⁷⁸⁾ 鴻・北沢・前掲注(7)991頁によれば、(イギリス法に関する記述であるが) 会社法に基づく登記をしていない会社を「非登記会社」と呼ぶ。

⁷⁹⁾ MACEY & MOLL, *supra* note 73, at 833.

た⁸⁰。もっとも、現実には、会計の専門的な知識を有さない大衆株主がこの権利を行使することは、行使要件の厳しさや費用との兼ね合いで殆ど価値のないものであった模様である⁸¹。なお、初期の MBCA 上は、帳簿・記録開示請求権を補完するものとして会社に財務状態の年次報告の開示義務を強制していたという関係にある点は興味深い⁸²。

4. アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権の諸相—デラウェア州一般会社法（DGCL）

DGCL においては、§ 220が帳簿・記録の開示請求（Inspection of books and records）の規定であり⁸³、特に(b)項に記載されている。「正当な目的」要件関係など、論点となる箇所は関連する判例を紹介しながら、次章でまとめて検討することとして、ここでは手続的な点を中心に概要の説明・紹介にとどめる。

まず、この権利は株主に与えられているが、条文上持株比率要件などは課されておらず⁸⁴、名簿上の株主⁸⁵でも株式の実質的所有者⁸⁶でも構わない（DGCL § 220(b)^{87,88}）。DGCL § 220

⁸⁰ 各州の法規制（特に持株比率要件を課した制定法）に関して、久保田安彦・前掲注(4)早法75巻97頁参照。

⁸¹ 久保田安彦・前掲注(4)早法75巻97頁参照。

⁸² 久保田安彦・前掲注(4)早法75巻98頁参照。

⁸³ この規定は近年ますます強力なツールとなっており、あらゆる「正当な目的」に基づく情報開示請求を認めるため、株主にとって「すぐに利用できる道具（tools at hand）」とも称されるほど、身近な手段である。MACEY & MOLL, *supra* note 73, at 843.

⁸⁴ 例えば、「25%以上の持株比率」の株主のみに DGCL § 220の情報開示請求権を与えるという定款規定は無効であるとする裁判例がある（Loew's Theatres, Inc. v. Commercial Credit Co., 243 A.2d 78 (Del. Ch. 1968)）。主に株主名簿・株式原簿の閲覧の可否が争われた事例ではあるが、判決文自体は、それらに加え“books and records”と表現しており、株主名簿等に限ったような表現はほかに見られない。その他、この権利自体を奪う定款規定を置いたとしても、株主による情報開示請求権は妨げられないとする事例がある（Marmon v. Arbinet-Thexchange, Inc., LEXIS 44 (Del. Ch. 2004)）。その他、会社側の規定によってこの権利を制限したり無効にしたりはできない（WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-779.）。和座・前掲注(1)『閲覧権(三)』163頁には、制定法によって持株比率要件を課している州（当時）が紹介されているが、和座教授は、このような場合は資本的な支配の理念に基づいて、制定法上は大株主のみ、一般株主はコモン・ローという形で権利を使い分けているものと分析する。

⁸⁵ 会社側の過失により株式原簿に開示請求をしている原告株主が掲載されていない場合、これを理由として株式原簿の開示請求を拒絶する理由とはならない（Rainbow Navigation, Inc. v. Pan Ocean Navigation, Inc., 535 A.2d 1357 (Del. 1987)）。

⁸⁶ 訳語に関しては、鴻・北沢・前掲注(7)105頁参照。2003年の DGCL 改正によって、実質株主も情報開示請求が可能となった（DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-2, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-765）。

⁸⁷ See also DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-2, 27-3, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-760. なお、実質株主である旨の証拠が必要であるが、最初の情報開示請求時点でそれを提出しなかった場合には DGCL § 220に基づく請求は認められないとする裁判例がある（Cent. Laborers Pension Fund v. News Corp., 45 A.3d 139 (Del. 2012)）。なお、同判決は、「手続の遵守がなければ、制定法上の情報開示請求権を適切に発動させたことにならず、結果的に会社は応答する義務を負わない」旨判示しており、手続的な規制の遵守の重要性を強調している。

⁸⁸ もっとも、会社の事業売却などに関わる非行等を調査するために DGCL § 220の情報開示請求がなされた事案で、問題となる非行の間株主であり続けなければならないとして原告適格（standing）を認めなかった事例がある（Graulich v. Dell Inc., LEXIS 76 (Del. Ch. 2011)）。

(a)記載の通り、宣誓の下に偽証罪の罰のもとで真実であることを確約した書面による（裁判外の）請求⁸⁹が必要である。これは会社の主要な事業所又はデラウェア州の登記された事業所に送付される⁹⁰。ここで、特に会計的な帳簿書類の開示請求に関して、競業者からの請求が拒絶事由とされる日本の会社法（433条2項3号）とは異なり、DGCL上は競業者による請求であることが拒絶事由になるとの明文規定はなく⁹¹、競業者であるとか会社の乗っ取りを目的としている事実のみでは請求は否定されないが⁹²、裁判所は実質的に会社の利益を侵害する点などを考慮して開示請求を否定する場合もある⁹³。その他、権利濫用である場合にも請求は認められない⁹⁴。当該書類の中で、帳簿・記録の閲覧目的を述べ、開示請求する書類の特定もしなければならない⁹⁵。弁護士や代理人を通じた請求も可能である⁹⁶。かかる株主の権利を不当に制限してはならない⁹⁷。

DGCL § 220(c)によれば、上記請求が拒絶された場合や、応答がなく5営業日が経過した場合は、株主は衡平法裁判所（Court of Chancery）⁹⁸に、情報開示を強制する旨の命令を求めて申立てをすることができる⁹⁹（実際には、株主の弁護士が裁判所に訴状を提出し行うことを意味する）¹⁰⁰。上記5営業日が経過する前に訴状が提出された場合には却下の対象となる¹⁰¹。一般的には、株主は（裁判外で）情報開示請求をして、訴訟を提起するま

⁸⁹ See DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-2 n.4, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-765, FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 795. なお、原告の責めに帰すべからざる理由により、結果的に宣誓が備わる前に帳簿・記録等の開示請求書類がなされた事案においても、請求は妨げられないとする事例がある（Bregman v. Plant Indus., LEXIS 580 (Del. Ch. 1980)）。また、結果的に請求の一部に DGCL § 220が要求する宣誓が欠けていたが、会社側が完全にその請求の理由について知っていたという事案のもとで、情報開示請求を認めた事例がある（Skouras v. Admiralty Enterprises, Inc., 386 A.2d 674 (Del. Ch. 1978)）。

⁹⁰ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-2.

⁹¹ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-762.

⁹² Credit Bureau Reports, Inc. v. Credit Bureau of St. Paul, Inc., 290 A.2d 691 (Del. 1972), Skoglund v. Ormand Industries, Inc., 372 A.2d 204 (Del. Ch. 1976).

⁹³ Fontaine v. Altamil, LEXIS 117 (Del. Ch. 1969). See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 745.

⁹⁴ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 739.

⁹⁵ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-2.

⁹⁶ その場合は弁護士としての権限か、その代理人・弁護士が株主のために行っていることに関する書面上の権限授与が必要である（DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-3）。

⁹⁷ 会社の取締役役によって組織された「特別訴訟委員会（Special Litigation Committee）」が会社の調査権を排他的に有するという仕組みを設けたとしても、制定法である DGCL § 220の情報開示請求権は妨げられないとする事例がある（Kaufman v. Computer Assocs. Int'l, Inc., LEXIS 192 (Del. Ch. 2005)）。

⁹⁸ 訳語につき、鴻・北沢・前掲注(7)152頁、田中・前掲注(3)211頁、小山・前掲注(7)255頁。

⁹⁹ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-782.

¹⁰⁰ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-3.

¹⁰¹ Levy v. Recognition Equip. Co., LEXIS 418 (Del. Ch. 1982). なお、この裁判例は、株主名簿の開示請求に関する「目的」があいまいであった点でも棄却されている。See also DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-4.

で8営業日待たなければならない⁽¹⁰⁰⁾。手続の性質は、株主名簿資料だけを請求する場合と、それ以外の会社記録の開示請求をする場合とで異なる⁽¹⁰¹⁾（立証責任に関わる箇所後述）。かかる手続的要件への重大な違反がある場合には、情報開示請求は棄却される⁽¹⁰²⁾。なお、「正当な目的」等に関する誤記などはトライアル（trial）⁽¹⁰³⁾の時点で訂正される⁽¹⁰⁴⁾。なお、手続には迅速が要求されている⁽¹⁰⁵⁾。そのこともあり、一般的にDGCL § 220請求のトライアルに先だてて行われるディスカバリー（discovery）⁽¹⁰⁶⁾の範囲には制限が課されることが多い⁽¹⁰⁷⁾。トライアルにおいては、被告会社は原告が制定法の手続を遵守していない事などを厳格な証明によって主張する⁽¹⁰⁸⁾。これに対し原告は、請求を実行した者を目撃者として呼ぶ事などによりその請求の真実性を立証するのが通例である⁽¹⁰⁹⁾。ただし、請求における署名者の証言は、他の的確な証拠が提出される限り、必要不可欠のものではない⁽¹¹⁰⁾。

その他、DGCL § 220(b)(2)は、親会社株主が子会社の帳簿・記録を開示請求する権利についても規定する。2003年のDGCL改正によって新設された規定であるが⁽¹¹¹⁾、かつてはこの請求を認める立場⁽¹¹²⁾と、法人格の独立性などを理由に認めない立場とが対立していた⁽¹¹³⁾。2003年改正のDGCL § 220(b)(2)のもとでは、①実質的に「子会社」に該当するか否か、②

(100) これを回避するために、個人的に会社に要求をなし、情報開示を「拒絶する」という回答をわざともらうことで、直ちに訴訟へと移行しようと試みる株主もいる（DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-4）。

(101) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-4.

(102) 例えば、Green v. LocatePlus Holdings Corp., LEXIS 85 (Del. Ch. 2009) は、閲覧目的の呈示を怠り、条文中必要とされる宣誓書の送付もせず、さらに、実質株主であることの証拠も提出しなかったという事案において、DGCL § 220の手続的要件の重要性に言及した上で原告の請求に消極的な結論を示した。また、Highland Select Equity Fund, L. P. v. Motient Corp., 906 A.2d 156 (Del. Ch. 2007) は、過度に広範囲で会社にとって負担の重い請求をするなどした事案において、主張された目的が事実によって補強されていない事なども相まって、DGCL § 220の手続きへの不遵守を理由に原告の請求を否定している。

(103) 「正式事実審理」のことで、口頭主義・継続主義が適用される（田中・前掲注(3)『英米法辞典』863頁）。差止・特定履行など裁判官だけで行われるエクイティ上の訴訟とは異なり、コモン・ローではトライアルが行われるのが伝統であって、そこでは原則として陪審審理が行われる（溜箭・前掲注(1)223頁以下）。

(104) WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-766.

(105) WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-782.

(106) 当事者双方が相手方の保管する文書等に関して開示・閲覧等を行うことができるという、トライアル前の証拠開示手続を指す（田中・前掲注(3)『英米法辞典』258頁）。文書の提出だけではなく、口頭の証言録取、質問書、立入許可、身体・精神検査まで可能で、当事者・第三者に及ぶ（溜箭・前掲注(1)165頁）。

(107) WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-783.

(108) WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-784.

(109) WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-784.

(110) WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-784.

(111) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-18. なお、和座・前掲注(1)『閲覧権（三）』156頁には、この法改正以前にも子会社が親会社の一部として働いている場合などに、親会社株主が子会社の帳簿を帳簿等の閲覧権が認められる余地があったことが紹介されている。

(112) Martin v. D. B. Martin Co., 88 A. 612 (Del. Ch. 1913).

(113) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-18, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-770.

子会社の文書が親会社に「支配」されている・それを通じて入手できる場合か否か、という二段階の審査をして子会社文書の開示請求を認めている¹¹⁰⁾。

5. 情報開示請求が拒否された場合の救済

もし株主による帳簿や書類の開示請求権を執行役が不法に拒否¹¹¹⁾した場合、株主権を強制する伝統的な救済は、裁判所の裁量に基づく職務執行令状 (mandamus)¹¹²⁾であり、会社や役員に向けて情報開示などの一定の行為を命ずる等の方法で強制的に実現される¹¹³⁾。制定法が株主の情報開示請求権を絶対的にするように規定した場合に、不法な目的による情報開示請求を拒絶させる裁判所の裁量権まで排除されるか否かについては、アメリカ法上争いがある模様である¹¹⁴⁾。大半の判決は、濫用的な主張に対する会社・他の株主の保護の観点から、適切な裁量権¹¹⁵⁾の行使に好意的である¹¹⁶⁾。その他、不当拒絶によって被った損害の賠償請求や、各種制定法上の罰則等が課される¹¹⁷⁾。

現代的な制定法は、情報開示請求権の強制について特に規定する場合が多い。DGCL 上は、(請求を受けた) 会社が5営業日以内に情報開示請求を認めなければ、衡平法裁判所

¹¹⁰⁾ 2003年改正に対する解釈を示した事例として、Weinstein Enters. v. Orloff, 870 A.2d 499 (Del. 2005)。 (なお、これの邦語解説として釜田薫子「親会社株主による子会社の帳簿閲覧請求」商事1811号44頁以下(2007)も参照)。 See also DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-19, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-767。

¹¹¹⁾ 会社側による開示の不明確な引き延ばし、閲覧を本人に限るとして代理人・補助者の選任を拒絶するなどの場合も不法な拒絶に等しいと評価されうる(和座・前掲注(1)『閲覧権(三)』158頁)。

¹¹²⁾ 法律上公的な職務を負っている者(伝統的には行政機関や裁判所)が職務を行わない場合に、裁判所の裁量により発し、その履行を命ずる令状である(田中・前掲注(3)『英米法辞典』538頁、小山・前掲注(7)689頁、鴻・北沢・前掲注(7)585頁)。厳密にいうと、これは私法的救済でもコン・ロー上の手続でもなく、「裁判所の裁量」に属するものである(FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 817.)。なお、アメリカにおいては重要な行政救済手段の一つとして位置づけられるが、司法審査がどこまで及ぶかは州によって違いがある(鴻・北沢・同585頁)。歴史的には公的な権利義務を強制する令状であるので、裁判所への申立ては関係する州の名前でなされることもある(COX & HAZEN, *supra* note 22, at 367-368, FLETCHER *Id.* at 817.)。職務執行令状は株主にとって必ずしも利用しやすいものではなかったため、1984年改正の模範事業会社法や各州の会社法で簡易な裁判手続を設けるなどして、株主の閲覧権行使を促進した(木俣・前掲注(1)21-22頁)。

¹¹³⁾ 木俣・前掲注(1)21頁。 See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 817。

¹¹⁴⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 367。

¹¹⁵⁾ 当該裁量権は職務執行令状に基づく救済に本来備わっていたものであるが、不正義を回避するなど特定の性質を持つエクイティ上の救済でしか一般的には適用されてこなかった(COX & HAZEN, *supra* note 22, at 367-368)。なお、エクイティ上の救済である差止において株主の情報開示請求権を認めた事例は比較的少ないが、州の制定法で、差止の強制(行為命令的差止命令、特定履行請求)に付随して認める例もある(See *Id.* at 353-354.)。

¹¹⁶⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 367-368。

¹¹⁷⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 836-838。なお、用意しておくべき帳簿・書類を用意していなかったからといって、これら罰則を免れることはできない旨記載がある(FLETCHER ET AL., *Id.* at 838)。

においてその要求を強制する訴訟を始めることが可能である（§ 220(c)⁽¹²⁴⁾。一方、1984年改訂 MBCA 上は、会社の主要な事務所の所在地である地域の裁判所が略式で情報開示請求や記録の謄写の命令を出すことが可能である（§ 16.04(a)(b)⁽¹²⁵⁾）旨規定する。なお、かかる帳簿・記録の開示請求権のエンフォースメントが実際には長年大きな問題であること⁽¹²⁶⁾は、わが国と同様である。

6. 財務諸表の直接開示

なお、ここで、MBCA 上における財務諸表を株主に直接開示する制度を簡単に紹介する⁽¹²⁷⁾。最新の模範事業会社法⁽¹²⁸⁾（2016年改定）§ 16.20(a)は、株主の書面による請求に基づいて、会社はウェブサイトへの掲載又は他の一般に認識された方法により、会社の最新の会計年度における年次財務諸表を、当該請求株主に対して直送し、又は利用可能な状態におかなければならない旨、また、特定の時期において財務諸表が一般的に認められた会計原則⁽¹²⁹⁾に基づいて作成されていれば、会社はそのような年次財務諸表を直送し、又は利用可能な状態におかなければならない旨、さらに、そのようにして年次財務諸表が株主に直送され、又は利用可能な状態に置かれる場合は、当該財務諸表は監査され、ないしは公認会計士によって報告されなければならない旨、当該報告もまた請求株主に直送されるか、又は利用可能な状態に置かれなければならない旨を規定する。

なお、オフィシャル・コメントによれば、当該規定は準備された年次財務諸表を直送又は利用可能な状態に置くことを定めただけであり、会社に年次財務諸表を準備することまでは要求していない⁽¹³⁰⁾。小会社、閉鎖会社は、銀行やサプライヤーその他の者から請求されなければ、正式な年次財務諸表を作らないからである⁽¹³¹⁾。この規定に従わなかったから

⁽¹²⁴⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 368.

⁽¹²⁵⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 368. 訳文として、澤山・前掲注(1)235-237頁参照。

⁽¹²⁶⁾ アメリカでは株主がかかる請求をした場合、会社はまず拒絶し、裁判所へ行くように要求する（MACEY & MOLL, *supra* note 73, 844）。日本においても会社法433条の会計帳簿閲覧謄写請求をすること自体が会社から好意的にみられることがなく、会社はまず抵抗するという態度を取ることが多い（近藤光男『会社支配と株主の権利』188-189頁（有斐閣、1993）参照）。

⁽¹²⁷⁾ 澤山・前掲注(1)97頁以下、191頁参照。

⁽¹²⁸⁾ 改正の経緯と詳細につき、澤山・前掲注(1)97頁以下、191頁、232頁など参照。

⁽¹²⁹⁾ 原文は“generally accepted accounting principles”となっており、「一般に認められた会計原則」と訳される（小山・前掲注(7)465頁）。語義は「特定の時期において、承認された会計実務を定義する慣習、ルール、手続」とされている（See BRYAN A. GARNER, BLACK'S LAW DICTIONARY, 354 (5th ed. 2011)）。

⁽¹³⁰⁾ MBCA § 16.20(a)cmt. 1para. See also DOUGLAS K. MOLL, CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ASSOCIATIONS STATUTES, RULES, AND FORMS, 702 (2019 ed.).

⁽¹³¹⁾ See *supra* note 130, 1. § 16.20(a), 1para.

といて、会社の存続や「完全な資格」⁽¹³²⁾に対して不利な影響が及ぶわけではない⁽¹³³⁾。むしろ、法律を遵守しなかったことにより権利侵害を受けた株主は、法の一般原則のもとで、そのような法律が制定 (establish)⁽¹³⁴⁾ されれば、法令順守の強制 (compel compliance) や被った損害に対する権利を与えられる⁽¹³⁵⁾。

日本の会社法も、同様に計算書類を直送する仕組みを用意している (437条)。MBCA 上一定の会社は請求がなされてから年次財務諸表を作るとされていたが、これがアメリカにおいて一般的な扱いになっているか否かは各州の状況をさらに子細に調査して見る必要がある。一方、日本法では計算書類の前提となる会計帳簿・資料等の作成について、「適時に」「正確な」の文言が平成17年会社法制定時に加わっている⁽¹³⁶⁾。また、東京地判平成27年7月13日金判1480号51頁は、計算書類や附属明細書の開示請求がなされた事案について、会社法442条3項の規定文言を理由として「会社が計算書類等を作成していない場合において、株主が会社に対して、同項に基づいて計算書類等の作成することまで請求することはできない」と判示しており、(当該事案の解決はともかく) その判決文言に対しては批判が多い⁽¹³⁷⁾。いずれにせよ、請求がなされてから年次財務諸表を作るという MBCA での扱いについては、日本法として積極的に模倣すべきではないだろう。

(132) 原文は“good standing”である。鴻・北沢・前掲注(7)431頁によれば、「完全な資格」と訳され、例えば労働組合等の組合員が組合費等支払い、規約を遵守している場合に組合員としての利益をすべて享受する状態を直接には指す。会社に関していえば、設立した州に税を支払い、その州の法律や規則等を守ることで、州が会社に対して用意する利益を享受する状態を指すものと思われる。

(133) See *supra* note 130, 1. § 16.20(a), 4para.

(134) “establish”の語義は「(法律等を)制定する」「立証する」という二つの意味がある(田中・前掲注(3)306-307)。原文は“if they can be established”となっているが、法の一般原則を「立証」するということは奇妙であり、また立証さえすれば本文で述べたような強力な権利が発生するというのも考えにくい。「そのような法律が制定されたならば」株主は本文で述べたような権利を持つという趣旨の方が、周辺の文脈からしても解釈として自然であると考えた。なお、小山・前掲注(7)380頁には、「制定する」という意味は掲載されているが、「立証する」という意味は掲載されていない。

(135) See *supra* note 130, 1. § 16.20(a), 4para. なお、株主は§ 16.02に基づいて会社の財務諸表へのアクセスを模索することができることも示されている(See *Id.* 5para.)。

(136) 会計帳簿は本来適時に記載すべきものであるが、税務申告時にまとめて記載するという不適切な慣行があり、人為的に数値が調整されるなど不正の温床となる危険性があったからである(相澤哲編著「株式会社の計算等」『別冊商事法務295号 立案担当者による新・会社法の解説』123頁(商事法務, 2006))。

(137) 弥永真生「判批」ジュリ1489号2頁(2016)、浜辺陽一郎「判批」法学研究(慶應義塾大学)89巻8号99頁(2016)、吉田正之「判批」金判1504号2頁(2016)、片木晴彦「判批」『平成27年度重要判例解説(ジュリ臨増1492号)』114頁(有斐閣, 2016)、拙稿・前掲注(2)『計算書類』35頁等参照。

IV アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権における争点と重要な判例

1. アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権における「帳簿・記録」の範囲

(1) 帳簿・記録の範囲総説

先述の通り、アメリカ法は日本法と異なり、“books & records（帳簿・記録）”に関して広く株主によるアクセスが及ぶようにされている。具体的に、コモン・ロー上の請求権では、帳簿、記録、付属定款、書類、契約書や仕訳帳などの会計関係書類、納税申告書等、議事録⁽³⁹⁾、株主名簿や株式原簿など、極めて広い範囲の情報開示請求が可能となっている⁽⁴⁰⁾。DGCL § 220では、株主名簿・株式原簿等 ((b)(1)) とそれ以外 ((b)(2)) で規定が分けられているものの、これは立証責任や手続を分けるための一つの便宜であって（詳細は後述）、対象たる書類・情報の範囲は同様に極めて広い。最近を取締役同士のコミュニケーション、Eメールの内容等の閲覧請求がされる例が増えている⁽⁴¹⁾。例えば、KT4 v. Palantir 事件判決⁽⁴²⁾において、デラウェア州最高裁は、企業不祥事の唯一の証拠がEメールであるなど一定条件のもとでEメールの開示請求を認めている。また、不祥事の調査のために株式取

(39) 例えば、Otis-Hidden Co. v. Scheirich, 219 S. W. 191 (Ky. Ct. App. 1920) は、会社の不祥事を株主が調査しようとした事例において、副社長と社長の通信記録など、正式な取締役会議事録ではない情報についても情報開示請求権が及ぶ旨判示した事例判断である。

(40) 澤山・前掲注(1)57頁及び、該当箇所でも引用されている、HARRY G. HENN and JOHN R. ALEXANDER, LAWS OF CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ENTERPRISES, at 57 (1983). 参照。コモン・ロー上は単なる書類や情報の開示請求だけではなく、会社の物的設備 (physical plant) (訳語につき、澤山・同57頁を参照) までアクセス可能で、実質は「調査権」に近い。和座・前掲注(1)『閲覧権（一）』63頁には（制定法に関する記述であるが）株主の帳簿・記録閲覧権が鉱山会社の所有する鉱山に関しても及ぶことが紹介されている。また、久保田光昭・前掲注(1)上智大学法学論集32巻2・3号247頁には、コモン・ローに関して、帳簿・書類上の情報だけではなく会社の物的設備まで検査の対象となる旨の記載がある。See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 778.

(41) 本文で述べた KT4 v. Palantir 事件判決以外に、Leb. Cty. Employees' Ret. Fund v. Amerisourcebergen Corp., LEXIS 17 (Del. Ch. 2020) がある。これは、米国で社会問題化するほど大きな薬害問題を被告会社が引き起こしたことにつき原告が調査するために、Eメールを含む「取締役会に関する資料 (Board Materials)」を DGCL § 220 により開示請求した事案である。デラウェア州衡平法裁判所は「会社が保有・保護・支配する全ての書類の中で、正当な目的を満たすのに必要なものを受領すべきである」として、Eメール（私的なアカウントも）を含む取締役同士でなされたコミュニケーションに関して情報開示請求権が及ぶ旨判示した。See also MACEY & MOLL *supra* note 73, at 834.

(42) KT4 Partners LLC v. Palantir Techs. Inc., 203 A.3d 738 (Del. 2019). 解説として、楠元純一郎「会社帳簿・記録等の検査権の範囲と電子メール」商事2237号47頁（2020）。被告会社に巨額投資をした原告が、被告との間で、被告情報の開示・被告財産の調査などの内容を含む投資家権利契約を結んでいた事案である。被告会社と原告会社の代表者間で別の法的トラブル（知的財産関係）が起き、その後一方的に投資家権利契約が修正され、上記情報開示・調査権が大幅に縮減されて情報を得ることができなくなった原告が、被告の詐欺、不正管理行為、権利濫用等の調査のためにEメールを含む取締役同士のやり取りを DGCL § 220 に基づいて開示請求し、本文で述べたように判示した。

得前の帳簿・記録が必要である場合は、一定条件のもと開示が認められている⁽⁴⁴⁾。

(2) 帳簿・記録の範囲に関する判例法理

株主の請求権レベルで上記のように広い範囲の、最新の帳簿・記録が目的とされているため、特に会計情報を株主が得ようとする場合にアメリカ法上問題とされるのは「その情報の出どころ」「保有者」等であることが多い。これに関しては、Saito v. McKesson 事件判決⁽⁴⁵⁾が参考になる。事案を紹介する。McKesson 社 (旧M社) が、HBO & Company (H社) との間で、「株対株」の合併合意を結んだ後に、原告となる Noel Saito (S) が旧M社の株式を取得した。その後、1999年1月に旧M社とH社が合意を実行し、社名を McKesson HBOC, Incorporated (MH 社) と改めたが、H社は法人格を維持したまま、MH 社の完全子会社となった⁽⁴⁶⁾。その後、MH 社は、財務諸表にかかる一連の決算修正 (restatement)⁽⁴⁷⁾ を公表、MH 社は、前3会計年度の収益 (revenues)⁽⁴⁸⁾ を327万4,000ドル下方修正したが、これは旧H社が発表した不正行為に基づくものであった。S他3名の株主が原告となり、衡平法裁判所に派生訴訟⁽⁴⁹⁾を提起した (なお、請求は棄却されている)。この派生訴訟において、原告らが裁判所から DGCL § 220による情報開示請求に関する釈明を受け、Sだけがそのアドバイスに従って提起した情報開示請求訴訟が本件である。SはHN社を被告として、本件訴訟において、Arthur Andersen による合併前の審査結果やH社の財務状態に主にかかわる11項目の文書⁽⁵⁰⁾の開示請求をした。

第一の争点は、提訴時にSが株主ではない点である (厳密には株主の原告適格 (stand-

⁽⁴⁴⁾ Melzer v. CNET Networks, Inc., 934 A.2d 912 (Del. Ch. 2007). この事案では、被告会社が違法・設立証書違反の態様でストックオプションを発行し続けていた点の違法等が疑われ、カリフォルニア州で多数の派生訴訟が提起され、SECによる調査も開始されていた。原告は別訴に DGCL § 220の権利行使に関する釈明を受けて請求に及んだものであるが、原告が株主になる時点以前の帳簿・記録の開示が認められた。なお、本文で述べた「一定条件」とは、同じく本文で後述する「信頼できる根拠」の立証のことである。

⁽⁴⁵⁾ Saito v. McKesson HBOC Inc., 806 A.2d 113 (Del. 2002). See also WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-761.

⁽⁴⁶⁾ デラウェア州には、わが国の「株式交換」に該当する制度がないため、親子会社を形成するときに「三角合併」の手続きを経る。判決文から詳細は分からず、以下は推測の域を出ないが、本件ではMH社 (旧M社) を親会社とし、その子会社をH社に吸収合併させる形態などでの逆三角合併 (reverse triangular merger) が行われたのではないと思われる。逆三角合併につき、カーティス・J・ミルハウプト編『米国会社法』179頁 (有斐閣、2009)。

⁽⁴⁷⁾ 訳語につき、Joel G. Siegel. Jae K. Shim 著、堀内正博ほか訳『パロンズ英文会計用語辞典』388頁 (プログレス、2008) 参照。

⁽⁴⁸⁾ 訳語につき、Joel G. Siegel. ほか・前掲注⁽⁴⁵⁾391頁参照。

⁽⁴⁹⁾ Ash v. McCall, LEXIS 144 (Del. Ch. 2000).

⁽⁵⁰⁾ 具体的に、H社と旧M社同士、またこれらの投資銀行や、H社の会計実務 (accounting practice; 訳につき Joel G. Siegel. ほか・前掲注⁽⁴⁵⁾8頁参照) に携わっていた会計士との間のコミュニケーション、先だって1997年4月に公表されたレポートに関するH社と旧M社 (と/またはHN社) の取締役会でのやり取りとその後のH社の会計実務や財務状態などに関する情報開示請求である。

ing)の問題であるが、ここで扱う)。最高裁は、派生訴訟提訴時に株主であることを要求する「DGCL § 327は、同 § 220の開示請求権の時的範囲を制限しないと当裁判所は解釈する。」とし、あくまで DGCL § 220は、株主の目的が、株主の利益に「合理的に関連する」ことを要求している点を指摘した。その上で「もし株主が、実質的に彼・彼女が株式の所有権を取得するよりも前に問題となる非行の情報開示請求を望むのであれば、株主の唯一の目的が派生訴訟の提起である場合はとりわけ、株主の目的が彼・彼女の株主としての利益に合理的に関連するか否かが問題とされるべきであった。」⁽⁴⁹⁾「株主の唯一の目的が派生訴訟のための情報収集であったとしても、当該株主が株式を購入した日付は、§ 220の訴訟を自動で“カットする”日付として用いられるべきではない。」と判示し、合併によって旧日社株主としての資格を喪失したSも§ 220の請求が可能である旨判示した⁽⁵⁰⁾。理由として、一つ目に、潜在的に派生訴訟の請求は、株式購入より前および後の継続する悪事を含むものである点、二つ目に、Sの目的実現のためには合併契約が調印されるより前に生成されたデュー・ディリジェンスの書類等の情報開示請求が必要不可欠であり、それが株主の利益に「合理的に関連」している点などが挙げられている。

第二に、請求範囲にHNが第三者から受領し保有する情報も含まれていたが、最高裁は「会社が保有する文書の出どころが§ 220による株主の情報開示請求権の範囲を規制すると解するべきではない」「問題は、その文書が株主の正当な目的を満たすために必要かつ不可欠かどうかである」と判示した。

以上 Saito v. Mckesson 事件判決から分かるように、裁判所はあくまで株主利益との合理的関連性がある書類・情報かどうかという点を重視して書類の範囲を定めている。その他、帳簿・記録の開示請求は通常は派生訴訟提起などのための資料を収集するために提訴前に用いられるが、判例法上それは提訴後であっても差し支えない⁽⁵¹⁾。

なお、第三に、上記事件でHN社の子会社であるH社の情報までこの請求で開示できる

(49) なお、判決文は、これによって得られた情報が別のことに使われることも許容する。

(50) なお、衡平法裁判所レベルでは逆の結論（合併によって株主資格が消滅した場合に、§ 220の訴訟は棄却される）を示した裁判例もある（Weingarten v. Monster Worldwide Inc., LEXIS 31 (Del. Ch. 2017)）。

(51) King v. VeriFone Holdings, Inc., 12 A.3d 1140 (Del. 2011). 解説として、近藤光男「株主代表訴訟の提起と帳簿等閲覧権」商事1986号57頁以下（2012）。これは次のような事件である。電子決済システム開発をするV社がイスラエルのL社を買収・統合した際に重大な過大計上があったことが発覚し、事後的に収益・純利益を大幅に下方修正し、株価も大下落した。これを株主のKらが派生訴訟によって責任追及した。派生訴訟追及には、原則として事前に訴え提起のデマンドをしなければならないが、そのデマンドが無益であることを示せば直接派生訴訟を提起できる。これに関して、デラウェア州最高裁判所は代表訴訟提起後に、デマンドが無益であることを主張するためにDGCL § 220の請求をすることを「正当な目的」として認めた。

かも問題とされたが、判決は単に親会社の株式をもっていることをもって子会社に対して § 220の情報開示請求をすることはできない旨判示し、子会社H社の文書が旧M社やMH社に提供されていない場合には閲覧できないとして、その部分は請求を棄却した。当時は子会社の文書を入手できるのは、株主が子会社の株主にもなるか、親会社が子会社の文書を一時的に保有・支配している等一定の場合（DGCL § 220(b)(2)参照）場合に限られていたと思われるが、DGCL改正によってこれが正面から可能となったのは2003年である（既述）。

(3) 最新の情報にアップデートする義務

DGCL § 220条で問題となる情報の範囲は上記の通り広いが、その情報は最新のものでなければ意味がない。特に、この点に関して、CM & M v. Carrol 事件最高裁判決（詳細は後述）は、主に財務諸表、四半期報告の他多数の帳簿・記録に関わる開示請求がなされた事案に関するものであるが、以下の通り判示し、当該情報を最新のものにアップデートする義務があることを明らかにしている。

「DGCL § 220(c)は明らかに衡平法裁判所に、その裁量権の行使において、株主に要求された情報が現在のものであり続けることを確保するために会社の帳簿・記録の開示を命じている。一方でC（※株主）が保有する株式の評価や売却の特別な困難性のために「必要不可欠だから」という理由で、一定の帳簿・記録が開示請求及び謄写のために提出されなければならないとし、他方でこれら情報開示を一つの時点のものに制限すると結論を下すのは矛盾である。仮に、裁判所の命令による情報の開示から直ちに、又はしばらく後にCが株式を売却することができないとしても、その後アップデートされた情報は等しく、—その目的で新しい訴訟を定期的起こす必要性なしに—株式の評価に「必要不可欠」であると考えられる。」

なお、デジタル化されることが多い株主名簿等についても最新のものにアップデートする義務があるとされている¹³⁾。

(4) 考 察

以上の点につき、日本法と比較検討する。既述の通り、日本法において株主の情報開示請求権は株主名簿（125条）、取締役会議事録（371条）、会計帳簿等（433条）、計算書類等（422条）など、それぞれの規定を持つ。なかでも、会計帳簿閲覧謄写請求権（433条）に

¹³⁾ PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130 n.267.

においては、どの帳簿・記録が「法律上」閲覧等対象となるのかが論争されていた⁽⁵³⁾。計算書類及び附属明細書等の作成の基礎となる帳簿（主に仕訳帳、総勘定元帳、補助記入簿や補助元帳）を基本的に全部総称して「会計帳簿・会計の資料」と呼び、それらについて433条などの規定が適用となるというのが通説・判例・実務である（限定説⁽⁵⁴⁾）。これには、会社の経理の状況を示す一切の帳簿・資料を指すとする説（非限定説）が対立する⁽⁵⁵⁾が両説の違いは結果的には大きくない⁽⁵⁶⁾、等とされていた。このように、日本法では媒体ごとに規定が分かれており、個別にその広狭が問題となりうる。一方、上述の通りアメリカ法上の情報開示請求は、対象となる媒体の範囲は日本法のそれをすべて含み、さらに広い⁽⁵⁷⁾。そのため、Eメール（KT4 v. Palantir 事件判決）のように日本法上開示請求できない情報すら対象とされている。

また、Saito v. McKesson 事件の第一・第二の争点に関する議論は日本では少ない。日本では請求できる株主に持株比率要件が課されている違いがあるのみで、また、会社が負う作成義務と株主による閲覧・謄写請求権がセットで規定されており、そもそも訴訟前に「第三者が作成し会社が保有する文書」を閲覧するという権利を株主が会社法上与えられていないからである⁽⁵⁸⁾。

以上検討した限りでも、情報開示請求が制定法を前提としないコモン・ロー上の包括的・絶対的権利として考えられたアメリカ法と、各情報開示請求権が会社法においてはじめて個別に与えられている日本法との出発点における違いを見て取ることができる。

なお、Saito v. McKesson 事件の第三の争点に関しては、日本の会社法上「裁判所の許

(53) 江頭憲治郎・弥永真生編『会社法コンメンタール10—計算等(1)』125-126頁 [尾崎安史執筆]（商事法務，2011）参照。

(54) 東京地裁平成元年6月22日判タ700号155頁，吉戒修一「平成五年商法改正法の解説〔2〕」商事1326号6頁（1993），法務省民事局参事官室『一問一答 平成5年改正商法』51頁（商事法務研究会，1993）。

(55) 久保田光昭「帳簿閲覧権の対象となる会計帳簿・資料，帳簿閲覧請求の要件」浜田道代ほか編『会社法の争点』178頁（有斐閣，2009），酒巻俊雄・龍田節『逐条解説会社法 第6巻 計算等・定款の変更・事業の譲渡等・解散・清算』42頁 [片木晴彦執筆]（中央経済社，2020）。

(56) どちらの立場でも基本的な帳簿は含まれるし，計算書類や会計帳簿作成の材料になると解釈すれば契約書・信書なども閲覧等請求の対象に含めることが可能であり，実際には両説の違いは大きくはない。

(57) 例えば，取締役会議事録の閲覧等請求（371条）で，会社のEメール自体の開示請求がなされ，それが判決される例は日本では見られない。

(58) なお，訴訟係属を前提とすれば，文書提出命令（民事訴訟法220条～223条参照）により入手可能となる。所持者に対しての命令であるので，第三者が保有する文書でも直接に取り寄せて証拠資料とすることができる（民訴法220条第2号3号，223条2項など，また，解説につき加藤新太郎編『新基本法コンメンタール民事訴訟法2』87頁以下 [大淵真喜子]（日本評論社，2017）参照）。なお，企業秘密に該当しうる情報のうち一定のものについては，インカメラ手続が用意されている（223条6項；加藤・同103頁 [大淵]）。

可」の要件のもと、親会社社員に子会社の会計帳簿等を閲覧する権利が付与されており(433条3項)、共通性がある^{⑬)}。さらに、CM & M 事件判決は情報をアップデートする義務について判示していた。この点も既述の通り、日本法上の会計帳簿においては、平成17年会社法制定時^{⑭)}に、会計帳簿の作成義務を定める432条において「適時に」「正確な」記帳の義務を課すことで、会計帳簿等情報にもれなく最新の情報が記載されるべきことを明らかにした^{⑮)}。もっとも、これら帳簿が事実上記載されない場合、会社法上では基本的に過料のペナルティと損害賠償請求に頼らざるを得ず、日本法は単体として観察しても「記帳されない場合」への対処は弱いと言わざるを得ない^{⑯)}。

2. アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権における「正当な目的 (proper purpose)」と関連する判例法理

(1) 「正当な目的」の要件一般

アメリカ法上株主は、投資家としての利益に関連する合法的な目的においてのみ、情報開示請求権を持つ^{⑰)}。しかし、主張立証責任等は法源によって異なる。「正当な目的」要件とその立証責任の問題は、株主が情報を知らされ、他の株主と意思疎通をはかる正当な権利^{⑱)}と経営陣へのいやがらせや情報の悪用の可能性との緊張関係を扱うことを意図している^{⑲)}。

コモン・ロー・DGCL § 220上「正当な目的」とされるのは次のようなものである。まず、

⑬) 日本では、株式交換と株式移転の制度が整備された平成11年商法改正(293条ノ8)において、親会社株主の子会社に対する経営監視権強化の観点から、これのもととなる規定が導入された(江頭ほか編・前掲注⑬)133頁[久保田光昭執筆]、原田晃治ほか編『一問一答 平成11年改正商法—株式交換・時価評価—』100頁(商事法務, 1999)。

⑭) 会社法制定前は、税務申告時にまとめて記帳するという悪い風習が横行しており、これが不正の温床であるとも批判されていた(相澤哲編著「株式会社の計算等」『別冊商事法務295号 立案担当者による新・会社法の解説』123頁(商事法務, 2006))。

⑮) 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編『論点解説 新・会社法 千問の道標』528-529頁(商事法務, 2006)。一方、次のような記載が実務書に見られる。会計帳簿が現存しないことも正当な拒絶理由となり(中村直人『会社訴訟ハンドブック』65頁(商事法務, 2017))帳簿の存在に関する立証責任は株主側が基本的に負うものの、法律上作成義務のある帳簿・記録であれば存在が事実上推定され、会社が不存在を立証・疎明する必要がある(中村・同65頁)。なお、帳簿閉鎖の時から10年間は会社に保存義務があるが、保存期間の経過も請求を否定する理由とはならない(中村・同65頁, 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ〔第三版〕』671頁(判例タイムズ, 2011))。

⑯) 拙稿・前掲注⑫)『計算書類』25頁以下。なお、会計帳簿の不作成にも基本的に同様のことが当てはまる(過料に関しては、会社法976条7号参照)。

⑰) COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365-366. なお、株主名簿の閲覧に関する事例であるが、競業者による請求だからという理由をもって請求が認められないことにはならない(E. L. Bruce Co. v. State, 144 A.2d 533 (Del. 1958))。

⑱) 古い事例であるが、State ex rel. Foster v. Standard Oil Co., 18 A.2d 235 (Del. Super. Ct. 1941)においては、共同原告募集や取締役会人事の刷新に影響を与える目的での株主名簿開示請求を正当であるとして認めている。

⑲) PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130.

株主名簿・株式原簿以外の情報（主に、帳簿・議事録・定款など）に関しては「会社の財務状況や配当金の妥当性の調査」¹⁰⁶⁾「売却・投資目的での株式価値の調査」¹⁰⁷⁾¹⁰⁸⁾「経営の失敗（mismanagement）があったか否か」¹⁰⁹⁾「会社や会社の契約に関係する執行役に対して訴訟を提起する一助とするため」¹¹⁰⁾「改善につき取締役とコミュニケーションをとるため」¹¹¹⁾「会社資産に関して不適切な取引をした可能性の調査」¹¹²⁾「会社の財産に関して説明されていない財務諸表の不一致を明らかにするため」¹¹³⁾などの目的は正当であるとされる¹¹⁴⁾。

株主名簿等に関連する目的として、「他の株主の株式を購入すること」¹¹⁵⁾や「株式公開買付に用いる目的」¹¹⁶⁾「(株主総会における)委任状勧誘や投票に影響を与える目的での株主の郵送先名簿の情報開示請求」¹¹⁷⁾、「会社の経済的なリスク¹¹⁸⁾、会社の支配権獲得¹¹⁹⁾等について他の株主とコミュニケーションをとる目的」¹²⁰⁾、「株式を交換する申込勧誘を行うため」¹²¹⁾

¹⁰⁶⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 732.

¹⁰⁷⁾ 特に初期アメリカ法（コモン・ロー）上で帳簿・記録の開示請求権が重視された理由として、株主が投資した株式価値を知る手段が乏しかったという点が特に重要であったようである（久保田安彦・前掲注60早法74巻4号481頁）。

¹⁰⁸⁾ State ex rel. Brumley v. Jessup & Moore Paper Co., 24 Del. 379 (Del. 1910), State ex rel. Miller v. Loft, Inc., LEXIS 10 (Del. Super. Ct. 1931). なお、Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co., 681 A.2d 1026 (Del. 1996) は、株式価値の算定目的での帳簿・記録情報開示請求を認めた事例でもある。See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 735.

¹⁰⁹⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 728. See also Skouras v. Admiralty Enterprises Inc., 386 A.2d 674 (Del. Ch. 1978).

¹¹⁰⁾ 本文で紹介した Saito v. McKesson 事件は、派生訴訟に必要な会計情報収集を「正当な目的」と認めた事例でもある。その他、Grimes v. Donald, 673 A.2d 1207 (Del. 1996) の判決自体は「正当な目的」に関する先例ではないが、傍論で、派生訴訟の場面における DGCL § 220 に基づく（訴訟係属前の）情報開示請求の重要性および、当時はその利用が驚くほど少なかった点について言及がなされている。

¹¹¹⁾ Dobler v. Montgomery Cellular Holding Co., LEXIS 126 (Del. Ch. 2001).

¹¹²⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365-367, PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 129 n.264, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-771. その他、Leb. Cty. Employees' Ret. Fund v. Amerisourcebergen Corp., LEXIS 17 (Del. Ch. 2020) において、過去に「正当な目的」を認めた例が整理されている。他に、和座・前掲注(1)『閲覧権（二）』183頁以下、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号155頁参照。

¹¹³⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 725.

¹¹⁴⁾ See Van Leeuwen v. Gas Serv. Co., LEXIS 590 (Del. 1983). なお、株主名簿を株主としての利益に関係のある目的でしか用いない旨の誓約がなされていた事案である。

¹¹⁵⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365-367. See also CM & M Group, Inc. v. Carroll, 453 A.2d 788 (Del. 1982).

¹¹⁶⁾ Conservative Caucus Research, Analysis & Education Foundation, Inc. v. Chevron Corp., 525 A.2d 569 (Del. Ch. 1987). この事件には、共産主義国であるアンゴラで被告が事業活動をしていた点に原告株主らが反対していたという背景があり、株主名簿の閲覧も若干の政治的偏向を帯びているように見えなくはないが、「アンゴラで事業活動をする経済的リスク」の話し合いの目的とされている。

¹¹⁷⁾ E. L. Bruce Co. v. State, 144 A.2d 533 (Del. 1958).

¹¹⁸⁾ なお、会社の労働関係について株主に知らせ、集団訴訟を起こすことについてコミュニケーションをとる場合も正当な目的となりうる旨の記述があり、その範囲は広い（See FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 728-729）。なお、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号164頁は他州の事例も紹介。

¹¹⁹⁾ Mite Corp. v. Heli-Coil Corp., 256 A.2d 855 (Del. Ch. 1969). なお、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号178頁以下。

「提訴や訴訟参加を促すため」⁽⁸⁰⁾などは正当な目的とみられている。名簿の場合もそれ以外の議事録・帳簿等の場合も、会社に直接利益をもたらさない目的であったとしても認められるが、会社の利益に反するものであってはならない⁽⁸¹⁾。

他方、一般論として「単なる興味本位による請求」⁽⁸²⁾、「経営陣を困らせ、嫌がらせをす目的」⁽⁸³⁾、「会社に対する敵意に基づく請求」⁽⁸⁴⁾、「圧力を加える目的」⁽⁸⁵⁾などは正当な目的とはいえない⁽⁸⁶⁾。そのほか具体的に、「単なる証拠漁り (fishing expedition)」⁽⁸⁷⁾「事業上の秘密の取得や競業者を助ける目的」⁽⁸⁸⁾「他の株主とコミュニケーションをとる目的を単に主張する場合」⁽⁸⁹⁾「事業上の約束、投資、広告用リストを確保する目的」⁽⁹⁰⁾「恐喝」⁽⁹¹⁾・強要目的」⁽⁹²⁾「会社荒らし訴訟 (strike suit) を提起するために、会社の取引に関する専門的欠陥を探す目的」⁽⁹³⁾「会社の会計実務 (accounting practice)⁽⁹⁴⁾の変更を強要する目的」⁽⁹⁵⁾などは、正

⁽⁸⁰⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 737.

⁽⁸¹⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365-367.

⁽⁸²⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 741, *Insuranshares Corp. of Delaware v. Kirchner*, 5 A.2d 519 (Del. 1939) では、一般論として「単なる好奇心 (idle curiosity)」による開示請求は認められない旨判示したが、結論として原告がそのような目的であることを示すものはないとされた。*Dobler v. Montgomery Cellular Holding Co.* LEXIS 126 (Del. Ch. 2001) は「単なる好奇心」による開示請求は認められない旨判示したが、「文書、論理、証言その他を通して、非行に関する法的問題が生じている点の信頼できる立証により、その手掛かりが立証されていれば十分」であると判示し、結論として立証は十分であったとした。

⁽⁸³⁾ *State ex rel. Linihan v. United Brokerage Co.*, 101 A. 433 (Del. 1917), See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 747.

⁽⁸⁴⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 741.

⁽⁸⁵⁾ *CARPENTER v. TEXAS AIR CORP.*, LEXIS 452 (Del. Ch. 1985) は、航空会社の破産により労働組合・労働者と会社との間の紛争が生じ、組合活動家の2名のパイロット(株主)が委任状勧誘のためと主張して株主名簿を DGCL § 220 に基づいて請求した事案である。パイロットらの本当の目的が航空会社に対して経済的な圧力を与えることにあったと認定され請求は棄却されている。もっとも、裁判所が DGCL § 220 の請求をあまり棄却しない傾向にあり、この裁判における判示は例外的であると判決文に明示されている。

⁽⁸⁶⁾ COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365-367, DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-8. 久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号157頁も参照。

⁽⁸⁷⁾ 訳語に関して、小山・前掲注(1)436頁(情報・罪証などを得るため訴訟ないし訴訟上の手段を本来の領域を超えて行うことを、このように言う)。なお、和座・前掲注(1)『閲覧権(二)』192頁は、あえて文字通りの意味に近い「遠出の魚釣り」という訳語をあて、「単に好奇心の満足に過ぎない」閲覧などが該当する旨述べる。久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号156頁は「魚つりの遠出」と訳する。See DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-10.1.

⁽⁸⁸⁾ See FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 743. なお、*コモン・ロー*上の事例であるが、*In re De Vengoechea*, 91 A. 314 (N. J. 1914) は、職務執行令状に基づく開示命令が強力で他の株主に影響を与えることに鑑み、①(調査請求株主の)善意、②その調査が全株主の利益にかなうという可能性が必要であると解し、得られた情報を別の会社のために流用する個人的利益以外の目的を立証できていない原告の請求を棄却した。

⁽⁸⁹⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 798. See also *State ex rel. Pillsbury v. Honeywell, Inc.*, 191 N.W.2d 406 (Minn. 1971).

⁽⁹⁰⁾ See also FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 739.

⁽⁹¹⁾ 本文での訳語に関して、Joel G. Siegel. ほか・前掲注(1)9頁を参照した。なお、山田昭広『英文会計用語辞典[第4版]』3頁(中央経済社、2017)には「会計慣行」との訳語も掲載されている。

⁽⁹²⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-775. See also *Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co.* 681 A.2d 1026 (Del. 1996).

当な目的とはいえない¹⁹³⁾。既に株主が保有している情報が十分であるのに重ねて情報開示請求を行った場合その部分については棄却され¹⁹⁴⁾、会社でもある株主が当該株主の利益のために行った開示請求も棄却される¹⁹⁵⁾。その他、株主名簿の先例では「(名簿を)売却することが唯一の目的」でなされた閲覧請求が棄却されたものがある¹⁹⁶⁾。

一般的に、「正当な目的」の有無の判断にあたって、裁判所は正式に主張・宣誓された目的を超えて、株主の動機や会社と株主との関係なども審査する傾向にある¹⁹⁷⁾。かかる請求の目的の具体性は事案に応じて異なるものの、一定の具体性が必要である。例えば、株主名簿に関する古い判例であるが、単に「他の株主と連絡を取る」という目的を掲げて DGCL § 220 の請求がなされた *Northwest v. B. F. Goodrich* 事件¹⁹⁸⁾において、衡平法裁判所は、かかる請求が株主の利益と関連性があるかどうか決定できないとして請求を棄却した。一方、これも株主名簿 (DGCL § 220) の事案であるが、*Kerkorian v. Western Air Lines* 事件¹⁹⁹⁾では「株主共同の利益に関してコミュニケーションを取る目的、また、年次株主総会との関連で委任状勧誘を行う目的」と主張されたのに対して、衡平法裁判所は株主の利益との合理的関連性があるとした上で、結論として請求を認めた。上記 *Northwest v. B. F. Goodrich* 事件以来、裁判所は必要に応じ、目的の具体性や詳細さを「正当な目的」と区別して論じることもある²⁰⁰⁾。

では、手続的な構造や正当な目的の具体的判断基準はどうなっているのだろうか。まず、コモン・ローにおける権利は、現在は絶対的なものではなく、請求者が不正な動機 (wrongful motives) で行動している点や、求められた情報が主張された目的に密接関連性がない・必要ではないということを会社が抗弁において立証することが可能であるとき

¹⁹³⁾ 以上、「正当ではない目的」の全体の例示につき、COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365-367. See also PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-775-776. その他、和座・前掲注(1)『閲覧権 (二)』192頁以下も参照。

¹⁹⁴⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-770. See also *State ex rel. Miller v. Loft, Inc.*, LEXIS 10 (Del. Super. Ct. 1931). わが国の裁判で、既に保有している会計帳簿を重ねて請求した事案に関しては、例えば東京高裁平成28年3月28日判決金判1491号16頁があるが、拒絶事由 (この事案では433条2項二号) の判断の問題となる。

¹⁹⁵⁾ See DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-11. (例を挙げて説明すると、B社の株主が会社 (A社とする) である場合、A社自身ではなく、A社の株主のためにB社の帳簿・記録の開示請求は認められない)。

¹⁹⁶⁾ *State ex rel. Theile v. Cities Service Co.*, 114 A. 463 (Del. Ch. 1921). なお、わが国ではこれは拒絶事由とされている (株主名簿は会社法125条3項4号5号、会計帳簿は433条2項4号5号)。

¹⁹⁷⁾ MACEY & MOLL, *supra* note 73, at 843, DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-11.

¹⁹⁸⁾ *Northwest Industries, Inc. v. B. F. Goodrich Co.* 260 A.2d 428 (Del. Ch. 1969). なお、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号176頁以下でも紹介。

¹⁹⁹⁾ *Kerkorian v. Western Air Lines, Inc.*, 253 A.2d 221 (Del. Ch. 1969). なお、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号176頁以下でも紹介。

²⁰⁰⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-778.

れる^{①①}。例えば、コモン・ロー上の正当な目的を問題とした古い裁判例である Miller v. Loft 事件判決^{①②}は、株主がコモン・ロー上の権利を強制するために「正当な目的」の証明だけでなく、「その調査が適切で正当であることの理由・原因」も主張・証明しなくてはならない点を判示し、続けてこれを言い換える形で「もしも救済（会社の書類に関する情報開示請求権）が与えられなければ、利益または権利が深刻な形で侵害されないし影響を受け」それにより「株主にとって、会社内における自分の利益を正当に守るために（開示請求していた）情報を持っておくことが必要である」ことが主張及び証拠から明らかにされなければならない旨判示している。その後の衡平法裁判所の裁判例である Neely v. Oklahoma 事件判決^{①③}なども、当該情報が「必要かつ不可欠」か否かを判断している。このような主張立証を要求することは濫用的請求や過度に広範囲な開示の防止にも役立つと思われる。

次に、DGCL 上の請求に関して整理する。被告会社がベトナム戦争へ協力するのを反対（政治的な主張）することを唯一の目的として株主名簿等の開示請求をした Pillsbury v. Honeywell 事件判決^{①④}が「正当な目的」か否かの基準を述べていて参考になる。最高裁は「株主はその経済的利益に密接に関係する正当な目的のために情報開示請求権を与えられる」と判示した上で、（帳簿・記録の）開示請求は、「好奇心」「憶測」「いらだち」などの目的では許されない。一方、「経営者への反対」「経済的利益目的での会社の支配獲得に対する願望」は不当な目的ではない旨判示した^{①⑤⑥}。その後の事例も基本的に Pillsbury v. Honeywell 事件判決の規範に従っており、例えば、同様に株式原簿閲覧請求の事案であ

①① COX & HAZEN, *supra* note 22, at 365.

①② State ex rel. Miller v. Loft, Inc., LEXIS 10 (Del. Super. Ct 1931). なお、この事件は、会社の大規模買収やそれに関連して行われた執行役による大規模借入れ、株主資本の巨額な計上漏れなどの調査のために会社の会計に関わる帳簿・記録の開示請求をした事案であった。会社側から既に4通の貸借対照表が提供されており、その情報で賄えない部分のみ原告株主の請求が認められている。

①③ Neely v. Oklahoma Publ. Co., LEXIS 172 (Del. Ch. 1977). 非公開会社の株価算定等のために情報開示請求がなされた事例である。

①④ State ex rel. Pillsbury v. Honeywell, Inc., 191 N.W.2d 406 (Minn. 1971). 本事例に関しては、国内の文献でも多く紹介されている（澤山・前掲注(1)22頁、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号158頁など）。H社の本社はミネソタ州で事業を行っていたが、デラウェア州で設立された等の点でデラウェア州法の先例となっている（デラウェア州最高裁はその点についても判示しているが、本文では割愛した）。

①⑤ なお、古い書籍にも、株主が執行役らと仲が悪いという事情や、経営陣の交代を求める目的だけでは情報開示請求権は否定されない旨記載がある（FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 728）。

①⑥ Pillsbury v. Honeywell 事件判決は、続けて、本件では原告の社会・政治的な関心を会社に採用させることが唯一の原告の動機であったと認定し、上告を棄却した。最高裁は「単に他の株主とコミュニケーションをとる願望は、当該請求権が情報開示請求を強制する殆ど絶対的な権利を与えることから、正当な目的には当たらない。」とも述べている。

る *Compaq Computer v. Horton* 事件^⑩ は同じ問題につき「たとえ株主の利益に合理的に関連していたとしても、会社の利益に反することはできない」とする判示を確信的に付け加えている。

以上の基準のもと、デラウェア州の裁判所において株主名簿とそれ以外の帳簿・記録とでは「正当な目的」の判断方式に違いがあることが指摘されている^⑪。まず、株主名簿が開示する情報はアイデンティティー、所有者としての利益、登録された株式所有者の住所等である^⑫。近年は名簿がデジタル化されており、当該名簿を作成する命令は同時に名簿情報をアップデートする義務、証券取引決済会社の名義で登録されている株式仲介会社のセカンドリスト作成義務^⑬、また、日々の株取引の情報を備え付ける義務などを含んでおり^⑭ また、時にいわゆる「発行企業に対して自身の株主情報の開示を拒否しない株主＝NOBO (Non-Objecting Beneficial Owners)」のリスト^⑮ の備え付けも要求される^⑯。これら株主名簿等における「正当目的」の要件は広く解釈される。なお、情報の閲覧等の場

^⑩ *Compaq Computer Corp. v. Horton*, 631 A.2d 1 (Del. 1993). 解説として、黒沼悦郎「株式原簿閲覧請求権行使の正当な目的」商事1491号39頁以下。C社の実質株主であったH社が、C社による証券に関する詐欺などがテキサス州法・コモン・ローに反すること等を理由として、役員に対して（テキサス州法に基づいて）損害賠償請求をし、それとの関連でC社の株式原簿（stock ledger）などの閲覧を（DGCL § 220に基づいて）求めた事案である。上記テキサス州法に基づく損害賠償請求訴訟に関して、共同原告を募るために他の株主とコミュニケーションをとる目的が、株式原簿を閲覧する「正当な目的」かが主に争点となっており、本文に掲げたような規範を適用して、原告の請求を認めている。なお、黒沼・同40頁は、これを事例判断とみる。

^⑪ WILLIAM T. ALLEN & REINIER KRAAKMAN, COMMENTARIES AND CASES ON THE LAW OF BUSINESS ORGANIZATION, 179 (5th ed. 2016).

^⑫ ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 179.

^⑬ アメリカの公開会社における株式の大半は株主が保有せず、主要預託機関に証券業者名義（street name）で預託されており、株主を代理する仲買人名義で登録されている。当該名義のリストを、アメリカの最大の預託機関である Depository Trust Co. (DTC) にちなんで「CEDE リスト」と呼ぶ（PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130 n.267）。（なお、同書第2版に関する和訳であるが、アーサー・R・ピント、ダグラス・M・ブランソン（米田保晴監訳）『アメリカ会社法』175頁注170（レクシスネクシスジャパン株式会社、2010）も参照。）

^⑭ ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 180, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-768-769.

^⑮ 経済産業省「諸外国における実質株主の開示制度（第4回株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会、参考資料2（平成28年3月4日付）」（https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/kabunushisoukai_process/pdf/004_s02_00.pdf（最終アクセス2021年9月20日））は、“NOBO”を「発行企業に対して自身の株主情報の開示を拒否しない株主」と訳している（同1頁参照。なお、ピント・ブランソン・前掲注^⑬175頁は「異議を唱えない実質的所有者」と訳す）。米国では9割近くの株主がDTC参加株主であるが、発行企業から実質株主のことを把握しにくい点、また、登録株主と実質株主との間でコミュニケーション格差の不都合が生じないようにするなどの観点から、実質株主が「NOBO」であること、つまり自己の情報を発行会社に対して開示することを拒否しないことを選択できる制度を設けている（詳細は、同1頁以下参照）。会社が直接株主と意思疎通を図りたいときに重要性を帯びる（ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 180, PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130 n.267）。See also DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-6, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-769.

^⑯ もっとも、NOBOのリストに関しては会社自身が利用するために入手していない限り、事前にこれを株主の請求があったときのために入手して準備しておく義務はない（WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-769.）。

所、時間の制限と相まって、濫用的な請求を予防する機能のために設けられており^{①⑨}、コモン・ロー上は「正当ではない目的」の立証責任を会社側が負う^{①⑩}。一方、DGCL 上株主名簿・株式原簿のみ開示請求であれば、株主は § 220 への遵守をトライアル手続で証明するのみで足り、「正当ではない目的」での請求であることの立証責任会社側が負担する (DGCL § 220(c))^{①⑪}。なお、デラウェア州裁判所において、株主名簿が開示請求される訴訟では、極めて限られたディスカバリーしか認められず、また、このような事件はトライアルへ移行し、しかもそのトライアル前で和解してしまうことがとても多い^{①⑫}。もっとも、DGCL § 219 によれば会社は、株主総会の開催にあたり、議決権を行使できる株主のリストを、総会の10日前から、調査のためにあらゆる株主に対して、株主総会開催の場所及び合理的にアクセス可能な電子ネットワーク上で利用可能な状態におかなければならない。§ 219 の「10日リスト」が利用可能な場合に、駆け込みで § 220 の情報開示請求をする株主に対して、裁判所は厳しい態度で臨むことが多いとの指摘もある^{①⑬}。

次に、(株主名簿等以外の)帳簿・記録に関する株主の情報開示請求の立証責任はどうか。かかる請求は、会社の疑わしい非行を暴露する等の目的で、極めて広い範囲の会社記録へのアクセスを求めてなされる^{①⑭}。しかし、株主名簿の場合よりもはるかに多くのコストがかかり、加えて、会社の財産や競争上の機密に属する情報を危うくするなど、会社の合理的な利益を危険な状態に置くため、そのような要求がなされた場合は慎重に審査されなければならない^{①⑮}。DGCL において「正当な目的」の立証責任が原告側に課され (トライアル手続においてこれを立証する)^{①⑯}、また、法的な基準は株主名簿等の場合と同じであるものの^{①⑰}、略式 (informally)^{①⑱} に、原告の動機とその要求を認めた場合の結末を

①⑨ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 793.

①⑩ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 821, 827.

①⑪ See *Insuranshares Corp. of Delaware v. Kirchner*, 5 A.2d 519 (Del. 1939), *General Time Corp. v. Talley Industries Inc.* 240 A.2d (Del. 1968), *DREXLER ET AL.*, *supra* note 30, at 27-4, *WELCH ET AL.*, *supra* note 40, at GCL-768, GCL-784, *FLETCHER ET AL.*, *supra* note 31, at 827.

①⑫ なぜならば、原告たる株主が通常は勝訴するからである (ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 180)。

①⑬ See *DREXLER ET AL.*, *supra* note 30, at 27-6.

①⑭ ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 180.

①⑮ ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 180.

①⑯ *DREXLER ET AL.*, *supra* note 30, at 27-4, see also *Catalano v. TWA*, LEXIS 158 (Del. Ch. 1977), *CM & M Group, Inc. v. Carroll*, 453 A.2d 788 (Del. 1982)。また、黒沼・前掲注②⑦40頁参照。なお、表面的に「正当な目的」を主張している株主が、裏に不当な目的を隠している場面に関しては、アメリカ法の文献にも記載がある。文献には、少なくともデラウェア州の裁判所が「株主名簿」の閲覧権を処理する場合に、仮に2番目の目的が存在しうるとしても、名簿へのアクセスは通常は否定されないと記述されている (see *PINTO & BRANSON*, *supra* note 29, at 131)。

①⑰ *DREXLER ET AL.*, *supra* note 30, at 27-10.

①⑱ 「非公式に」という意味もあるが、本文では「略式に」の訳語をあてた (小山・前掲注②⑦550頁)。

慎重に審査するようにしているのはそのためであるとされる⁽²⁴⁾。また、単に「正当な目的」の立証にとどまらず、「信頼できる根拠」に関して証拠の優越による立証が必要だとされている⁽²⁵⁾（詳細は後述）。もっとも、この帳簿・記録開示請求権は取締役役に訴訟などのアクションを起こすための証拠資料を収集するための手段でもあるので、実際に経営上の誤りや非行が起こったことそのものの立証は不要である点⁽²⁶⁾は、我が国と同様⁽²⁷⁾である。その他、閉鎖会社では少数株主にとって有利な判断がされることが多いようである⁽²⁸⁾。

なお、DGCL § 220に基づいて現実に情報の開示・閲覧が認められた場合、「通常の業務の時間帯」に、その記録が存在する場所での閲覧を通常は意味し、また株主の要求に基づいて複写物を与えるのが実際である⁽²⁹⁾。株主名簿に関する資料の場合は、裁判所はきまって、株主が選択した場所か、株主にとって容易にアクセス可能な場所のどちらかを命ずる⁽³⁰⁾。一方、株主名簿等以外の場合は、請求による。限られ特定された文書であれば複写物の供給を命ずることで十分であるが、より範囲が広く十分に定義されていない文書の開示請求の場合、会社による当該書類・資料の使用や通常業務を妨げないような態様・方法で文書へのアクセスを命ずる⁽³¹⁾。なお、記録そのものの閲覧が認められる場合に、これに監視を付けることは妨げられない⁽³²⁾。

(2) 「信頼できる根拠」の基準

次に、DGCL § 220の文言からは直ちに明らかにはならないが、デラウェア州の裁判例の多くが「信頼できる根拠」の立証を要求している点に注目したい。代表的な事例を中心に下記の通り紹介し、検討する。

(a) Thomas & Betts v. Leviton 事件⁽³³⁾

被告 Leviton Manufacturing Co., Inc. (L) は、電子パーツ、住宅向けワイヤリングデバイス等の製造販売を営む非公開会社である。原告 Thomas & Betts Corporation

⁽²⁴⁾ ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 180.

⁽²⁵⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-784.

⁽²⁶⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-784.

⁽²⁷⁾ 最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁は、会計帳簿の閲覧謄写請求権の事案であるが、「請求の理由」要件との兼ね合いで、「その記載された請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することについての立証を要すると解すべき法的根拠はない」と判示する。この立証を課すことは背理であることから（東京地方裁判所商事研究会編『商事関係訴訟』299頁（青林書院，2006）など参照）、異論は殆どないものと思われる。

⁽²⁸⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-771.

⁽²⁹⁾ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-22.

⁽³⁰⁾ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-22.

⁽³¹⁾ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-22. 争われるケースでは、衡平法裁判所は当事者が友好的なやり方をとることを期待する (*Id.* at 27-22)。

⁽³²⁾ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-22.

⁽³³⁾ Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co., 681 A.2d 1026 (Del. 1996).

(T)はLの株主である。なお、T社はニュージャージー州で電気事業に従事しているが、Lが地方市場に集中しているため、競業関係にはない。数年来、T社はL社の買収あるいはL社とのジョイントベンチャーの形成に興味を持っていた。1993年中に両社は予備的な交渉に入ったが、合意に至らなかった。L社のCEOであるHarold Leviton (H)は同社の大株主でもあり、議決権信託も含めると76.45%もの比率を保有し、L社の殆どの内部者はHの家族などで占められていた。1994年にT社は、同社へのL社売却を強制することを画策しはじめ、Lのグループの前副社長であるBlumberg (B)とその妻(Haroldの姪でL社株を29.1%保有)との間で秘密の交渉を開始した。Bは秘密の内部文書やL社の内部戦略、会計数値等に関わるあらゆる情報を提供した。最終的にT社は5,000万ドルでBの株式を購入し、買収が成功した場合には追加で2,000万ドル支払う約束もし、またL社から訴訟を提起された場合に750万ドル補償する契約も結んだ。なお、T社はLが配当を支払わず、公正なる会計慣行(GAAP)に従っていない点も知っていた。1994年、HがBによる株式売却を知るや否や、HはBを解任し、Tとの友好関係を築くことを拒絶した。その後T社のCEOであるKevin Dunniganが経営戦略を発表し法的に全ての帳簿記録の開示を求めたが、HはT社に反対する立場を貫き、その後の請求に対してもHは拒絶を貫いたため、DGCL § 220に基づき、衡平法裁判所に提訴。衡平法裁判所は、T社が主張した「浪費や経営上の誤り、L社の株式に関する持分法による会計の促進や株式価値の算定」という目的とは異なり、真の動機はL社を獲得するためのレバレッジを得ることにあり、これがL社の利益に真っ向から反する点などを指摘し、開示の範囲を制限した。これに対してT社が上訴し、T社は「浪費と経営上の誤りの調査」「持分法による会計の促進」という二つの目的を主張した。

最高裁は多様な先例を引きながら丁寧にT社の主張へ応答している。まず「浪費・経営上の誤りの調査」に関して、これ自体「正当な目的」であること、本件のような請求の場合は原告に立証責任が課されることを先例により確認した後、次のように判示した。

「その立証責任を満たすためには、株主は、浪費や経営上の誤りが生じたことを裁判所が推認できるようないくつかの信頼できる根拠(credible basis)を提示しなければならない。…(中略)…株主は浪費や経営上の誤りの疑いを証明するために十分な、特定され信頼できる主張を前に進める負担を負うものの、証拠の優越によって浪費や経営上の誤りが実際に起こったことの立証責任は負わない。」

この基準を当てはめ、Tが立証に失敗したとする衡平法裁判所の判断を是認した。

次に、「持分法による会計手法の促進」の点について、先例に言及しつつ「株主の利益

に合理的に関連する目的」で開示請求が可能であるとする点、純然たる個人的な利益による開示請求は正当な目的とはいえない点などを指摘した上で、T社のL社株主としての利益に直接関係がない、また、関係があっても立証責任を果たせていないとして、衡平法裁判所の判断に濫用がない点を確認した。

(b) Security First v. U.S. Die Casting 事件^{③④}

被告 Security First Corporation (S) は、銀行持株会社を使って預金とローン業務などをオハイオ州で行う、デラウェア州設立会社である。一方、原告の U.S. Die Casting & Dev. Co. (D) は、S社の株式を5%有する非公開会社である。1994年に、S社は、より大きな地方の銀行持株会社である Mid Am, Inc. (M) との間で合併契約の交渉に入り、この合併の公表後はS社株式の公正な市場価格が著しく上昇した。しかし、同年末、この合併は失敗に終わった。S社によれば、M社の経営哲学や方向性がS社のものと大きく異なっていた点などが理由である。結局、合併契約書に従い、解除の合意が結ばれ、S社はM社に27万5,000ドルを支払い、また、1年半以内に追加で200万ドルを支払う合意をした。その後S社の株価は著しく下落したが、当該契約解除からS社は配当金の支払いを増やした。これに関して、D社はDGCL § 220訴訟を提起して、「経営上の誤りの可能性について調査する」等の目的に基づき、広い範囲の議事録、本件合併に関する合意内容、やり取りの開示請求を、また、「他の株主とSの経営、特にMとの合併の失敗についてコミュニケーションをとる」目的で株主名簿などの開示をそれぞれ求めた。

最高裁判所は、目撃者証言と文書の証拠などをもとに、「経営上の誤りの可能性について調査する」Dの目的を正当とした衡平法裁判所の判断を是認した上で、「株主への会社の帳簿・記録について開示請求する権利の付与は、会社の側での経営上の誤りの一部として非行の可能性のあることを見出せる信頼できる根拠 (credible basis) が立証されたか否かによる。§ 220(d)の略式手続のトライアルにおいて、原告は証拠の優越によって信頼できる根拠を立証しなければならない。しかし、実際に非行が行われたことそのものは、§ 220の手続きでは立証しなくてよい。」「一般的な経営上の誤りの可能性を調査する目的を単に主張しただけでは、株主に§ 220の広範な救済は与えられない。当該事態につき、さらなる調査を保障するような、経営上の誤りの可能性の証拠がなければならない。」^{③⑤}等と判示した。

^{③④} Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997).

^{③⑤} 株価算定や配当に関しての情報開示請求をなした事件であるが、Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc., 525 A.2d 160 (Del. Ch. 1987) の判決がここで引用されている。

以上の規範のもと、目撃証人の証言の信頼性などが大きく争点とされたが、原告の「正当な目的」の主張を「納得のいくものである」と認容した衡平法裁判所の判断を最高裁も是認し「いくつかの帳簿・記録の開示請求をするにあたり、原告が正当な目的を立証したと考える。ここで、情報開示の範囲は別の問題であり、株主が特定の正当化事由に関して立証責任を負うものである。」と判示した。また、開示請求の範囲に関して最高裁は、原告がその帳簿・記録が「不可欠 (essential)」(この基準につき後述)であることを立証したことを認めた上で、DGCL § 220(c)に基づいて開示の条件を付けた衡平法裁判所の判断に裁量権の濫用がないかどうかを審査した。その上で、まず議事録ややり取り等の書類に関しては、本当に株主が立証責任を果たしたか否かを再度審査させるため、差し戻した。一方、株主名簿に関しては会社が「正当ではない目的」の立証責任を負う点 (§ 220(c))を確認した後、S社が「単なる好奇心」に基づく請求だとした立証責任を果たしたと認定した上で、請求を認めた衡平法裁判所に事件を差し戻した。

(c) Seinfeld v. Verizon 事件^{③)}

この事件の事案は以下の通りである。原告である Frank D. Seinfeld (S という) は、被告である Verizon Communication 社 (V社 という) の実質株主である。S は DGCL § 220 に基づいて V 社の帳簿・記録及び取締役会議事録等の開示請求をしたが、その理由は、経営上の誤り及び 3 名の最高経営責任者に支払われた報酬に関する会社財産の浪費の調査であった。具体的に、当該 3 名は全く同じ業務を行っていたにも関わらず、受け取っていた報酬は、その働き・契約内容を超える過剰なもの^{④)}であったというものである。S 社の申立てに基づくサマリー・ジャッジメント^{⑤)}において、デラウェア州衡平法裁判所は S が十分な根拠を示しておらず、立証責任を果たしていないと判示したため、S は上訴した。デラウェア州最高裁は、前提となる法律の構造等^{⑥)}を確認した後、次のように判示した。

③) Seinfeld v. Verizon Communs., Inc. 909 A.2d 117 (Del. 2006). 解説として、前原信夫「株主の帳簿・記録の閲覧権と正当な目的の立証における「信頼できる根拠」という基準」近藤光男・志谷匡史編『新・アメリカ商事判例研究〔第2巻〕』303頁以下(商事法務, 2012)。

④) S の計算によると、過去3年間に合計2億500万米ドルであった。

⑤) 正式事実審理(トライアル)を経ずになされる判決をこのように呼ぶ(田中・前掲注③)826頁参照)。重要な事実について真正の争いが存在せず、申立人が法律問題として判決を得られる場合になされる(溜箭・前掲注①)199頁)。

⑥) Seinfeld v. Verizon 事件最高裁は、前提として、デラウェア州所有と経営の分離を採用し、コモン・ローが DGCL 上の取締役にも信託義務(fiduciary duty)を課しているという基本構造を指摘した。その上で、コモン・ロー上「自己防衛の一環として、株主は、彼・彼女が部分的所有者であったところの会社に関する業務について、代理人(agent)がどのように経営していたかを知る権利を与えられて」おり、かかるコモン・ローに起源をもつ情報開示請求権が DGCL § 220 に法典化された点を確認した。また、かつては DGCL § 220 の請求はあまり利用されてこなかったものの、裁判所による利用促進などの影響を受け、判決当時には身近な手段(tools at hand; 訳語について前原・前掲注③)304頁)として定着しており、コーポレートガバナンスの重要な一部を占めている点も確認された。

まず、DGCL § 220の訴訟においては株主が「正当な目的」の立証責任を負い、それは証拠の優越によること、非行や経営上の誤りの情報開示請求を望むのは全株主の利益に関係するため「正当な目的」に当たることを述べ、「DGCL § 220の訴訟に関するデラウェア州の判例法の発展は、会社の経営上の誤りに関する信頼できる主張に基づいて情報を入手しようとする株主の権利と、会社事業を株主に不当な干渉なしに行う取締役の権利との適切なバランスを維持しようとする裁判所の努力を反映する。」^{④①}と判示した。続けて裁判所は「その主張立証責任を果たすためには、浪費や経営上の誤りが起こったかもしれないことを裁判所が推認できるようないくつかの信頼できる根拠（credible basis）を株主が呈示しなければならない」^{④②}「一般的な経営上の誤りの可能性を情報開示請求する目的を単に述べるだけであれば、株主はDGCL § 220の広範な情報開示請求の救済を得られないであろう。当該事項へのさらなる情報開示請求を保障するような、経営上の誤りの可能性に関する証拠がなければならない。」^{④③}これに関して判決は、そう考えなければ、単なる疑いで閲覧を認める結果になる点、「信頼できる根拠」を要求しても不当に株主の情報開示請求権を妨げるものではない点などを理由としている。結論として、「信頼できる根拠」を示していないSの請求を棄却した衡平法裁判所の判決を是認した。

このような「信頼できる根拠」^{④④}の立証を要求する点は、その前後からデラウェア州判例・裁判例の流れとなっている。例えば、Freund v. Lucent Techs 事件判決^{④⑤}は（詳細は後掲）、被告会社へのSECによる正式の調査が開始されている点、他の株主が被告の株価の急激な下落に関して訴訟を提起するのみならず被告が過去の財務諸表を急に大幅修正した点などから、原告が被告の財務諸表等を § 220に基づいて調査する「信頼できる根拠」が十分であるとした。その後のものとして、City of Westland Police & Fire Ret. Sys. v. Axcelis Techs 事件判決^{④⑥}がある。同事件のデラウェア州最高裁は Seinfeld v. Verizon 事件判決を引用し「信頼できる根拠」を示す「いくつかの証拠」を提示しなければなら

④① 訳に関しては、前原・前掲注④①304頁を参照した。

④② See Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co., 681 A.2d 1026 (Del. 1996).

④③ See Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997). See also WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-773.

④④ この要件の議論に関しては、釜田薫子「デラウェア州における株主の閲覧権と正当目的の立証—「信頼できる根拠」基準の適用—」同志社法学67巻6号143頁以下（2015）参照。

④⑤ Freund v. Lucent Techs., LEXIS 3 (Del. Ch. 2003).

④⑥ City of Westland Police & Fire Ret. Sys. v. Axcelis Techs., Inc., 1 A.3d 281 (Del. 2010). 日本語の解説として、釜田薫子「株主の文書閲覧権と「正当な目的」の立証」商事2093号55頁（2016）。買収提案を拒絶した点や取締役の辞任を拒絶した点（ただし、被告会社には若干特殊な人事上のルールがあった）などにつき、取締役会メンバーの信託義務違反が問われた事案において、DGCL § 220に基づいて、議事録や業務執行に関する広範囲の書類等の開示請求がなされたという事案である。

い点を確認し、その証拠とは、「さらなる情報開示請求を根拠付けるほどの非行の可能性を裁判所に推認させるようなものである」点、また、それは「文書、論理、証言その他」によって立証が可能となるが「非行そのものが実際に起こったことを立証するものである必要はない。」とも判示した。その他、多くの判決がこの基準を採用している^{④⑦}。

(3) 「不可欠性」の基準

上記に加えて、さらに一定の事件ではデラウェア州の裁判所は原告の請求している情報が「不可欠」かどうかを丁寧に判断していることに注目したい。例えば、上記 Security First v. U.S. Die Casting 事件は、株主名簿もそれ以外の帳簿・記録も両方請求された事案であったが、後者の帳簿・記録に関する判示において「不可欠性」の立証責任を果たしたか否かを問題としている。同様に、代表的な事例を中心に下記の通り紹介・検討する。

(a) Grimes v. DSC 事件^{④⑧}

まず、1998年の Grimes v. DSC 事件が重要である。1993年9月、原告 (Grimes ; G) は、被告 DSC 社の CEO である James Donald (D) の報酬パッケージを廃止するよう取締役会に求め、そこで、当該パッケージの異常な文言が、取締役の経営上の義務の放棄につながっていると指摘したが、DSC 社はこれを断った。そのため、G は当該パッケージに関する違法な義務の放棄や浪費を主張して、派生訴訟を提起した。しかし、裁判所は被告の主張をいれ原告の請求を棄却した。その際、立証責任を十分に果たせなかった G に対して、「身近な手段 (tool at hand)」である情報開示請求に関することがアドバイスされた。1996年に G は 2 回目の提訴請求をし、D の 1990年報酬パッケージだけではなく、1994年の長期インセンティブ報酬プランについても廃止等を要求した。これに対して DSC 社は外部の取締役 2 名からなる特別委員会を設置し、要求について調査を行わせた結果、委員会は DSC に請求を拒絶するようアドバイスした。1997年に G は DSCL § 220 に基づいて DSC 社に対して、特別委員会の形成・調査また報告内容と、特別委員会の勧告を受け入れた取締役会の決定に関する帳簿・記録類の開示請求を行った。その請求後、DSC 社は自主的に

^{④⑦} Carapico v. Philadelphia Stock Exch., Inc., 791 A.2d 787 (Del. Ch. 2000), Amalgamated Bank v. UICI, LEXIS 82 (Del. Ch. 2005), Sutherland v. Dardanelle Timber Co., LEXIS 88 (Del. Ch. 2006), Melzer v. CNET Networks, Inc., 934 A.2d 912 (Del. Ch. 2007), Paul v. China Media Express Holdings, Inc., LEXIS 3 (Del. Ch. 2012), SEPTA v. AbbVie Inc., LEXIS 110 (Del. Ch. 2015), Amalgamated Bank v. Yahoo! Inc., 132 A.3d 752 (Del. Ch. 2016).

^{④⑧} 「信頼できる根拠」そのものではないが、不祥事を疑う株主に「その目的の理由を主張しなければならない、例えば、得られた情報で何をするのか、また、その調査が最終的にどのような結論へとつながるのか、等である。」として追加での主張立証を求める裁判例もある (Graulich v. Dell Inc. LEXIS 76 (Del. Ch. 2011))。

^{④⑨} Grimes v. DSC Communs. Corp. 724 A.2d 561 (Del. Ch. 1998).

一部文書を開示した。一方で、特別委員会に関する情報の開示に関しては、(ア)正当な目的ではなく、制定法の正当化する範囲を超えるという理由と、(イ)弁護士依頼人間の秘匿特権 (attorney-client privilege)、職務活動成果の準則 (work product doctrine)、自己批判的分析結果秘匿特権 (self-critical analysis privilege) に基づいて拒んだ (ア)、(イ)の記号は筆者が付した)。このうち(イ)に関しては後述し、ここでは、(ア)との関連で、主に「不可欠性」に関する判示のみを紹介する。衡平法裁判所はまず、本件で問題となるのは特別委員会に関する記録であることを確認した上で、DSC社が理由なくこれの開示を拒んだ点、Gが当初提起した派生訴訟が些細であり本質的ではないとはいえない点などから、正当な目的があると判示した。次に、DSC社はGが「不可欠性」の立証に失敗しているとする主張に応答する形で、衡平法裁判所は次のように判示した。

GのDGCL § 220の請求を支える目的が「特別委員会の独立性、誠実性、相当の注意を調査する権利」であり、「…(中略)…請求が合理的理由なく拒絶されたか否かを決定する目的のためには、会社の記録を入手する権利は、特別委員会の過程そのものと、少なくとも“会社の行為を反映したレポートや議事録”にまで拡張される。原告は、特別委員会レポートと議事録、また、特別委員会の創設やそれを機能させることに関した取締役会の議事録(特別委員会の勧告が考慮され承認された取締役会も含む)のコピーを受け取る権限を与えられる。」もっとも、「原告は、上記基本的な文書を見直した上でさらに調査する必要性を述べることができなければ、特別委員会の結論、勧告に直接に関係しない他の文書のコピーを受領・調査する権限は与えられない。」

(b) Espinoza v. Hewlett-Packard 事件²⁴⁹

事案は以下の通りである²⁵⁰。被告 Hewlett Packard 社 (HP 社) は、コンピュータやその用のプリンタ等の機器を製造販売する公開会社であり、Espinoza (E) はその株主である。Hurd (H) はもと HP 社の CEO であるが、HP 社の業務を請け負っていた会社の女性従業員 (F) に対してセクハラをした問題に関して、女性の代理人弁護士 (Allerd) から手紙を受け取った。これに関して HP 社の取締役会はその主張に関して内部調査を始めたが、中間報告として HP 社の外部の弁護士である Covington & Burling 法律事務所 (実際に内部調査に携わった) によって作成された「Covington Report」(以下Cレポー

²⁴⁹ Espinoza v. Hewlett-Packard Co. 32 A.3d 365 (Del. Ch. 2011). この判決の示した「不可欠性」の基準に関しては、釜田薫子「米国の株主代表訴訟と株主の情報収集一閲覧可能な文書の範囲と「不可欠性」の要件一」北村雅史・高橋英治編『藤田勝利先生古稀記念論文集 グローバル化の中の会社法改正』195頁以下(法律文化社、2014)に詳細な検討がなされている。

²⁵⁰ 事案の概要の記載、判決文における訳語の選定等に関して、一部、釜田・前掲注²⁴⁹195頁以下を参照した。

トという)という中間報告を明らかにした。その後、2010年にHとFは和解した。その後、HP社はHの退任を発表し、そのアナウンスの中で、Hがセクハラ行為を行った証拠は見つからなかったが、HがHP社の業務運営に関する基準に違反していた点を明らかにした。もっとも、後日、HP社の顧問弁護士であるHolstonが、Hの不正行為⁽⁵⁾について公にした。HP社とHとの離職合意は「理由に基づく(for-cause)」ものではなく、取締役会は3,000万ドル以上の退職金支払いも約した。これに対して、取締役会の信任義務違反等を理由として、派生訴訟の提訴請求がなされたが、HP社は独立取締役からなる訴訟委員会を設置し、提訴が最善の利益にならないとして提訴しない意向を示した。

これに対して、株主であるEがDGCL § 220に基づいて帳簿・記録等の開示請求をした。その目的は、執行役・取締役らの不適切な行為やHとの退任合意(満場一致で決定した)点が信任義務違反・浪費に当たるという点について調査するというものである。HP社は、Eの請求が「過度に広範である」「守秘義務の対象に当たる」などと反論しながらも、取締役会議事録、支出報告書、内部の“利害対立”に関わる情報、被害者Fに対して支払われた金員など多様な情報の任意提供を申し出たが、上記Cレポートだけは拒んだ。

そこで、Eは再度、当該CレポートはHが「理由付き解任」になぜされなかったかを知る唯一の手掛かりである等として、DGCL § 220に基づいてCレポートの開示請求を行った。衡平法裁判所は、Eが弁護士依頼者間の秘匿特権⁽⁶⁾を超えるのに必要な立証責任を果たしていないとして棄却した。

最高裁判所は、本件における最重要論点は、Eの与えられた権利に関する救済の範囲はどこまでか、また、守秘義務の対象であるCレポートまで開示請求する権利があるか否かという点であると指摘した。その上で、「DGCL § 220の権利付与をされる立証責任を果たした株主は、追加での立証責任を果たさねばならない—それは、彼が開示請求を求める特定の帳簿・記録の調査が、“株主が述べる目的との関連で不可欠”であることである。

§ 220の目的にとって当該文書が“不可欠”である場合とは、最低でも、株主の目的の核心部分を示すものであり、もし当該文書が不可欠な情報を含んでいればそれが他の媒体からは取得不可能である場合を指す。特定の文書がその開示請求にとって不可欠か否かは事案ごとに個別のものであり、必然的に株主の情報開示請求がなされた文脈に依存する。」

最高裁判所は、この判示に続けて、①C報告書の中に「理由付き解任」を扱った部分が

(5) 判決文には、「HがFとの関係を隠すことを意図した、“不適切な”支出報告の“組織的な傾向(計画的な様式)”」であることや、その他「正当なビジネスの目的ではない支出」も明らかにされた。いずれもやや婉曲的な表現がなされている。

(6) 後掲注(1)(2)(3)参照。

含まれていない、②Eが証拠の優越によってCレポートが取締役会の決定の「中心部分」であると立証していない、③HPが既にEが求めている不可欠な情報を開示している、という三つの理由でEの請求を棄却した。なお、上記の通り「必要不可欠」の立証がなされないまま棄却されているので、弁護士依頼者間の秘匿特権つき情報（Cレポートにこれが付されている）の開示請求については判示されていない。

なお、このように「不可欠性」基準を要求する点は、以上紹介した判決の前後を含めて、デラウェア州の裁判所では一般的なものとなっている⁵³⁾。

(4) 考 察

以上、アメリカ会社法上の帳簿・記録開示請求権に関する「正当な目的」とそれに関連する「信頼できる根拠」の基準、「不可欠性」の基準について紹介してきた。以下、主に株主名簿以外の情報（議事録・帳簿等）を念頭において分析・考察を加える。

第一に、コモン・ロー上の「正当な目的」も「株主としての利益に合理的に関連した」ものを指すが、開示請求の場面では基本的に正当ではない目的・動機などの立証責任が会社側に課されるほか、請求者の不正な動機、請求された情報が目的に密接関連性がない・必要ではない点などの点も基本的に会社側が抗弁で主張することとなる。これは、会社側が立証活動に失敗した場合に情報が流出してしまう危険性を抱えるように見える。もっとも、「調査の適切・正当性」（Miller v. Loft 事件判決）「必要かつ不可欠」（Neely v. Oklahoma 事件判決）などの立証責任を株主側に負わせるなどして、会社側の利益に配慮しており。これは、株主側の濫用的な主張や過度に広範囲な請求がなされた場合に効果を発揮すると思われる。

第二に、DGCLの「正当な目的」は一般論として、「株主としての利益に合理的に関連した」目的か否かという点が問題となるが（DGCL § 220(b)）、特に株主の経済的利益への密接関連性を問題とし（Pillsbury v. Honeywell 事件判決）、会社の利益に反しないものでなければならない（Compaq Computer v. Horton 事件判決）とされていた（これらは株主名簿の事例であるが共通する）。注目すべきは主張立証責任の所在であり、本稿が主に扱う株主名簿以外の情報（議事録・帳簿等）に関しては、「正当な目的」の立証責任は株主側に課され、しかも、原告の動機・その要求を認めた場合の結末を慎重に審査するこ

⁵³⁾ CM & M Group, Inc. v. Carroll, 453 A.2d 788 (Del. 1982), Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc., 525 A.2d 160 (Del. Ch. 1987), Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997), Saito v. McKesson HBOC Inc., 806 A.2d 113 (Del. 2002), Wal-Mart Stores, Inc. v. Ind. Elec. Workers Pension Trust Fund IBEW., 95 A.3d 1264 (Del. 2014), Amalgamated Bank v. Yahoo! Inc., 132 A.3d 752 (Del. Ch. 2016).

とされており、情報開示が認められた場合に会社に生ずる不利益への配慮がなされている。なお、コモン・ロー・DGCL 全体として、「正当な目的」に関連する判例・裁判例が豊富に存在し、予測可能性も一定程度確保出来ているといえよう。

第三に、主張立証責任の内容について、判例法理は株主に追加で「信頼できる根拠」の立証を要求する。ここで、本文で取り上げた事例を中心に、「信頼できる根拠」基準を採用した事例で（判決文から読み取れる範囲で）主に何の開示が請求されたかという点との関係をまとめた（表1）。

表1：「信頼できる根拠」の基準と主に開示請求された対象との関係

事件名	主に請求された対象
Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co., 681 A.2d 1026 (Del. 1996).	株主名簿、取締役会のやりとり、財務諸表など全般
Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997).	取締役会議事録、合併に関する書類等全般、及び、株主名簿
Seinfeld v. Verizon Communs., Inc. 909 A.2d 117 (Del. 2006).	取締役会議事録など
Freund v. Lucent Techs., LEXIS 3 LEXIS 3 (Del. Ch. 2003).	財務諸表や会計帳簿など
City of Westland Police & Fire Ret. Sys. v. Axcelis Techs., Inc., 1 A.3d 281 (Del. 2010).	取締役会議事録や、企業買収に関連する資料・やりとり全般
Amalgamated Bank v. Yahoo! Inc., 132 A.3d 752 (Del. Ch. 2016).	取締役会議事録、Eメールほか、取締役会レベルの資料など

このように、事例としては株主名簿以外（議事録・帳簿等）の請求事例が圧倒的に多く、いずれも取締役や執行役らの不正、経営上の誤り、信認義務違反等、不祥事の調査等に関する請求の事案である。なお、株主名簿の請求も大きく取り上げられている事件もあるが、株主名簿の請求に関しては、主張目的との合理的関連性の欠如（Thomas & Betts v. Leviton 事件）、単に被告が「不当な目的」の立証責任を果たしたか否か（Thomas & Betts v. Leviton 事件・Security First v. U.S. Die Casting 事件）のみが判断されており、「信頼できる根拠」の判示は不正の調査、それに関わる株主名簿以外の帳簿・記録に関する請求に対して付されている⁶⁵⁾。この要件の詳細として、裁判所にとってさらなる調査の可能性を推認させる「信頼できる根拠」を「文書、論理、証言その他」を通じて証拠の優越によって示せば足り、法的問題そのものの立証までは不要であった。立証責任の中では最も

⁶⁵⁾ See Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co., 681 A.2d 1026 (Del. 1996), Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997).

軽いものであるとされるが⁶⁵⁾、この「信頼できる根拠」の基準は、正当目的の立証責任そのものが原告に課されていることと相まって、濫用的・探索的な請求の防止機能を営んでいることは確かである。

最後に、Grimes v. DSC 事件判決は原告の主張にとってその情報が不可欠か否かを追加で問題とする。また、Espinoza v. Hewlett-Packard 事件判決はさらに明確に、株主が述べる目的との関連で不可欠だといえるか否かに関する追加の立証責任を課している（本稿では「不可欠性」の基準と呼ぶ）。いずれの事案でも大きく争われているのは、当該事件において現実に開示対象となる（とすべき）帳簿・記録の範囲である。この「不可欠性」の基準は、広範囲の帳簿・記録が開示請求された場合、上記紹介した裁判例のような形で原告に追加の立証責任を課するという方法で、その個別の帳簿・記録や情報の性質によって開示の可否を個別具体的に決することを可能にする。特に企業秘密情報など、開示によって会社が被害を受けてしまうような情報を除いた形での開示を可能にし、株主の情報開示請求権との関係で会社の利益を保護しようとする考え方であると推察できる。さらに、本文で取り上げた事例を中心に、「不可欠性」の基準をとったケースで（判決文から読み取れる範囲で）主に何の開示が請求されたかという関係を同様にまとめた（表2）。

表2：「不可欠性」の基準と主に開示請求された対象との関係

事件名	主に請求された対象
CM & M Group, Inc. v. Carroll, 453 A.2d 788 (Del. 1982).	財務報告書、四半期報告書など
Helmsman Management Services, Inc. v. A & S Consultants, Inc., 525 A.2d 160 (Del. Ch. 1987).	株主総会議事録、財務報告書、監査報告書など
Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997).	取締役会議事録、合併に関する書類等全般、及び、株主名簿
Grimes v. DSC Communs. Corp. 724 A.2d 561 (Del. Ch. 1998).	取締役会議事録、提訴委員会の議事録、資料、レポートなど
Saito v. McKesson HBOC Inc., 806 A.2d 113 (Del. 2002).	M & A 関係書類や財務状態が分かる書類、関係するやり取り・レポートほか
Espinoza v. Hewlett-Packard Co. 32 A.3d 365 (Del. Ch. 2011).	取締役会議事録、外部弁護士の（不祥事）調査報告など
Wal-Mart Stores, Inc. v. Ind. Elec. Workers Pension Trust Fund IBEW., 95 A.3d 1264 (Del. 2014).	取締役会や監査委員会の議事録など
Amalgamated Bank v. Yahoo! Inc., 132 A.3d 752 (Del. Ch. 2016).	取締役会議事録、Eメールほか、取締役会レベルの資料など

⁶⁵⁾ 熊代・後掲注⁽⁶⁰⁾47頁参照。

「不可欠性」が審査される事例は、議事録や帳簿書類など「株主名簿以外」の情報・記録が開示請求されたものが多い。なお、調査内容としては「信頼できる根拠」で述べたのと同様に不祥事等の調査目的のものが多いが、株価算定目的の請求でも「不可欠性」の基準は用いられている（CM & M v. Carroll 事件）。そして、やはり Security First v. U.S. Die Casting 事件だけは株主名簿の請求もなされている事案であるが、「不可欠性」基準は、権利の及ぶ範囲を判示する部分で登場しており、やはり「株主名簿以外」の請求に対してしか適用されていない⁶⁵⁾。

ここで、関連する文献の記載を確認してみよう。まず、既述の通り、デラウェア州の裁判所において株主名簿とそれ以外の帳簿・記録とでは「正当な目的」の判断方式に違いがあることが文献上指摘されていた⁶⁶⁾。次に、濫用の場面などを考慮した場合は、会計情報など、株主名簿以外の情報の方が会社に与える被害が大きいため、開示の範囲自体も狭く制限されうるとも文献にある⁶⁷⁾。経営上の誤りや浪費など不祥事の疑いが存在し、株主がそれを調査しようとする情報開示請求は、必然的に株主名簿以外（議事録や帳簿等）の開示請求となることが殆どであるが、それら書類の性質から特に開示に慎重に、また、その範囲を厳格に限定する必要が高くなり、「信頼できる根拠」「不可欠性」の基準が用いられていることが推察される⁶⁸⁾。以上の検討結果は、本稿の主たる関心事の一つである不祥事等の調査目的での帳簿情報の開示請求における情報漏洩対策という視点からは、以下のようによまとめられる。

①「正当な目的」の立証責任は株主側に課されており、裁判所は動機や開示を認めた場合の影響なども慎重に審査する。

②開示される情報で明らかにする法的問題そのものを開示請求の段階で立証する必要はないが、株主には「信頼できる根拠」を提示した上で、証拠の優越による証明が要求される。

③主に請求の範囲との関連で、その情報が「不可欠」であることに関して、株主は追加で立証責任を果たさねばならない。

以上、デラウェア州の会社法（DGCL）及び判例法理によれば、上記3段階の立証責任を株主に課すことで情報漏洩によって害される会社の利益に丁寧に配慮しているといえる。

⁶⁵⁾ See Security First Corp. v. U.S. Die Casting & Dev. Co., 687 A.2d 563 (Del. 1997).

⁶⁶⁾ ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 179.

⁶⁷⁾ DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-10. See also Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co., 681 A.2d 1026 (Del. 1996).

⁶⁸⁾ 株主名簿等の開示請求にこの「信頼できる根拠」「不可欠性」の基準が全く用いられていないといえるかどうかは、さらに相当の時間をかけて調査しなければ分からない。しかし、本文で述べたとおり、「不可欠性」基準が用いられることが多いのは議事録や帳簿書類等の開示請求の場合であるということは強く推認される。

では、日本法ではどうだろうか。日本法の情報開示請求権ではもっとも議論が盛んな会計帳簿閲覧謄写請求権（433条）を特に念頭において比較する。まず、日本法上は、会計帳簿等の閲覧・謄写等請求に関して、第一に「請求の理由」を示す必要がある（433条1項）。この趣旨は、会社にとって応ずべき義務の存否・閲覧させる帳簿等の範囲を判断させるとともに、手続を慎重にさせ、探索的・証拠漁り的な閲覧請求を防止する趣旨である⁶⁰⁾。第二に、権利行使に藉口して不当に情報を入手することを防ぐために、433条2項は各種の拒絶事由を制定する。これら拒絶事由（特に1号2号）の該当性に関しては会社が立証責任を負い⁶¹⁾、それ以外に、株主側の「請求の理由」の不備も正当な拒絶事由となると解されている⁶²⁾。日本法においては、かかる「請求の理由」における根拠の呈示と、会社側が立証責任を負う拒絶事由の認定という2段階の枠組みをもって、探索的・証拠漁り的な請求を防止する仕組みが設けられている。この中で、まず、日本法の「請求の理由」の要件と、アメリカ法（DGCL）の「不可欠性」の基準は、不必要な帳簿・記録を除外し適切な範囲に請求を限定するという意味において、一部似たような機能を営んでいるといえる。一方、根本的な違いも散見される。

第一に、立証責任の所在が異なる。上記の通りアメリカ法（DGCL）では、株主名簿以外の情報（議事録・帳簿等）に関しては株主に立証責任が負わされ、判例法理によって追加での立証責任も株主に負わせていた。一方、日本法ではこれと同様の機能を営むのは拒絶事由（主に433条2項1号2号）であり、会社側に立証責任が課されている。仮に不当な目的や濫用的な主張がなされた場合でも、会社側の立証活動の失敗によって開示を許してしまうという結果につながる。

第二に、基準の詳細さが異なる。アメリカ法（DGCL）では、開示請求をきっかけとして情報が漏洩する危険に対処するため、既述のような重層的できめ細かい判例法理が発達しており、これが濫用的な主張や不必要な開示請求をえり分ける「フィルター」のような役割を果たしていると考えられる。一方、日本法で同様の機能を持つ拒絶事由（主に433条2項1号2号）は基準があいまいで、要件がオープンな「一般規定的」位置づけとなっており⁶³⁾、その判断は個別具体的になされる。そもそも拒絶の主張が認められるか否か、

⁶⁰⁾ 新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務〔第2版〕』588頁（民事法研究会，2011）。

⁶¹⁾ 新谷勝『会社仮処分』146頁（中央経済社，1992），大森忠夫・矢沢惇編『注釈会社法(6)会社の計算』390頁〔和座一清執筆〕（有斐閣，1970）。

⁶²⁾ 第二東京弁護士会会社法研究会『平成5年改正商法の実務と対策—監査役制度の強化と株主の権利拡充—』323-324頁〔福田治栄執筆〕（第一法規，1993），奥島孝康・落合誠一・浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法3〔第2版〕』403頁〔出口正義執筆〕（日本評論社，2016）。

⁶³⁾ 落合誠一編著『会社法コンメンタール8—機関(2)』140頁参照〔久保田光昭執筆〕（商事法務，2009）。

また会社がどのような事実を主張立証すれば拒絶が認められるかも不透明である。これらの点から、企業秘密情報に関する会社の利益の保護について、日本法はアメリカ法ほど十分ではないといえよう。以上は、情報の開示請求がなされる「入口」段階の検討であった。一方で、実際に開示を認める場面において、情報漏洩の危険から守るためにどのような保護を与えればよいか。この点について、次節にて同様に裁判所の裁量権と判例法理の展開を紹介した上で検討する。

3. 開示対象情報の漏洩防止・守秘義務等

本款ではアメリカ法（特に DGCL）において、開示された（されうる）情報の漏洩の危険性がどの程度のものか、また、それにアメリカ法や裁判例・判例はどのように対処しているかを中心に検討する。前提として、株主が正当な権利行使を主張しつつ、実際には得られた情報を共有・拡散する目的がある場合に対してアメリカ法がどのようなスタンスを取るかを確認する。次に、情報漏洩一般に対してどう対処しているか、裁判例などを手掛かりに探る。また、特に取扱いの難しい情報については判例上別の取扱いがなされているため、特に守秘義務と開示免除特権等の対象とされた情報に関する代表的な判例を紹介・検討する。

(1) 主張された正当な目的の背後にある「裏の目的」

先述の通り、デラウェア州法には「正当な目的」とそうでない目的に関する多くの裁判例があり、それに基づいた、正当な目的そのものや付随する事項、立証責任等に関する基準が存在した。当初から主張された目的が「正当な目的」に該当しなければ請求は棄却されることになる。では、株主が表向きに正当な目的を主張しつつ、背後に、会社業務を妨害する、得られた情報を流布するなどの正当ではない目的を隠している場合はどうであろうか。主張された正当な目的が認められることで結果的に情報が漏洩し、会社を害する行為などに利用されてしまう危険が生ずるので、便宜上ここで検討する。

まず、コモン・ロー上は、得られた情報を濫用する可能性が多少あるだけでは開示請求権は否定されない^{④⑤}。一方、DGCL に関しては、CM & M v. Carroll 事件^⑥の最高裁判決が詳細に論じている。事案は以下の通りである。以前証券ブローカーであった Carroll (C という) が1969年に創業した Carroll McEntee and McGinley Inc. が急成長・分社

^{④④} FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 793.

^{④⑤} CM & M Group, Inc. v. Carroll, 453 A.2d 788 (Del. 1982). なお、久保田光昭・前掲注(1) 上智法學論集33巻1号182頁以下に言及がある。

化を経て、持株会社としての CM & M 社（8つの会社を傘下に置く）となった（1980年）。Cは CM & M 社の株をおよそ3分の1保有しており、12人の他の株主によって形成された議決権信託は47.9%もの比率になった。上記1980年の組織再編後、Cは CM & M 社の株式を売却する契約を投資会社である Cyrus J. Lawrence, Inc. との間で結んだ。これの株価を算定するために、同年以降Cは CM & M 社に、DGCL § 220に基づいて、財務諸表の開示請求と謄写を書面により請求したが、いずれも拒絶される等して裁判となった。本稿との関係で以下の判示が重要である。

「制定法は、「正当な目的」を、「株主としての利益に合理的に関連する目的」と定義する（DGCL § 220(b)）。…（中略）…さらに、一旦正当な目的が立証されれば、株主のその他の第二の目的や外部に現れない動機は関係がない。かかる第二の目的や外部に現れない動機を裁判所が差し引いても、第一の目的が会社の最大の利益に反してはならない。さらに、裁判所は、①請求した情報の全てを株主が保有していることが明らかになった場合、②請求が全くの好奇心でなされた場合、③株主の法的利益に関係がない場合、④開示請求の唯一の目的が会社に対する嫌がらせにある場合には、情報開示請求を拒絶しうる（丸番号は筆者が便宜上付した）。制定法は、株主原簿・株主名簿の開示請求以外の記録の開示請求を求めている場合に正当な目的の立証責任を株主に負わせている（DGCL § 220(c)）。」以上の判示に続けて、Cがこの立証責任を果たした点、衡平法裁判所はCがその株式の公平な売却交渉のために株価算定を求めていると認定した点から、Cの目的を正当と認めた⁽⁹⁰⁾。

第二に、最高裁判決は、情報漏洩の可能性についても下記の通り配慮している。

⁽⁹⁰⁾ その論拠として、State ex rel. Brumley v. Jessup & Moore Paper Co., 24 Del. 379 (Del. 1910) が引用されている。これは、コモン・ロー上の権利を用いて主に会社の会計に関わる帳簿・記録の開示請求をした事案であるが、デラウェア州最高裁は、当時の他州の例を数多く分析検討した上で、株価算定の目的で行った帳簿・記録の開示請求を認めている。なお、この事件の判決でも、（原告の）探索的な目的や単なる好奇心など、正当ではない目的の場合には開示請求が棄却される旨判示されているが、この事案では被告会社がその主張立証を十分に行っていない。その後の同様の事件として、State ex rel. National Bank of Delaware v. Jessup & Moore Paper Co., 88 A. 449 (Del. Ch. 1913) も参照。

また、本文で紹介した Miller v. Loft 事件判決（State ex rel. Miller v. Loft, Inc., LEXIS 10 (Del. Super. Ct. 1931)）も、株式の価値を知るための帳簿類の閲覧そのものは正当な目的であることを大筋で認めているが、既に会社側から送付された書面によって株主の知りたい情報を得ることができる場合、その部分に関する請求を棄却している。なお、1956年の論稿であるが、和座・前掲注(1)『閲覧権（二）』185頁以下に、当時のアメリカでよく「株価算定目的」での帳簿開示請求が問題とされていたが、閉鎖的な会社で財務報告書も株主に出されていない会社でのケースが多かったとの状況が記されている。

⁽⁹¹⁾ アメリカの判例では「株価算定のための帳簿等の開示請求」は一般的に認められている模様である。我が国では争いがあったが、最高裁平成16年7月1日判決判時1870号128頁が閉鎖的会社における大株主の死亡に基づく相続（相続税支払い）との兼ね合いで、株価算定目的での会計帳簿等の閲覧等請求を認めている。

「C（原告）の行動がCM & M社の企業秘密たる財務データを、Cの株式を真に購入する利益を持たず、情報に対する権利を与えられていない第三者—単にやじ馬（curiosity-seekers）かもしれない外部者—に対して開示するかもしれないという会社側の懸念も認識している。株主の利益を保護する義務と対置して、裁判所は会社側の権利や法的な利益を保護する義務も負う。このことから、衡平法裁判所は会社の法的利益を保護する権限、株主の情報開示請求権の濫用可能性を、当該権利行使に際して適切だと思われる合理的な規制ないし制限をつけることで避ける権限が与えられている。」⁽⁶⁶⁾

以上、CM & M v. Carrol事件の、第一の判示事項（「正当な目的」が一旦立証されれば、二次的な目的は関係がない）は、デラウェア州の裁判所では一般的なものとなっている⁽⁶⁷⁾。第一の主たる目的自体が不当であることが立証されない限り⁽⁶⁸⁾、隠れた裏の目的が裁判所から推測されたとしても請求は否定されない⁽⁶⁹⁾。このように考えると、特に会計的

⁽⁶⁶⁾ 裁判所は続けて、この事案において衡平法裁判所が、「株式購入者になる可能性のある者（prospective purchaser）の名前と住所もかかる開示の少なくとも5日前までに提出されなければならない」「かかる条件に違反した場合は、原告や購入者になる可能性のある者は衡平法裁判所による制裁を受ける」などの条件を付した点を確認した。

⁽⁶⁷⁾ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 739, ALLEN & KRAAKMAN, *supra* note 208, at 179-180, PINTO & BRANSON, *supra* note 29, at 130, DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-17, WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-761. See also Mite Corp. v. Heli-Coil Corp., 256 A.2d 855 (Del. Ch. 1969), Credit Bureau Reports, Inc. v. Credit Bureau of St. Paul, Inc., 290 A.2d 691 (Del. 1972), Skoglund v. Ormand Industries, Inc., 372 A.2d 204 (Del. Ch. 1976), Skouras v. Admiralty Enterprises Inc. 386 A.2d 674 (Del. Ch. 1978), CM & M Group, Inc. v. Carroll, 453 A.2d 788 (Del. 1982), Grimes v. DSC Communs. Corp., 724 A.2d 561 (Del. Ch. 1998), Saito v. McKesson HBOC Inc., 806 A.2d 113 (Del. 2002). また、この問題に対する考察につき、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号173頁以下（特に183頁など）。

なお、株主名簿の情報開示請求は認められやすく、帳簿類の情報開示請求は（企業秘密などが関係するため）認められにくいというのは、デラウェア州法に限らずアメリカにおける一般的な傾向でもある（See PINTO & BRANSON, *Id.* at 130）。

⁽⁶⁸⁾ なお、株主名簿に関する記載であるが、裁判所は法律に違反するような潜在的な濫用の可能性に関する答弁を考慮に入らず、原告が他の実質株主や、同様の正当目的を持った別のグループの利益のために請求をしたという理由だけでは開示請求は拒絶されないと文献にはある（DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-7.）。

⁽⁶⁹⁾ See also Pershing Square, L.P. v. Ceridian Corp., 923 A.2d 810 (Del. Ch. 2007). これは、守秘義務対象たる2通の手紙（取締役等の機微なやり取りが記載）がDGCL § 220によって開示請求された事案で、表向きには正当目的が主張されていたが、衡平法裁判所は「被告会社は、株主の主張した目的が実際要求しようとしている目的ではないことを立証することで、原告の請求を阻止することができる。この立証は、第二の正当ではない目的が存在することをもってなすことはできない。その代わりに、（阻止が）成功するためには、被告は、原告が虚偽の見せかけに基づいて請求を遂行していること、その主たる目的が実際には不当な目的であることを証明しなければならない。」と述べて、隠れた裏の目的に一定の立証活動をすることでDGCL § 220の請求を阻止する余地を認める。なお、この事件では、請求の裏にある「手紙の内容を公にする願望（正当な目的ではない）」が裁判の過程で認定され請求は棄却された。なお、このような場面の立証責任に関する議論につき、久保田光昭・前掲注(1)上智法學論集33巻1号187頁も参照。

⁽⁷⁰⁾ 例えば、経営上の誤りや浪費の調査を主たる目的とし、合併を遂行するという裏の目的が疑われたが、閲覧が認められた事例（Carapico v. Philadelphia Stock Exch., Inc., 791 A.2d 787 (Del. Ch. 2000)）や、同様に、経営上の誤りに関する調査を主たる目的として主張し、請求の裏に個人的な憎しみがあることが争点となったが、主たる目的の立証が十分であったために請求が認容された事例（Sutherland v. Dardanelle Timber Co., LEXIS 88 (Del. Ch. 2006)）などがある。

な帳簿の開示請求の場合などに、企業秘密が危険にさらされる可能性が高まるが、第二の判示事項の通り、開示に関して条件を付けることを許容し、いわば、秘密を防衛する余地を与えている。

(2) 開示された情報の共有・漏洩は「判例法上」禁止されているか？

さて、もし帳簿・記録の開示請求が認められた場合、裁判所は会社に対して当該情報を直接閲覧等させることを命ずる（DGCL § 220(c)参照）。もっとも、当該情報が会計的な情報や議事録情報である場合には企業秘密や秘密のやり取りなどが漏洩する危険が存在する^{⑦⑧}し、株主名簿情報である場合にもプライバシー侵害等の問題が生じうる。アメリカ法はこの危険にいかに対処しているのだろうか。前提問題として、DGCLもMBCAも「開示請求により得られた情報を他者に共有する」という行為自体を禁止する明文規定はおいていない。そこで検討すべきは、判例法がその点にどのような態度をとっているかである。

(a) Nottingham v. Trans-Lux 事件^{⑦⑨}

これは、被告会社（T社）が計画した買収防衛策（詳細は不明）が、T社経営陣にとって大幅に会社支配権を与える内容であったため、この計画が承認される見込みなどを調査するために、株主のNが株主名簿や磁気テープ等の開示請求をDGCL § 220に基づいて行った事案である。訴訟に参加していない2名の株主のためにも原告株主Nが請求をしている旨ほのめかした点につき、衡平法裁判所は「なぜ情報が共有されてはならないかを示す合理的理由は示されていない。…（中略）…。しかし、原告は、原告自身又はその情報を共有される者らとの関係で、合理的ではない目的で使用しないようにと注意されている。」として、傍論ではあるが、情報共有目的を有しているだけでは請求自体は棄却されないと判示した。

(b) Freund v. Lucent Techs 事件, Magid v. Acceptance 事件

Freund v. Lucent Techs 事件^{⑦⑩}は、被告会社（L社）で急激な株価下落が起こり、L社が財務諸表を大幅に修正するなどした点に関連し、L社の浪費や経営上の過誤が疑われ、SECがL社の会計実務について調査を開始し、またL社を被告とする複数の派生訴訟が起こっていたという事件である。L社の株主の一人である原告（F）は当初ニューヨーク地

^{⑦⑧} 和座・前掲注(1)『閲覧権（三）』163頁は、「株主の閲覧権を会社側が拒絶する理由として、最も多く主張せられている事は、企業の秘密の漏洩を恐れる一事であるのを知った」とアメリカ法の初期の状況を描写する。企業秘密漏洩防止が初期アメリカ法の段階で既に問題となっていた点につき、久保田安彦・前掲注50早法74巻4号481頁も参照。

^{⑦⑨} Nottingham Ptnrs. v. Trans-Lux Corp., LEXIS 388 (Del. Ch. 1987).

^{⑦⑩} Freund v. Lucent Techs., LEXIS 3 (Del. Ch. 2003).

方裁判所にLを被告として証券クラスアクションを提起し、ディスカバリーを申し立てていたが、他の多くの関連訴訟とFの訴訟が併合されたことに伴い、いずれのディスカバリーも終了前に自主的に取り下げた。それとは別に、FがDGCL § 220に基づいてL社の会計帳簿、財務諸表などを開示請求したのが本件訴訟である。目的として「L社の経営陣と取締役会が浪費・経営上の過誤に関与していたか否か」ほかL社の財務会計管理に関する調査目的が主張された。衡平法裁判所で、既に一つの法的手続（今回は § 220の請求）が行われているときに、別に進行しているディスカバリーの要求を満たしてしまうことにつながるのではないかという点も問題とされた。本事件の衡平法裁判所は、一般論として、一旦これら他の法的手続きが始まると「法律上のこれら他の手続きが、原告がディスカバリーを成し遂げる目的を完全に十分に満たしてしまう」点に言及した後、この事案では「Fが1年ほど後に自主的に連邦証券法に基づく訴訟を取り下げている、その他Lに対する他の法的手続きを始めていない点」が決定的である旨判示し、Fの請求目的は正当であることを認めた。なお、この判断は事例判断である旨判決文から読み取れる。

なお、同種の事件として、Magid v. Acceptance 事件⁷⁰⁾がある。これは、支払準備金の会計処理や計上に関して会社の不正が疑われ、ネブラスカ州で多数の訴訟（ネブラスカ訴訟）が起こっていたが、法律上の理由に基づいてそのディスカバリーが停止していた、という背景事情のもと、原告が当該被告会社に対してDGCL § 220に基づいて、非行等の調査のために訴訟（本件訴訟）を提起した事案である。本件訴訟で書面による請求をした弁護士（McNew）の背後で、実質的にネブラスカ訴訟の原告らの代表弁護士（Weiss）が本件訴訟の書面を起案していたことから、本件訴訟で得た情報をネブラスカ訴訟に流用する「正当ではない目的」を原告が有しているかが争点となった。詳細な事実認定⁷¹⁾により結果的にMには正当な目的があると判示された。このように、事例判断が多いものの、ディスカバリー等別の手続での目的がDGCL § 220で達成されてしまう場合には開示を認めないという考え方そのものも、デラウェア州の裁判所では一般的なものとなっている⁷²⁾。以上をまとめると、一般的に開示請求によって得た情報を事後的に共有することは妨げられな

⁷⁰⁾ Magid v. Acceptance Ins. Cos., LEXIS 141 (Del. Ch. 2001). See also WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-781-782.

⁷¹⁾ 特に、Mがネブラスカ訴訟における原告でもないのに Weiss を助ける行動に出る動機が見当たらず、Weiss からMに対価が支払われている痕跡もなく、本件訴訟の代理人弁護士も、本件訴訟で得た情報を一切 Weiss やそのクライアントに漏洩しない点を進んで確約している点などが挙げられている。なお、この判決も事例判断であることが判決文から読み取れる。

⁷²⁾ See also WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-776-777, 781, United Techs. Corp. v. Treppel, 109 A.3d 553 (Del. 2014).

いが、例外的に DGCL § 220の訴訟が他の訴訟手続（ディスカバリーなど）の目的を完全に満たしてしまう場合には、(DGCL § 220の請求が)許されない場合もある、ということになる。概して、この考え方だけだと情報漏洩の危険がやはり高い。

(3) 情報漏洩への対処・配慮

もっとも、かかる情報漏洩の危険に対して法・判例は何も対策をしていないわけではない。まず、コモン・ロー上は、「得た情報の利用法を制限する」「申立てに関係のある帳簿のみに閲覧を限定する」「知悉した企業秘密事項について人に漏らさないように命じる」⁽⁹⁷⁾「企業の秘密に関する帳簿を閲覧範囲から除く」「株主に代わって中立的な閲覧人を任命する」⁽⁹⁸⁾など⁽⁹⁹⁾、裁判所の裁量権の行使によって会社側の利益に配慮している。MBCA 上も「守秘義務 (confidentiality), 利用又は配布 (distribution) についての合理的な制限」を課すことができると規定されている (MBCA § 16.02(c))⁽¹⁰⁰⁾。DGCL § 220(c)に基づく情報の開示に関して制限や条件を付けるに際しても、裁判所は広範な裁量を有している⁽¹⁰¹⁾。これに関して、先に紹介した CM & M v. Carroll 事件の最高裁判決も、会社の権利・利益のために裁判所がその裁量権行使によって開示に条件等を付けるべきことを確認していた。また、2014年の最高裁判決である United Techs v. Treppel 事件判決⁽¹⁰²⁾は、以下の通り詳細にこの点を確認している。

「裁判所は、その裁量において、情報の開示に関して何らかの制限や条件を定めることができ、また、裁判所が相当で適切であるとする他の若しくはそれ以上の救済を付与することができる。この裁量権の広さゆえ、デラウェア州裁判所は、開示に関して条件

⁽⁹⁷⁾ 守秘義務を用いる方法は実際に多く行われている (MACEY & MOLL, *supra* note 73, at 844.)。

⁽⁹⁸⁾ なお、原告・被告が鋭く競業関係にある場合などに特に第三者の介入が要請される旨文獻に記載がある (FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 833)。

⁽⁹⁹⁾ 和座・前掲注(1)『閲覧権 (二)』193-194頁。FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 745, 794.

⁽¹⁰⁰⁾ なお、「秘密保持」は2016年の MBCA 改正時に加わった条項である (訳文も含めて、澤山・前掲注(1)236-237頁)。

⁽¹⁰¹⁾ WELCH ET AL., *supra* note 40, at GCL-778. 久保田光昭・前掲注(1)上智大学法学論集32巻2・3号247頁。

⁽¹⁰²⁾ United Techs. Corp. v. Treppel, 109 A.3d 553 (Del. 2014). United Techs 社 (U社) の株主である Treppel (T) が取締役や執行役の調査や法的手続のためとして情報の開示を要求した事案で、U社がデラウェア州以外の裁判所でその情報を用いない旨の守秘義務契約書にサインを求めたがTが拒絶し、訴訟となった。なお、U社は先立って、外国の軍用ヘリのためのソフトウェアを輸出した折に連邦法違反を犯し、連邦政府や州政府に訴追猶予と引換に莫大な額の金銭を支払っている。一方でTのほうもいわゆる法廷地漁りをしている可能性が示唆されており、複雑な事案である。本稿と関連する部分のみ述べると、U社が「仮にTの目的が正当な目的であったとしても、§ 220(c)に基づく利用制限を付すべきだ」と主張したのに対して、衡平法裁判所はそのような利用制限を課す権限を持たないと判示した。これに上訴がなされたが、デラウェア州最高裁では本文で述べたような理由を述べて、衡平法裁判所の判決を取り消した上で、その裁量権により開示情報の利用等に関して制限を課するよう促して差し戻したものである。

や制限を課すか否かを決定する際に、“事案ごとに個別具体的に (case by case)” “事実
即して (fact specific)” 考察した。」

「……衡平法裁判所は § 220 の開示請求の範囲や利用に関して、デラウェア州の会社の法的利益を守るために、幅広い裁量権を有している。開示によって入手した資料の利用を制限する権限に関して、DGCL § 220 の文言やデラウェア州の判例法においてこれを制限すると解釈されるものがないからといって、もしこれら利益が脅かされる場合に衡平法裁判所が予防的な制限をここで課す制定法上の権限が欠如していると結論付けることは誤りだからである。」

以上 *United Techs. Corp. v. Treppel* 事件最高裁判決が判示する通り、DGCL § 220 の開示においては、事案ごとに裁判所の広範な裁量によって、何らかの条件・制限等を付けることで会社側の利益に配慮している。なお、潜在的な濫用を考慮した場合は、会計情報など、株主名簿以外の情報の方が会社に与える被害が大きいため、情報の開示請求が認められてもその実際の利用は裁判所などによって制限されることが多く（会社が通常業務を行う事業所でしか開示・閲覧をさせないのが実務である）^{⑧)}、開示の範囲自体も狭く制限されうる^{⑨)}。なお、そもそも開示してよい情報かそうでないかの判別も丁寧になされている^{⑩)}。

その他、*Nottingham v. Trans-Lux* 事件判決^{⑪)} も、請求者と情報共有を受けた者に「合理的ではない目的」でそれを用い（させ）てはならない旨、原告株主が注意を受けている旨判決文に記載があり、*Freund v. Lucent Techs* 事件判決^{⑫)} も原告 F や弁護人に情報共有を禁止するような条件をつけることを認めている。

このように、アメリカ法は全体としてその情報の性質に鑑み、裁判所の合理的裁量によって情報の利活用に制限・条件を付することで会社側の利益に配慮している。

⑧) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-20.

⑨) DREXLER ET AL., *supra* note 30, at 27-10. See also *Thomas & Betts Corp. v. Leviton Mfg. Co.*, 681 A.2d 1026 (Del. 1996).

⑩) 例えば、*Dolphin Ltd. Partnership I, L.P. v. Info USA, Inc.*, LEXIS 227 (Del. Ch. 2006) は、被告が秘密保持合意に基づいて非開示情報（契約書上「センシティブ情報」と定義される）を指定できる状態で、原告から請求書や領収書等の開示請求がなされた事案である。一旦は一部開示するように裁判所の命令がなされたが、被告と顧客たる複数の政府機関との間の取引情報が含まれており、これを開示することで政府機関の支援がなくなる等の理由で被告は手続の停止等を求めるとともに、これらがセンシティブ情報に該当する旨述べた。衡平法裁判所は既に公になっている情報か否かという点や、手続の停止（開示すべき情報とそうでない情報を区別するのに必要であった旨裁判所は述べている）によって当事者が回復不能な損害を受けるかどうかという点等を丁寧に認定している。

⑪) *Nottingham Ptnrs. v. Trans-Lux Corp.*, LEXIS 388 (Del. Ch. 1987).

⑫) *Freund v. Lucent Techs.*, LEXIS 3 (Del. Ch. 2003).

(4) 守秘義務対象文書の開示請求

それでは、既に守秘義務の対象となっている文書や記録はどのように扱われるか。財務情報に関しては、株主の財政状態や株式価値に何らかの影響を及ぼさない限り、開示請求権を持たないとの記述がみられる²⁹⁰。また、コモン・ロー上の古い事例である *Armour v. Gulf Sulphur* 事件判決²⁹¹ は、原告Aが被告Gと別の会社Lとの合併に関する書類一式（中にL社の企業秘密が含まれる）の開示請求をした事案であるが、「守秘義務の契約の存在は、当事者の公平性のバランスをとるために考慮に入れられる、いくつもあるファクターのうちの一つである。」との考え方を示している²⁹²。コモン・ロー上の権利がもとは絶対的なものであったとしても、秘密情報等については一定の保護が図られるようである。一方、DGCL § 220に関しては、守秘義務ないし秘密保持の対象となりうる情報の開示請求と保護のバランスに関して、下記の通り詳細な判例法理が展開している。順次紹介する。

(a) *Disney v. Walt Disney* 事件²⁹³

2005年6月2日に判決された *Disney v. Walt Disney* 事件は、共同経営者で株主でもある原告Dが、あえて株主の立場を用いて²⁹⁴ 会社に対して取締役会の重要な討議内容や取締役同士のコミュニケーション、Eメール等10カテゴリーの内容を DGCL § 220に基づいて開示請求した事案である。請求目的は、他の取締役に對抗して委任状勧誘（proxy campaign）を行うことにあった。一部の情報は任意に開示されたが、残りの部分を被告会社が秘密に当たるとして拒否した。これに対して、守秘義務に該当するための条件を引き上げるように原告Dが訴えた事案であり、ここに本事案の特徴がある。

デラウェア州衡平法裁判所は、いずれの請求文書も被告会社の秘密保持ポリシーの対象となる点を確認した。次に、株主の立場で原告がそれを開示請求した場合には、完全にまた制限なくそれを（第三者に）開示することに対して何らの信任義務も負っておらず、開

²⁹⁰ FLETCHER ET AL., *supra* note 31, at 783.

²⁹¹ *State ex rel. Armour & Co. v. Gulf Sulphur Corp.*, 231 A.2d 470 (Del. 1967). 化学肥料の会社であるA社が、硫黄（肥料の原料）の会社であるG社と訴外L社の合併に関する書類一式の開示請求をした事案である。具体的に、G社は別のL社とジョイントベンチャー関係にあり、L社は硫黄の原料であるカリウムを安価で供給する技術（企業秘密）を有していた。その後G社とL社が合併することになったが、G社への開示請求により取得されうる情報の中に多くL社の企業秘密が含まれていた。

²⁹² 結論として、L社が企業秘密情報をG社株主に開示することを想定していなかったこと等を重視して、開示命令（職務執行令状）に対する請求そのものは棄却している。

²⁹³ *Disney v. Walt Disney Co.*, LEXIS 94 (Del. Ch. 2005).

²⁹⁴ 株を保有する取締役があえて株主の立場を利用して請求した事案につき、*Kortum v. Webasto Sunroofs Inc.*, 769 A.2d 113 (Del. Ch. 2000) は、取締役株主のかかる権利は制限されることなく、株主である場合と全く同じ請求権を持つと判示した。

示されたEメールや内部の覚書などの断片やそこから集めた情報を自由に開示してしまう可能性がある点を確認した。これに関して、「原告が文書を公にすることは、会社が適切だと信ずる文脈に原告の開示情報をはめ込むために、もしそうでなければ公にされなかったより多くの情報までも、会社に公開させることにつながる⁽⁹⁵⁾。このようなプロセスが必ずしも、会社や株主の最善の利益を促進することになると信ずるに足りる理由はない。」と判示した上で、裁判所はかかる守秘義務の対象となる文書をDに開示させることによる「潜在的な利益と潜在的な害悪を衡量せねばならない」と述べる。潜在的な利益とは、「株主が、デラウェア州会社の取締役会がどのように経営上の義務を果たしているかを、株主がモニタリングする法的利益がある」点や「株主自身のした投資に関する価値に影響する取締役会の決定につき議論する法的利益も有する」点である⁽⁹⁶⁾。一方で、株主が取締役会の議論、意見、合意などを自由に公にできるとするとした場合、確実に取締役会の討議に「冷却効果 (chilling effect)」をもたらす」という潜在的な害悪を指摘し、この事件に関して裁判所は「潜在的な害悪の方が潜在的な利益を上回る」等として開示請求を棄却した。なお、この「潜在的利益と潜在的害悪のとの比較較量」の基準はその後の事例⁽⁹⁷⁾でも採用されている。

(b) Amalgamated Bank v. UICI 事件⁽⁹⁸⁾

上記事件の直後(2005年6月20日)に出された Amalgamated Bank v. UICI 事件も重要である。これは、被告U社株主であったA銀行が、U社の関連当事者との取引⁽⁹⁹⁾に関して信任義務違反等を疑って、多様な帳簿・記録につき、DGCL § 220の開示請求をした事案である。請求対象文書に記載された第三者とU社の取引内容に課される守秘義務の定義・対

⁽⁹⁵⁾ 本文では、判決文を可能な限り直訳したが、少しわかりにくい。筆者の解釈は以下の通りである。もし原告が DGCL § 220 により取得した会社の議事録などの情報を、断片的に公にしたり第三者に共有してしまうと、その断片的な部分情報だけが一人歩きしたり誤解を与えたりすることはよくあることである(各種議事録に記録された発言内容などを想定すると理解できる)。結局、「どのような文脈」でその情報や発言などが出てきたのかを会社として説明する必要が生じ、断片的な情報の周辺の情報まで全部会社が自主的に公開せねばならない状況におかれる。

⁽⁹⁶⁾ もっとも、この事件においては、共同経営者でもあった原告が、株主の立場で要求していた情報を原告は既に持っているか、容易に入手可能である可能性が高いことが認定されている。

⁽⁹⁷⁾ Pershing Square, L.P. v. Ceridian Corp., 923 A.2d 810 (Del. Ch. 2007)。既に紹介した通り、これは2通の秘密の手紙の開示請求がなされた事案であった。正当ではない目的が結果的に認定され、請求は棄却されているが、「もしも正当な目的であったとしても」として守秘義務に関しても詳細な認定判断がなされている。特に、本文で掲げた Disney v. Walt Disney 事件と対比しながら、潜在的な利益(デラウェア州会社取締役会の株主による監視)と潜在的な害悪(重役と取締役会のコミュニケーションに「冷却効果」をもたらすこと)とが比較され、利益よりも害悪が同等ないし害悪の方が上回るため、裁判所は注意をなすべきであると判示している。

⁽⁹⁸⁾ Amalgamated Bank v. UICI, LEXIS 82 (Del. Ch. 2005)。

⁽⁹⁹⁾ A銀行の調査によれば、その取引は過去数年で数千万ドルにのぼり、そのほとんどがU社創業者である Ronald Jensen とその家族や共謀者に利益を与えるものであると主張された。

象につき争いがあった⁹⁰⁰。衡平法裁判所は、情報につき制限を課すことができるとする § 220 (c) を指摘した後、①守秘義務対象の取扱いを主張するには理由が必要とされるが、それは会社を害することそのものに制限される必要はない⁹⁰¹、②守秘義務の維持のために「実害」という基準を要求すると会社に課される立証責任が重すぎることとなると述べた。さらに判決は、「究極的には当該文書が守秘義務の取扱いに値するか否かは、具体的な文脈の中で、あらゆる考慮のバランスをとることが要請される。…（中略）…会社は開示によって生ずる何か特定の害を主張する必要もない。ここでより良いアプローチは、守秘義務対象であり、独占的、商業的または個人的に守秘義務取扱いの保護を必要とするようなセンシティブな情報であるということ、U社が誠実に信じるような情報を守秘義務の対象文書と取り扱うことであろう。」と判示した。ここは守秘義務対象を選定するための基準であり参考になりそうであるが、判決は事例判断であることを明記している⁹⁰²。一般論として参考になるのは、守秘義務の対象を選定するにあたり「会社への実害まで要求されない」「対象は諸要素の総合考慮により事案ごとに決める」という考え方のほうであろう。

(c) Amalgamated Bank v. Yahoo! 事件⁹⁰³

原告 Amalgamated Bank (A) は、被告 Yahoo! (Y社) の株主である。2012年、Y社で11名の取締役が取締役会に加入し、その後、報酬及びリーダーシップに関する委員会 (Compensation and Leadership Development Committee; 以下単に「委員会」という) が結成された。これは、役員らを雇用する場合にその条件等を検討・承認する委員会である。また、同時期に競合他社で役員をしていた Marissa Mayer (M) を CEO に選任したが、以前の会社の部下であった Henrique de Castro (C) も Y社の副社長として働くことに興味を示した。その後Mが権限を付与されて報酬契約等の交渉を始めたが、候補者であるCの名前をなかなか委員会に明かさなかった。候補者がCであることが明らかになったのは、雇用条件等が書かれた Original Offer Letter (以下「当初案」という) が委員会に提示されたときであったが、委員会は30分ほど当初案を検討しただけで、あま

⁹⁰⁰ 簡単にいうと、U社は指定したものがすべて守秘義務の対象となり開示義務を負わない旨主張しているのに対して、A銀行は「会社情報は、会社が誠実に (in good faith), それが取引上の秘密や商業的に機密に属し、公開されることで会社の市場での競争的地位を脅かす情報であると信じるのでない限り、守秘義務として指定されるべきではない」と主張している。

⁹⁰¹ 理由として、会社の帳簿・記録はしばしば、例えば会社の活動への様々な参加者に関する機微な個人情報などを含んでいることが挙げられている。

⁹⁰² 判決文は本文で紹介した判示に続けて “This may not be the proper formulation for other confidentiality disputes arising under Section 220.” と明記する。

⁹⁰³ Amalgamated Bank v. Yahoo! Inc., 132 A.3d 752 (Del. Ch. 2016). この判決に関する日本語の解説として、熊代拓馬「DGCL 二二〇条(b)項における「帳簿および記録」の範囲」商事2129号44頁 (2017)。

り慎重な検討をせずに承認し、その後取締役会でもこれが承認された。

当初案には、解任事由（これに基づく解任（for cause termination）を以下「理由付き解任」という）も書かれていたが、これに基づかない解任（without cause termination；以下「理由無し解任」という）の場合にも一定の報酬を受け取れる契約内容となっていたが、Cはこれに不満があったため、Mが再度交渉し、報酬内容を改訂させた。その際、当該報酬額の変更についてMは新たに委員会の承認を得なければならないのに、既に当初案で承認を得たかのように虚偽の説明をし、雇用条件等に関する（当該増額後の報酬額を含む）Final Offer Letter（「最終案」という）の承認を得た。しかし、その後Cの働きは期待されたものに全く見合うものではなく、2014年にCは「理由無し解任」されることとなった。これに関して、その過程での取締役や執行役らの信託義務違反を疑い、(1)Cに支払われた報酬額が過剰であることの調査、(2)報酬委員会を含むY社の取締役会メンバーの独立性の調査、(3)Cが会社を解任された時の状況の調査、などを目的としてAがDGCL § 220に基づいて情報開示請求をした。本件では、「信頼できる根拠」「必要不可欠性」など様々な点が問題とされている。

衡平法裁判所は、AがCの雇用・解任、また、Y社の浪費、取締役らの独立性等に関する情報開示請求に関して、「信頼できる根拠」の立証責任を果たしたと判示したものの、その開示の範囲を一部制限した。ここで、上記 Disney v. Walt Disney 事件判決でも問題とされたように、原告がDGCL § 220の請求で得た情報を断片的に漏洩する問題が生じるが、本判決は「組込参照条件」^④という方式を裁判所に認めることでバランスを図っている。組込参照条件を筆者なりに簡単に説明すると、DGCL § 220で得た情報を当該原告が恣意的に選び取って、後の派生訴訟などにおいて主張した場合に、裁判所に全範囲の書類を参照することを認め、その間を埋める情報を当該派生訴訟等に組み込むという条件のことである。これをDGCL § 220で情報開示を認める時に裁判所がつけることを認めるのが本判決である。該当箇所を詳しく紹介する。

「本件においては、組込参照条件は、Aが提起するあらゆる訴訟が“チェリーピック（※用心深く選び取るという意味）された”文書に基づかないということによって、Yと司法部の両方の利益を保護する。これは、訴えの中において、棄却を求める申立てを規律する際に、参照によって組み込まれた文書を考慮することを裁判所に許容する“参照による組

^④ もとの単語は“incorporation condition”である。訳語に関しては、熊代・前掲注^③47頁に従った。

み込み法理（incorporation-by-reference doctrine）”によって達成される。一般に原告はその主張を支配する権限を持ち、したいことを弁論出来る。…（中略）…原告はまた、訴えの主張から引き出されうる“全ての合理的な推論”をする権限を持つ。しかし、これら原則が何の考えもなく適用されてしまうと、原告は文書について説明をしたり、文脈と関係なく一部の単語を選び取ったりして、裁判所が訴答段階で原告に受け入れるよう要求された表現をそのまま主張できてしまう。その代わり、“参照による組み込み法理”のもとでは、原告は訴えの外では特定の文書を参照できず、同時に、裁判所がその文書の（開示に際して付す）実際の条件を考えることを避けることができる。

参照による組み込み法理によって、原告がわざと不正確に内容を述べてはいないこと、また、原告が引き出そうとしている推論が合理的なものであることを裁判所が確認できる。その法理は、原告が文脈から単語を取り出す権利を制限する、なぜならば、被告が文書全体の事を裁判所に指摘することが出来るからである。また、その法理によって裁判所は訴答の段階で実体のない請求を明らかにすることができる。」

なお、判決文においては、逆に裁判所が恣意的な解釈をしていると感じられる場合に、当事者が申立てをすることで、裁判所に書類全体を見るように指摘することも認められている。

(d) Tiger v. Boast 事件^⑧

一方で、2019年の Tiger v. Boast 事件判決は、裁判所の出した守秘義務命令の持続時間が問題となった事案である。有名なアパレルブランド“Boast”^⑨を再生しようと、Alex Tiger (T) と John Dowling (D) が Boast Investors LLC 社 (BI 社；有限責任会社) を創業した。しかし、金銭的な力を背景に BI 社への影響力を強めようとする D の方針に T が反対する等対立が続いていた^⑩。その後、BI 社は株式会社 BAI Holdings, Inc. (BAI 社) となった。さらに後、T は「T が保有する株式価値の算定」「潜在的な経営上の誤りの調査」「取締役の独立性に関する調査」等を目的として、BAI 社に対して複数回 DGCL § 220 に基づいて主に財務会計に関わる情報開示請求をしているが、守秘義務の条件を巡って合意に至らず開示はなされなかったため、裁判所へ提訴し、守秘義務の期限が最も争点

^⑧ Tiger v. Boast Apparel, Inc., 214 A.3d 933 (Del. 2019).

^⑨ 判決文によれば、有名なテニスプレイヤー Bill St. John によって1970年に設立されたアパレルブランドであるが、St. John は90年代に引退した。

^⑩ D が400万ドルを BI 社に貸し付け、最終的に BI 社の経営に関する合意を変更した。詳細は判決文からは分からないものの、貸付金を追加的な持分に変換する手法を用い、この転換の過程で、他の社員は（持分の）優先引受権に追加出資を求められ、さもなくばその持株比率が低下するという状態であった。T はこれに反対し、参加しなかった。

とされた⁹⁰⁸。これに関して、衡平法裁判所は「Tが開示請求から知った情報に基づく訴訟を提起するまで守秘義務が続き、その後は裁判所の適用するルールにより管理される」という提案をしたが、裁量権の濫用等を主張してTが上訴した。

デラウェア州最高裁判所は判決の冒頭で「裁判所が裁量権の行使として守秘義務命令を発出した場合、その持続時間は、株主による「差し迫った状況」の立証の欠如には依存しない。むしろ、衡平法裁判所は、守秘義務に対する会社の法的利益に対する株主の自由なコミュニケーションの法的利益を比較考察するべきであった。」と判示し、「差し迫った状況の存在」立証を株主に要求した衡平法裁判所を批判・修正した。

さらに最高裁は、CM & M v. Carrol 事件判決⁹⁰⁹ や Disney v. Walt Disney 事件判決⁹¹⁰ の考え方を踏まえた上で、「どちらかといえば、当事者が裁判所に初めから守秘義務命令を出すよう要求する方が、株主が合理的に存在しているように見える守秘義務命令の修正を裁判所に後から要求するよりも、会社に課される立証負担は厳しくなる（対応する株主の負担の方はそれほど厳しくはない。）」「§ 220のケースにつき秘密保持の扱いを受けるより前の段階で「会社は開示の結果生ずる特定の害を証明する必要はない」ものの、「(守秘義務の) 必要性が容易に明白になると反射的に結論付けてはならない」と判示した⁹¹¹。

また、最高裁は「簡単に言えば、期間の定めのない守秘義務はルールではなく例外である。一定のケースでは無期限の守秘義務に合理性がある可能性があるが、§ 220の帳簿・記録の閲覧を求めている当事者は、無期限の守秘義務に満たないものを裁判所に認めさせるにあたり、差し迫った状況を立証する必要はない。」とも判示した。結論としては、衡平法裁判所の命令は、裁量権濫用はないとして是認された。

(5) 弁護士依頼者間の秘匿特権つき文書等の開示請求

(a) 前提；弁護士依頼人間秘匿特権とガーナー原則

弁護士と依頼人との間の秘密は、率直なやり取りを促進するために秘匿されるべきであり、その特権のことを弁護士依頼者間の秘匿特権 (attorney-client privilege)⁹¹² という。ま

⁹⁰⁸ これに関して、Tは1年の守秘義務の命令を裁判所に主張したのに対して、BAIは過去の先例を引くなどして3年の守秘義務を強く主張している。

⁹⁰⁹ DGCL § 220には合理的な守秘義務条件を付けられるという部分が Tiger v. Boast 事件判決で言及されている。

⁹¹⁰ 守秘義務対象情報の開示には、潜在的利益・害悪の比較衡量が必要であるとする部分が Tiger v. Boast 事件判決で言及されている。

⁹¹¹ この箇所の前後でも頻繁に先述の Disney v. Walt Disney 事件判決への言及がなされているが、同事件も、既存の守秘義務の条件を変更するよう原告が求めた事案であった。

⁹¹² 両者の間で交わされたことは、証拠提出や開示手続きでの開示を拒否できる依頼者の特権；現在では必ずしも広範囲に認められているわけではない（小山・前掲注⁹⁰⁷81頁引用）。訳語はこの辞書に従った。

た、弁護士が事件のために用意したのもも秘匿されるべきであるとする、職務活動成果の準則（work product doctrine）^⑬も存在する。このような開示免除特権^⑭の付された文書が DGCL § 220によって開示請求された場合に関しても、デラウェア州は詳細なる判例法理を展開している。

前提として、開示免除特権等の適用に関しては、かつて二つ不分明な点があった。第一に、会社が依頼者である場合にもこれが適用されるか否かである。第二に、かかる特権の付された情報の開示が絶対にされないわけではなく、一定の高度の必要性がある場合には開示されうる場合もあるのではないかという点である。この問題について、1933年証券法違反の詐欺の責任追及が問題となった1970年第五巡回区控訴裁判所の事件（DGCL § 220の事案ではない）である *Garner v. Wolfenbarger* 事件判決^⑮において争われた。第一の問題に関して、*Garner v. Wolfenbarger* 事件判決は以下の通り判示して、会社が依頼者である場合にも同特権が適用可能であるとされた^⑯。

「弁護士依頼人間秘匿特権は、依頼者が会社である場合にも適用可能である。会社は、単に情報を要求する者が株主の地位を持つという理由だけでその特権の適用を禁止されるものではない。会社は株主との間で、株主の利益に反して行動したということでの訴訟の渦中にある場合に、会社の利益だけでなくこれら株主の利益も保護し、また、公衆が特権の適用を要請するためには、その特権が特定の事案では発動されるべきではないという理由を株主が立証することが条件となる。」

第二の問題に関して、*Garner v. Wolfenbarger* 事件判決は、株主が「適切な理由（good cause）」を示した場合には、同特権の例外として開示が可能であるという基準（ガーナー原則）を掲げ、その考慮要素として下記を挙げた。

「適切な理由（good cause）の存在・不存在を決するにあたり参考になる要素は多く存在する。株式数とそれら株式が何パーセントに相当するか、株主の誠実さ（bona fides）、株主の請求の性質とそれが明らかに偽り（colorable）の請求に該当するか、情報入手の明らかな必要性や望ましさ、他の情報源からの取得可能性、もし株主の請求が会社からの不当な訴訟に基づくものであれば、その訴訟が犯罪となるか、違法ではあるが犯罪にはならな

⑬ 弁護士が依頼事件のため集め用意したものは相手方当事者側からの請求に基づく開示（discovery）対象から除かれるという法理；弁護士の訴訟戦術を護るために確立した（小山・前掲注⑯1214頁）。訳語はこの辞書に従った。

⑭ 弁護士依頼人間秘匿特権、職務活動成果の準則を合わせて「開示免除特権」と呼ぶ（釜田・後掲注⑳45頁（注1）参照）。

⑮ *Garner v. Wolfenbarger* 1970 U.S. App., LEXIS 7510 (Former 5th Cir. 1970).

⑯ 釜田・後掲注⑳44頁）。

いか、適法性に疑いのあるものか、コミュニケーションが過去や将来の訴訟に関係するものか、あるいは現在の訴訟そのもののアドバイスに関するものなのか、コミュニケーションが特定される程度に対して株主が盲目的に証拠漁りをしている程度、独立した理由で会社とその秘密保持に利害関係を有する取引上の秘密その他の情報の暴露のリスク、である。」

なお、上記判示に続けて *Garner v. Wolfinbarger* 事件判決は「裁判所は、自由にインカメラ調査や口頭での尋問を利用でき、また、取引上の秘密や、情報が暴露された場合のインパクトが弁護士とのコミュニケーションが暴露された場合と同等の影響を与える他の事例において秘密を保護する一般的手段である保護命令 (protective order)^⑪ も自由に利用できる。」と判示して、企業情報の漏洩防止に配慮している。

もっとも、上記ガーナー原則が DGCL § 220 に適用されるか (されるとしてどのように適用されるか) に関しては不明確な点も多く残されていた。

(b) *Grimes v. DSC* 事件^⑫

既に紹介した事案の概要は省略する。衡平法裁判所の判決は、「特別委員会」のやり取りに関わる情報について、「正当な目的」と「不可欠性」を大筋で認めた。もっとも、それとは別に、それら情報は弁護士依頼者間の秘匿特権等の対象とされる。どのような基準に基づいてかかる情報の開示の可否を判断すればよいかが次に問題とされた。衡平法裁判所は、下記のように判示した。

「当該特権は絶対的なものではなく、少数株主による訴訟にしばしば援用される例外が適用されうる。」特に、株主との間の訴訟の場合は、株主の利益に反対する「会社や特権の利用可能性に関する公衆の要望を保護するため、株主は当該特権が適用されない「適切な理由 (good cause)」を主張立証しなければならない。」と述べた。この「適切な理由」が存在するか否かを判断する考慮要素に関しては、本判決は *Garner v. Wolfinbarger* 事件判決^⑬ を引用し、「(i)株主が保有する株式数とパーセンテージ、(ii)偽りの請求の主張、(iii)情報の必要性と他の情報源から入手不可能であること、(iv)株主が情報を特定しているか否か、証拠漁りではないか、(v)当該コミュニケーションが訴訟に関するアドバイスそのものか」等の要素を掲げた。判決はこれらを考慮の上、「原告が特権付き文書の開示に関して

^⑪ 重複して訴訟が提起されること、discovery (開示) の濫用などによる困惑から保護するために発せられる裁判所の命令 (田中・前掲注③677頁)。「開示制限命令」ともいう。

^⑫ *Grimes v. DSC Communs. Corp.*, 724 A.2d 561 (Del. Ch. 1998).

^⑬ *Garner v. Wolfinbarger* 1970 U.S. App., LEXIS 7510 (Former 5th Cir. 1970). この *Garner v. Wolfinbarger* 事件自体は、DGCL § 220 の事件ではなく、連邦証券法に基づく訴訟事件であるが、弁護士依頼者間の秘匿特権の付された情報の扱いに関して本文中述べたような基準 (ガーナー原則と呼ばれている) を提示した。

“適切な理由”を立証した」点に加え、当該情報が「他の情報源からは入手不可能であること」「(取締役会が不合理に請求を拒絶した点の調査という)原告の目的にとって不可欠であること」等を理由としてGの請求を認めた。なお、その他「職務活動成果の準則」³⁰⁾についても問題とされたが、前者については「潜在的必要性」があり利用不可能であることを立証することで開示可能であるとし、立証が果たされたため請求は認容された。また、同様に争点とされた「自己批判的分析結果秘匿特権」³¹⁾についても、先例を引用しつつ諸要素を総合考慮し、同特権適用の前提を欠くことなどから原告の請求は認容された。

(c) Wal-Mart v. IBEW 事件³²⁾

本件被告 Wal-Mart 社 (W) は、27か国で店舗を経営し、220万もの従業員を有する NYSE 上場会社である。訴外 WelMex (以下 X という) は、W社のメキシコ子会社であり、W社が支配比率を有している。原告は、インディアナ州延期工事退職年金基金 (IBEW; 以下 I という) であり、W社の株主である。2012年にニューヨークタイムズ (新聞) が、X社の当時の CEO である Eduardo Castro-Wright が2002年から2005年にかけて、メキシコ政府高官に違法な贈賄をしており、W社の役員らはその事実には気づいていなかったということを報道した。X社は贈賄の対価として、新規店舗の許可とライセンスの手続に関して便宜を図ってもらっていたこと、W社の当時の重役は2005年にそのことに気づき、当時の顧問弁護士である Maritza I. Munich に知らせ、Munich は社外の弁護士をさらに雇って詳細な調査をすることを提案したにも関わらず、社内者による不十分な調査のみ行い、当該メキシコでの贈賄の件は「不合理な疑いでしかない」と報告したことなどが同新聞により報道された。

この件に関して I は、X社の贈賄事件の調査、W社・X社役員らの信任義務違反の調査などを目的として、DGCL § 220に基づき帳簿・記録の開示請求を行った。これへの返答として、W社は取締役会議事録、議題や海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act³³⁾; FCPA) に関するポリシーなどを任意開示したが、一部の記録と弁護士依頼人間秘

³⁰⁾ 弁護士が依頼事件のため集め用意したものは相手方当事者側からの請求に基づく開示 (discovery) 対象から除かれるという法理; 弁護士の訴訟戦術を護るために確立した (小山・前掲注²⁷⁾1214頁引用)。

³¹⁾ 法規を遵守しているか否かについての評価が内部的なもので、初めからその結果は内密とされ、それが万が一開示されるものであるとすれば削除されていたであろう性質の情報である場合には、そのごまかしのない評価の結果を開示しなくてもよいという秘匿特権 (小山・前掲注²⁷⁾1008頁引用)。

³²⁾ Wal-Mart Stores, Inc. v. Ind. Elec. Workers Pension Trust Fund IBEW, 95 A.3d 1264 (Del. 2014). この事件に関する日本語の解説として、釜田薫子「開示免除特権で保護された文書の閲覧請求」商事2167号42頁 (2018) 参照。

³³⁾ “Corrupt Practices Act”は、「腐敗行為法、選挙不正行為法 連邦・州の選挙運動資金規制法」と訳される (小山・前掲注²⁷⁾248頁参照)。訳語に関して、釜田・前掲注²⁷⁾43頁も参照した。

匿特権によって保護される情報等は開示をしなかった。これに対して I がさらに DGCL § 220 に基づいて、衡平法裁判所に提訴をし、不足する情報や上記特権で保護されている情報の開示を求めたのが本件である。本件においては文書や記録の「不可欠性」も争点とされているが、特に重要なのは、かかる弁護士依頼人間秘匿特権がついた文書の開示請求をどう考えるかである。前記「ガーナー原則（例外を満たせば、上記特権付き記録でも開示請求ができる場合がある）」が完全な訴訟手続や DGCL § 220 の訴訟手続にも適用されるか否かは判例上必ずしも明確ではなかった。

これに対してデラウェア州最高裁判所は、前記 *Garner v. Wolfenbarger* 事件判決をそのまま引用し、会社が依頼者である場合にも同特権が適用可能であることを確認した。続けて最高裁は *Garner v. Wolfenbarger* 事件の第五巡回区裁判所判決が「十分な理由」の立証責任を果たすために必要な要素を挙げた点、本件で問題となるのは「十分な理由」を I が立証できているか否かである点を確認した。

さらに、弁護士依頼人間秘匿特権の歴史がローマに遡る点を指摘し、「弁護士と依頼者（会社が依頼者である場合も含む）との間の完全かつ率直なコミュニケーションを促進することによって不可欠であり、もって、法律の遵守と司法の運営に関するより広い公衆の利益を促進する」という同特権の趣旨にデラウェア州裁判所が同意する点を述べ、「したがって、ガーナー原則における弁護士依頼人間秘匿特権の信任義務的な例外は、狭く、厳格であり、それを満たすことはとても難しいと考えられている。それは競合する法的利益の間の適切なバランスを実現することになる。」との解釈を述べた。

続けて最高裁は、ガーナー原則が株主・会社間の完全な訴訟手続と DGCL § 220 の訴訟の両方に適用されることを認めたのに続けて、「DGCL § 220 の手続においては、必要性和不可欠性の審査が、他のあらゆる特権の審査より優先されなければならない、なぜなら、必要性和不可欠性審査は、冒頭の問題—DGCL § 220 によって原告が開示を受けられる文書の範囲—を決定づけるものだからである。」と判示した。

さらに最高裁は、ガーナー原則がトライアル裁判所に、「コミュニケーションが訴訟そのもののアドバイスに関連するものか、そして、コミュニケーションが特定される程度に対して株主が盲目的に証拠漁りをしている程度」を分析するように指示をしている点を確認した。結論として、衡平法裁判所が、情報は特定されており、証拠漁りでない等と判示した点を是認し、I による開示請求を許容した。

(6) 考 察

以上、アメリカ法（主に DGCL）の情報漏洩防止策及びそれに関連する判例法理を様々

な方向から紹介・検討してきた。以下、同様に、主に株主名簿以外の情報（議事録・帳簿等）を念頭において考察する。前提として、まず、DGCL 及び判例上は、一旦正当な目的が立証された場合、仮に裏に別の目的を隠し持っていたとしても開示請求は認容される（CM & M v. Carroll 事件判決）ため、実際には裏に隠していた「正当ではない」第二の目的のために情報が濫用され、漏洩する事態は生じうる。また、コモン・ロー上・DGCL 上、また裁判例上（Nottingham v. Trans-Lux 事件判決など）、会社への請求で得た情報をその後別の者に共有することは、ディスカバリー等別に用意された法的手続の趣旨を無意味なものにしてしまうなど一定の場合を除いて、基本的には禁止されていないため、この点でも情報漏洩の危険性が高まるように思われる。上記のようなアメリカ法上の構造から、ただでさえ存在する情報漏洩の危険性は一層高くなるように見えなくもない。

もっとも、そのような危険をアメリカ法は十分に認識しており、それへの対策・対処法も発達していた。まず、既述のような多様な漏洩防止策を裁判所の裁量において行えるとするのがコモン・ローの考え方である。さらに、主に DGCL に関する裁判例上は、実際に開示を認める場面において、企業秘密など情報漏洩の危険性に配慮する義務を裁判所に課し、閲覧や開示の場面において、個別具体的に裁判所に裁量により制限や条件を付ける権利を与える（CM & M v. Carroll 事件判決、United Techs v. Treppel 事件判決）ことで個別具体的場面に応じた情報漏洩防止策を講じさせている。情報共有禁止の条件を認める裁判例もあった（Freund v. Lucent Techs 事件判決）。

以上を日本法と比較してみよう。わが国においても裏に不当な目的を隠しつつ、表向きには正当な目的を主張して会計帳簿を手に入れようとする請求は少なくないと思われるが、この点も主に、会社が立証責任を負う拒絶事由の問題として処理される。通説は基本的に、433条2項1号2号拒絶事由の主張立証責任を会社側が負うと解釈し、客観的に会社に害が及ぶか否かによって該当性が判断される^{③④}。一方で、実務は権利行使目的と濫用的な目的のどちらが主要な目的かによって決するという考え方をとる^{③⑤}。また、正当な開示請求によって得た情報を他者と共有する弊害について、日本法では433条2項4号5号が拒絶事由として規定しており、やはり会社側の立証^{③⑥}によってそれを拒絶させる制度となっている。「裏の目的の併存」や、開示情報の事後的な共有・漏洩は情報開示請求に常に伴う

③④ 大森忠夫・矢沢惇編『注釈会社法(6)会社の計算』390, 394頁 [和座一清執筆] (有斐閣, 1970), 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版 注釈会社法(9)株式会社の計算(2)』222頁 [和座一清執筆] (有斐閣, 1988)。

③⑤ 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅱ [第三版]』680-681頁 (判例タイムズ, 2011) また、近藤・前掲注^{③④}193頁もこの立場をとる。

③⑥ 江頭ほか編・前掲注^{③④}143頁 [久保田光昭] 参照。

難問であり、日本法でも裁判所の審査によって不当な目的が認定された事例はほとんど存在しない³²⁰。日本でも詳細な主張立証を求め裁判所による審査を丁寧にするには、不当な目的による請求が認容される可能性を減らすことに効果があると思われるが、限界があると推察する。そこで、開示の場面においても裁判所の裁量権の行使等によって漏洩防止のための条件付けを行うことで危険性を少しでも減らすことを考慮することになるが、日本では裁判所にどのような裁量権があるのか、どのような漏洩防止策が講じられているかという点もあまり明らかにはされていない。なお、日本法上は株主の「請求の理由」(433条1項)の主張立証によって対象となる帳簿・記録が会社側に明らかになるが、近年は株主の抽象的・広範囲にわたる主張を「限定解釈」した上で認容しているようにみられる裁判例も散見され³²¹、そこだけを見ると裁判所の裁量権はむしろ「会計帳簿等の閲覧を認める」方向で行使されているように見えなくもない。

本稿では続けて、特に取り扱いに注意が必要な、守秘義務対象情報の開示についても調査・検討した。アメリカ法上、「守秘義務契約の対象たる文書も開示されうる (Armour v. Gulf Sulphur 事件判決)」のが前提である。その上で、第一に「既に守秘義務対象の情報開示請求にあたっては、潜在的な利益と潜在的な害悪を衡量する (Disney v. Walt Disney 事件判決, Tiger v. Boast 事件判決)」とされていた。これは、具体的に株主の利益と会社側の利益を衡量し、請求対象の中で裁判所が開示を命ずるべき(命じることが許される)対象を選定する機能を営む。その際、秘密情報等の漏洩に配慮し「(開示による)会社への実害まで要求されない (Amalgamated Bank v. UICI 事件判決)」という緩やかな基準を採用していると推察される。さらに、裁判所が出した守秘義務命令の期間の適否に関しては、「差し迫った必要性までの立証は不要 (Tiger v. Boast 事件判決)」で、守秘義務に対する株主・会社の法的利益を比較考察 (Tiger v. Boast 事件判決) すべき点も示されている。このように、アメリカの判例法理は守秘義務命令の対象や期間について、株主と会社との利益衡量を丁寧に行い、そこでは企業秘密等漏洩のリスクに特に慎重に配慮する仕組みが判例上備わっている³²²。また、付随的に弁護士依頼人間秘匿特権つき情報の

³²⁰ 大阪地裁平成11年3月24日判決判時1741号150頁は、会計帳簿等の閲覧謄写請求事件であるが、「会社に対して利益の供与を求める交渉を有利に運ぶ」という違法な目的が認定され平成17年改正前商法293条ノ7第一号前段(現行会社法433条2項一号に相当)の拒絶事由が認められたという珍しい事例である。

³²¹ 東京高裁平成18年3月29日判決判タ1209号266頁、東京高裁平成28年3月28日判決金判1491号16頁。

³²² なお、情報の開示が原則であり、守秘義務は例外であると考えられることが多い上に、配布・公表した文書に対しての制限に関しては会社に主張立証責任が課される点を問題視する見解もある (MACEY & MOLL, *supra* note 73, at 844.)。

開示請求についても紹介した。そこでは、株主の情報開示請求がどの程度真摯なものか、その請求からしか情報が取得できないか等の点を明らかにするため、多数の要素のきめ細やかな総合考慮が行われた上で「適切な理由」が立証されているか否かによって開示を決する「ガーナー基準（Garner v. Wolfenbarger 事件判決）」が存在していた。これがその後の事件でも適用される中で、DGCL § 220においても同原則が用いられ、同特権付き情報が開示できる例外は極めて狭く厳格であることも確認されている（Grimes v. DSC 事件判決、Wal-Mart v. IBEW 事件判決）。以上、守秘義務や開示免除特権付きで、取扱いが特に慎重になされるべき情報についても、例外的に開示される場合を厳格に限定し、その審査を特に慎重にすることで、漏洩の危険から会社の利益を保護するための判例法理が存在していた。

この点、わが国の会計帳簿閲覧謄写請求権ではどうだろうか。理論上は帳簿など保護されるべき情報が予め守秘義務の対象に指定される、依頼人たる会社（役員）と弁護士との間の秘密とされる等のことはありうる。もっとも、これら情報を会計帳簿閲覧謄写請求権との関係で特に慎重に扱うべきとする会社法の規定や解釈、裁判例は見当たらず、実際にどのような処理がなされているかは明確ではない^{④)}。解釈上はやはりこれら情報に関して、「拒絶事由（433条2項、特に1号・2号）」の解釈適用を通してその漏洩防止を図ることになる。日本法はアメリカ法程株主の権利が強力ではない反面、会社側の利益に対してもアメリカ判例のような詳細な基準を用いず、個別具体的に判断がなされることとなる。もっとも、立証責任はやはり会社に課されるため、会社側の立証の失敗によって特に秘匿されるべきこれら情報が漏洩する危険がある。

V まとめと今後の課題

以上、本稿は主に日本法の「会計帳簿閲覧謄写請求権」がなぜ利用されにくく本来の機

^{④)} ここで、企業秘密や弁護士と依頼人たる会社との間のやり取りがどのように保護されるかは、提訴後の文書提出命令に関して議論がある。条文上は、民事訴訟法上の一般義務文書から除かれる「証言拒絶該当事由記載文書」に該当するかが問題となり220条4号イ・ハが準用する197条の1項2号3号への該当性が判断される。解釈上は技術・職業上の秘密のうち、秘密帰属主体の不利益と真実発見・裁判公正の要請との比較較量に基づいて「保護に値する秘密」とされた場合のみ提出の拒絶が認められる（伊藤眞『民事訴訟法〔第6版〕』442、402頁参照（有斐閣、2018））。もっとも、金融機関に対する文書提出命令が問題とされた東京高決平成20年4月2日金判1295号58頁の中で、計算書類・会計帳簿等の財務情報は証言拒絶権の対象となると一般的にみる余地がある旨判示されたものの、当該事案においては真実発見を優先させるべき特段事情があることから文書提出命令が認められた（加藤新太郎ほか編『新基本法コンメンタール 民事訴訟法2』）53頁〔安西明子執筆〕（日本評論社、2017）も参照）。

能を発揮できていないかの原因を探るために、その制度のモデルとされたアメリカ法上の「帳簿・記録開示請求権」を概観し、部分的に比較検討してきた。「直接社内情報を株主に開示する」という仕組みも日米で共通している。もっとも、この仕組みでは、もともと守秘義務を負っていない株主が情報を他者に共有したり漏洩させたりする危険性が高く、そのことがこの制度の利用自体を阻害する原因になるのではないかというのが筆者の一番の問題意識である。そこで、特に丹念に調査・検討したのは、母法とされたアメリカ法上の帳簿・記録開示請求権において、情報漏洩に役立つ仕組みがどのようになっているかという点であった。本稿のさしあたりの検討によれば、下記のように情報漏洩の危険性に対処し、漏洩を防止するために効果を発揮する特徴がいくつかみられた。以下、再度株主名簿以外の情報（議事録・帳簿等）を念頭においてまとめる。

第一に、開示請求の場面では「正当な目的」という要件の他に、「信頼できる根拠」の基準、「不可欠性」の基準という判例法理上の基準が発達していた。これにより、認容されるべき請求とそうでない請求、また請求を認容する場合にその範囲を判定するに際してきめ細やかで慎重な判断を可能にし、株主側の利益だけではなく会社側の利益、つまり情報漏洩の防止に役立っていることが分かった。しかも、これら要件・基準の立証責任はすべて株主側に課され、情報漏洩の危険にさらされる会社側の利益に相当の配慮がなされていた。これに対して、日本法では濫用的な請求、不当な請求等への対処は基本的に拒絶事由（433条2項1号2号）の問題となり、会社側に立証責任が課される。また、それら拒絶事由は一般規定的なオープンな要件であるので明確な基準はなく、個別具体的に判断されるために予測可能性も立ちにくい。

第二に、開示の場面でも裁判所の裁量権の発揮（同時にこれは裁判所が企業秘密等を守る義務でもある）により、漏洩を防止するため様々な条件付けが可能で、これ自体も情報漏洩の防止のために認められたものであった。日本法でも開示の場面で何らかの配慮がなされていると思われるが、その内容はあまり明らかにされていない。

第三に、既に守秘義務の対象とされている情報を DGCL § 220等によって開示請求することも可能ではあるが、その場合は「潜在的利益・潜在的害悪」も比較衡量する等の判例法理により会社側の利益、ひいては情報漏洩の危険性に特に慎重に対処していた。この点に関してわが国の会社法上は議論がなされておらず、裁判例もない。

ここで、そもそもアメリカ法上の同制度は、株主に包括的で絶対的な権利を与えるものとしてスタートしており、「会計帳簿」「計算書類」「取締役会議事録」など媒体ごとに法律によって権利が与えられた日本法とは出発点において大きく異なる。また、アメリカ法

はそもそも判例法の国であり、伝統的コモン・ローの他に DGCL など制定法が存在し、モデル法たる MBCA もそれに影響を与えているという法源の重層性を有する点においても、日本法との大きな違いがある。加えて、本稿で一部を紹介してきた通り、アメリカ法は数においても日本法とは比較にならないほど多くの判例が存在しており、その法文化の違いからも同様のことを裏付けられる。よって、情報開示請求権においても、日本法とアメリカ法を単純比較することはできないのはもちろんのことである。

もっとも、それを考慮に入れたとしても、本稿が明らかにした通り、アメリカ法には日本法にはない、又は、日本法が持つものとは違った精密さを伴った情報漏洩防止への対処の仕組みが採用されているという点は特筆に値する。以上の検討結果をもとに、筆者は現時点において以下のように推察する。すなわち、日本法は会計帳簿閲覧謄写請求権の制度創設の段階から現在に至るまで、アメリカ法上の帳簿・記録開示請求権とその周辺は参照しているものの、同時にアメリカ法上存在する情報漏洩防止への考え方、また判例法理上存在する具体的な基準・措置までは十分に参照・検討せず、また制度のその後の制度・判例法理の発展をフォローすることまで十分に意識していなかったのではないか。その結果、依然として日本法上の会計帳簿閲覧謄写請求権は、情報漏洩の危険性が高いままで存続し、十分に制度趣旨通りの機能を発揮できないまま今日に至っているのではないか。これが、さしあたりの本稿の検討結果であり、筆者の現段階での見方である。

では、わが国において、株主が会社の不祥事を疑う場合、その情報収集の手段についてどのように考えるべきだろうか。裁判所の認定を丁寧・慎重にし、裁判所による裁量権行使を充実させるアメリカ法のような方法で情報漏洩防止をはかり、会計帳簿閲覧謄写請求権など「直接型」制度を充実させる方途も考え得る。もっとも、冒頭でも述べたとおり、株主に直接情報を開示するという仕組みは常に漏洩リスクと隣り合わせであるし、アメリカ法を細部まで取り入れたからといってそれがそのまま日本で機能するかどうかは分からない。もっと広い視野に立って、日本法にとって何が最適かという考察が必要であろう。これに関して、本稿では検討できなかったが、わが国の会社法は、株主の請求に基づき裁判所の選任した中立の第三者（弁護士など）に会社不祥事等の調査を行わせる「業務財産検査役（358条）」の制度^{③①}も用意する。これは、既に法令上守秘義務を負っている弁護士等が担当することが多い^{③②}上に、裁判所が追加で漏洩防止のための条件を付けることがで

③① 制度の概要等につき、落合編著・前掲注^{③①}106頁以下 [久保田]。

③② 落合編・前掲注^{③②}120頁 [久保田]。

き³³⁾、情報漏洩防止と情報を必要とする株主の利益を両立させる仕組みとして魅力的であるようにも感じられる。もっとも、この制度はロエスレル草案を経て明治32年（1899年）の商法制定当時から日本商法（会社法）に盛り込まれていた³⁴⁾にも関わらず、殆ど利用されていない。同様に、この検査役制度がなぜ日本法で利用されていないのか、その理由も詳細に検討した上で、再度広い視野をもって「株主が会社から情報を得る手段」を総合的に観察してみる必要がある。なお、日本の上記草案の検査役（検査官吏）は、イギリス法を特に参照して起草されている³⁵⁾。よって、今後は、直接情報を株主に開示せず、弁護士等を介在させる「第三者型」制度たる業務財産検査役につき、主に母法であるイギリス法との比較を通してその真の問題点は何かという点の解明に取り組みたい。それら検討を経たうえで、不祥事の時などに株主が会社から情報を取得し、開示を受けるための手段のあり方について何らかの視点が提供できるように、さらに研究を継続する。

謝 辞

本研究は JSPS 科研費 JP19K13576の助成を受けたものです。

参 考 文 献

脚注で言及したもののほか、下記文献を参照した。

- 1) 吉川達夫・飯田浩司『ハンドブック アメリカ・ビジネス法』77頁以下（レクシスネクシスジャパン株式会社，2013）
- 2) 岩田太ほか編『基礎から学べるアメリカ法』116頁以下（弘文堂，2020）

³³⁾ 山田弘之助「株主の会計帳簿閲覧権と検査役選任請求権」鈴木忠一ほか編『会社と訴訟（上）』568頁（有斐閣，1968年）参照。

³⁴⁾ 上田純子「中立的社会者による会社情報の収集と利害調整」法政79巻3号90(290)頁（2012年）参照。

³⁵⁾ 上田・前掲注³⁴⁾90(290)頁。